

## グラン＝ギニョル劇における異境のイメージ — ロルド、モレル『究極の拷問』における中国像 —

外国語学部 真野 倫 平

### はじめに

20世紀初頭に成立した恐怖演劇であるグラン＝ギニョル劇は、主要な観客であるブルジョワ階級が抱いていた不安を想像力の源泉としていた<sup>1</sup>。すなわち、そこで恐怖の対象とされたのは幽霊や吸血鬼といった架空の存在ではなく、下層階級・流れ者・犯罪者・精神病者・伝染病といった現実的存在であった。それはいわばブルジョワ階級の秩序と安全を脅かす危険な「他者」を意味していた。

グラン＝ギニョル劇が成立したのは、ヨーロッパ列強がアジアやアフリカで植民地競争を展開していた帝国主義の時代である。19世紀には植民地拡大にともないさまざまな地域や民族についての知識がヨーロッパに大量に流入した。19世紀後半に成立した万国博覧会は、植民地の物資を資本主義社会の消費システムに組み入れると同時に、ヨーロッパの支配的地位を視覚化するための装置にほかならなかった。そこでは植民地の民族や文化の異様さや珍奇さが強調され、ヨーロッパの文化的・物質的優位が強調される仕組みになっていた。

そのような時代背景の中で、20世紀初頭にはグラン＝ギニョル劇においてもアフリカやアジアを舞台にした一連の作品が作られた<sup>2</sup>。そこには野蛮な異民族や奇怪な風習、苛酷な気候や危険な風土病が恐怖の対象としてしばしば登場した。本論においては特に中国を舞台にしたいくつかの作品を取り上げ、そこに描かれた異境のイメージを分析する。さらに、同時代の中国に関する書物やジャーナリズムの報道についても検討する。以上の作業を通じて、当時のヨーロッパ人が中国についていかなるイメージを抱いていたのか、そしてそのイメージがこのジャンルにどのように反映されているのかを明らかにしたい。

---

1 グラン＝ギニョル劇の特徴については真野倫平編・訳『グラン＝ギニョル傑作選』水声社、2010年の解説を参照。

2 アジアを舞台とした作品には、本論で扱うロルド、モレル『究極の拷問』（1904）、ガラン『血まみれのヒバリ』（1911）、シェーヌ『責苦の園』（1922）の他に、インドを舞台にしたルノルマン、ダギュザン『大いなる死』（1909）、ベトナムを舞台にしたベルトン『麻薬』（1930）などがある。アフリカを舞台とした作品にはサヴォワール、マルシャン『死を前にして』（1920）、ロルド、ポーシュ『死の支配者』（1930刊）、ロルド、ポーシュ『黒魔術』（1936刊）などがある。

## 1 ロルド、モレル『究極の拷問』

アンドレ・ド・ロルド、ウジェーヌ・モレル『究極の拷問』（全一幕）は1904年12月2日にグラン＝ギニョル座で初演された。梗概を以下に記す。義和団の乱が起き、北京のフランス領事館は32日前から叛徒によって包囲されている。領事たちは叛徒の攻撃に耐えながら援軍の到着を待っている。領事のデムランは極限状況の中で娘のドニーズを気遣う。援軍を呼びに行った兵士の一人が、拷問を受けて瀕死となった状態で発見される。兵士は仲間が叛徒に拷問され殺された様子を報告し、絶対に生きてままだま捕まってはならないと警告して息絶える。ついに叛徒が侵入し、絶望した領事は娘を自分の手で射殺するが、到着したのは実は救出に来た援軍であった。

この作品は19世紀末に中国で起きた義和団の乱を背景にしている。1894-95年に日本が日清戦争で清を破ると、列強は中国への進出をさらに進め、本格的な分割支配に乗り出した。これに対して中国人のあいだで排外運動が高まりをみせ、19世紀末には山東省で義和団による反キリスト教運動が起こった。1900年に義和団は「扶清滅洋」をスローガンに北京に進出し、6月に日本公使館書記とドイツ公使を殺害した。この機に西太后が義和団を支持し列強に宣戦布告すると、北京の外国公使たちは叛徒に囲まれ孤立した。列強諸国による連合軍は彼らを解放すべく北京に進軍し、8月に北京を攻略した。ここに至って義和団は清朝により反乱軍と認定され、まもなく連合軍により鎮圧された。籠城は国外退去命令が出された6月19日から連合軍が攻撃を開始した8月14日までの約2カ月間続いた<sup>3</sup>。

『究極の拷問』の舞台は領事館の内部であり、そこに叛徒は一人も姿を見せない。ただ遠くから彼らの怒号が響いてくるだけである。叛徒の残忍さは登場人物の口を通して語られる。とりわけ凄惨なのは、両手を切断された兵士の口から、叛徒が行った凄まじい拷問の数々が語られる場面である。

ボルナン おれの目にはあの光景が永遠に焼きついている。いいかい、おれは見たんだ、ラザリスト修道院の女を。やつらはその女を捕まえて、しっかりと縛りつけた。そして爪をはぎ取った、両足と、両手から……。それから——おお、あの叫び声！ ——真っ赤に焼けたやっここで、やつらは女の舌を引き抜き、乳房をむしり取った……。 (あえぐ) ああ！<sup>4</sup> (114)

3 この事件はニコラス・レイ監督の『北京の五十五日』（1963）として映画化されている。

4 André de Lorde et Eugène Morel, *La dernière torture* in *Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, édition établie par Agnès Pierron, Robert Laffont, « Bouquins », 1995.  
本作については引用に続けてページ数を記す。

本作においては、獣の群れのように荒れ狂う叛徒たちと、規律と知性をもったフランス人が明確な対照をなしている。叛徒たちは不可解な迷信を信じている。「夜のあいだは攻撃されない。義和団の連中は亡霊を恐れているのさ」(105)。彼らの怒りは凄まじいが、規律と知性を欠くためにその攻撃は効果的でない。

デムラン 私は……われわれ7人でもうひと月もやつらを食い止めている。何百人もが胸をはだけてわれわれの銃弾の前に飛び込んでくる。自分は不死身だと信じこんで。でもどんなに怒り狂ってもわれわれには勝てない、われわれ7人には！ なぜならわれわれは一致団結し、規律をもっていて、やつらはわれわれの人数を知らないからだ。われわれには勇氣以上に大きな力があるからだ。ここを出たらわれわれはたった7人の人間にすぎない。ところが相手は怒り狂った何千もの群集なんだ！ (111)

## 2 19世紀のヨーロッパにおける中国像

『究極の拷問』が初演された1904年には、フランス人にとって義和団の乱はまだ記憶に新しい事件であった。それでは当時のフランス人はこの事件に対して、そして中国に対していかなるイメージを抱いていたのだろうか。少し時代をさかのぼり、19世紀におけるヨーロッパ列強の清(1616-1912)への進出をたどってみよう。イギリスは中国への輸出拡大をめざし、1792年のマカートニー使節団以降たびたび使節団を派遣したが事態に進展はなかった。そこでイギリスはアヘンを中国に輸出することで貿易赤字を解消しようとした。清がアヘンの禁輸に力を入れると、イギリスは1840年にアヘン戦争を起こして勝利し、不平等条約である南京条約(1842)を結んだ。すると他国も清に対して同様の待遇を要求し、フランスは黄埔条約(1844)を、アメリカは望厦条約(1844)を、ロシアはアイグン条約(1858)を清と締結した。列強は中国での覇権を争い、イギリスは1857年にアロー戦争を、ロシアは1871年に新疆派兵を、フランスは1884-85年に清仏戦争を行った。1894-95年の日清戦争で日本が清を破ると、列強はさらに勢力分割を加速させた。こうして国力が衰退した清は辛亥革命によって1912年に滅亡した。

列強の中国進出にともない、19世紀のヨーロッパでは中国に関する知識が多量に流通するようになった。イギリスの使節団に参加したストーン、バロー、J・F・デイヴィスらの報告によって中国の歴史や社会の現状が伝えられた。彼らの著作はすぐに各国語に翻訳されヨーロッパ諸国に広がった。イギリスでは1806年に東インド

学院が、フランスでは1795年に国立東洋語学校が設立された。1814年にはコレージュ・ド・フランスに「中国および満州の言語および文学の講座」が開設され、中国学が制度的に確立された。こうして19世紀前半には中国についてかつてないほどに具体的なイメージが形成された。それはすなわち、大野英二郎が『停滞の帝国』（2011）で述べるような、時代の流れに取り残された巨大帝国としての中国像であった。

全体としてみれば、19世紀前半、ヨーロッパにもたらされた中国に関する報告や観察は前世紀後半に比べて量が飛躍的に増大し、カトリック宣教師に代わって、イギリス人やプロテスタント宣教師が送り手の中心となり、世俗化の傾向も目立った。それらの内容はほとんどが、前世紀中葉からヨーロッパで形成された批判的な中国像、進歩を奪われた帝国というイメージを、さながら現地で確認し、再生し、反復するかのようであった。しかもそこには、一層強く明確な否定的感情が込められていた。すなわち中国に対する敵意であり、嘲弄であり、軽蔑である。これに対して、同時代に成立する中国学は世論へ影響を及ぼすには至らない<sup>5</sup>。

マカートニーが皇帝の臣下としての三跪九拝の礼を求められて拒絶したという有名なエピソードは、時代遅れで偏狭な中国のイメージを作るのに少なからず貢献した。それはかつて高度な文化を築きながら、過去の儀礼や権威に固執するあまり進歩に取り残された「停滞の帝国」として理解された。このような中国像は、文明とキリスト教の普及を掲げて中国での覇権を拡大しようとする列強の植民地主義政策にとっても都合のよいものであった。

例としてジョン・フランシス・デイヴィス（1795-1890）の『中国人、中国帝国および住人についての総論』（1836、仏訳1837）を取り上げよう。J・F・デイヴィスはイギリスの外交官、中国学者であり、1816年のアマースト使節団、1834年のネイピア使節団に参加した。彼は『中国人』は中国の社会と文化を否定的に紹介したもので、イギリスのみならずヨーロッパに大きな影響を与えた<sup>6</sup>。デイヴィスにとって中国は何よりもまず父権的体制の国である。とはいえその権威は硬直し、行政は過度に儀礼的なものに陥っている。「このシステムは小さな規模においては氏族の結合と繁栄に貢献する。しかし中国の例が示すように、最高権威が代表団のつながりによって行使されざるをえないような広大な帝国においては、このシステムは純粋なフィクション

5 大野英二郎『停滞の帝国 近代西洋における中国像の変遷』国書刊行会、2011年、380頁。

6 前掲書、46頁。



に墮落し、専制を補強し長引かせるのに役立つばかりである<sup>7</sup>」。

また、19世紀のヨーロッパでは植民地からさまざまな民族の情報が流入したことにより、人種理論が発達を見せた。ブルーメンバッハ（1752-1840）やキュヴィエ（1769-1832）は人種分類の基礎を築き、ゴビノー（1816-82）は『諸人種の不平等に関する試論』（1853-55）においてアリア人を上位に置くヒエラルキーを唱えた。19世紀後半にはダーウィニズムの影響もあり、人為的な人種改良を唱える優生学的な思想も誕生した。これらの人種論は一般に白人優位のヒエラルキーを自明の前提とし、ヨーロッパ文明の優位を主張するものであった。

つまり人類の起源が一樣でなく、多数の種ないし人種が存在するならば、優良人種と劣悪人種なるものについて相互の関係を顧慮する必要がなく、区分がより容易かつ明瞭になる。そして楽観主義的な場合は、優良人種が劣等人種を支配、善導すべきとして、ヨーロッパによる植民地支配や帝国主義進出を合理化する思考と結びつき、悲観主義的な場合は、劣等人種の増加ないしは台頭によって優秀人種に存亡の危機が訪れるとして、劣等人種の排除あるいは優等人種の確保を求めていく。19世紀後半にきわめて広範な影響を及ぼすダーウィンの所論もその流れからはずれものではないであろう<sup>8</sup>。

中国人のイメージもこのような人種理論の影響を受けずにはすまなかった。J・F・デイヴィスもまた中国人の人種的特徴に言及している。「中国人の頭蓋骨をヨーロッパ人や黒人の頭蓋骨と比較すると、中国人の『顔面角』が他の二者の間であることが分かる。つまり言い換えれば、中国人の額とあごはヨーロッパ人よりずっと大きく後方に傾斜しているが、アフリカ人ほどではない<sup>9</sup>」。「顔面角」とは18世紀にペトルス・カンパー（1722-89）が考案した頭蓋骨の形態を表す数値であり、人種間の進化の度合いを示す指標として長いこと用いられた。

---

7 J. F. Davis, *La Chine ou description générale des mœurs et des coutumes, du gouvernement, des lois, des religions, des sciences, de la littérature, des productions naturelles, des arts, des manufactures et du commerce de l'empire chinois*, ouvrage traduit de l'anglais par A. Pichard, revu et augmenté d'un appendice par Bazin Ainé, Paris, Paulin, 1837, 2 vol., t. I, p. 197.

8 大野英二郎、前掲書、444頁。

9 J. F. Davis, *op. cit.*, t. I, p. 251.

### 3 黄禍論の台頭

19世紀末になると、列強のアジア進出や日本の台頭にともない、黄色人種を白色人種にとっての脅威と見なす黄禍論が登場した。ヨーロッパでは5世紀のフン族の侵入や13世紀のモンゴル帝国の侵入の記憶もあり、東方民族を脅威と見なす思想は潜在的に存在していた。しかし1900年の義和団の乱は黄色人種に対する警戒心を呼び覚まし、それはさらに1905年の日露戦争によって決定的なものになった。フランソワ・パヴェは『19世紀末の黄禍論』（2013）において、黄禍論台頭の背景をこう説明する。

ヨーロッパの領土拡張主義は[……]中国と日本において限界に突き当たった。ヨーロッパ人は軍事的勝利を収めたにもかかわらず、極東とりわけ中国においてある事実をかいま見た。すなわち、力によってすべての大陸を支配することは実現不可能であるという事実を。中華帝国においては、ヨーロッパと作戦現場の距離はあまりに大きく、領土はあまりに広大で、住民は均一な性格で人口があまりに多いので、軍事的征服は不可能であり、祖国を離れた西洋人たちは排外運動にさらされた。それでも西洋列強は中国に軍事的攻撃を繰り返すことで、いわば白禍の被害を与えていた。

ヨーロッパでは一部の思想家が、わが身を鏡に映すことで、自分たちが策謀で正当化している軍事的黄禍がどのようなものかを感じとった。1905年の日本のロシアに対する勝利を最初の警告と見なす者もいた。フランスの大衆文学はこの問題をとらえ、中国＝日本軍がヨーロッパに侵入する軍事的黄禍の脅威を言いふらした<sup>10</sup>。

黄禍論は極東諸国の現実的な脅威が生み出したものというよりは、植民地政策において障害に突き当たった西欧人の不安と焦燥の産物であった。そこにはヨーロッパ人のアジア人に対する優越感と、意外な抵抗に出会ったことによる屈辱感が同時に認められる。とはいえ現実にはヨーロッパ人こそ中国に多大なる被害を与えていたのであり、たとえば義和団の乱において義和団に対する連合軍の報復は義和団の暴力以上に凄惨なものであった。そこでは黄禍論はむしろ「白禍という現実を覆い隠す<sup>11</sup>」役割を果たしていた。

10 François Pavé, *Le péril jaune à la fin du XIX<sup>e</sup> siècle. Fantasma ou réalité*, L'Harmattan, 2013, p. 20.

11 *Ibid.*, p. 50.

義和団の乱の直後、エドモン・テリーは『黄禍』（1901）と題された著書を刊行し、中国が日本のように急速な経済成長を遂げればヨーロッパにとって大きな脅威になるだろうと予言した。「ヨーロッパを脅かす《黄禍》は次のように定義できる。『現在のヨーロッパの産業大国の社会体制が立脚する国際経済の均衡が急激に崩れること。その崩壊は、新しい巨大国が突然に際限のない異常な競争をもたらすことによって引き起こされる<sup>12)</sup>』」。とはいえ著者の唱えるのはあくまで経済的脅威であり、また本書が引き起こした反響も限られたものであった。

黄禍論が軍事的脅威として広範な不安を呼び起こすのは、1904-05年の日露戦争における日本の勝利によってである<sup>13)</sup>。朝鮮半島における日露対立から起こったこの戦争は、1904年2月の旅順口攻撃に始まり、その後朝鮮半島の各地で戦闘が行われた。とりわけ旅順要塞の攻囲戦は熾烈を極めたが、1905年1月に要塞は陥落した。5月には日本海海戦において日本艦隊がバルチック艦隊を撃滅した。血の日曜日事件など国内問題を抱えていたロシアは和平に向けて動き出し、9月のポーツマス条約で終戦が成立した。この戦争は黄色人国家の白人国家に対する最初の勝利であり、欧米諸国の極東に対するイメージを根底から覆すものであった。

1905年3月15日の『ジュ・セ・トゥ<sup>14)</sup>』には「黄禍」と題された匿名記事が掲載された。そこでは日本が、そして将来的には中国がヨーロッパにとっての強大な敵になるであろうと指摘される。「恐らくわれわれにはヨーロッパ侵入という考えは早すぎるように見えるだろう。しかし中国の群集が用途なき力であることを忘れてはならない。もし日本が彼らを連携させ、指揮して動かすならば、彼らはすぐにヨーロッパ侵入に成功しないまでも、ヨーロッパ人をアジアから追い払うことだろう<sup>15)</sup>」。そして中国軍がドイツ皇帝とロシア皇帝を罪人のように引き回しながらシャンゼリゼ通りを行進する様子がイラストで示されている<sup>16)</sup>（図版1）。

黄禍論は同時代の大衆文学にも大きな影響を与えた<sup>17)</sup>。アンリ・ド・ヌサーヌは『2000

12 Edmond Théry, *Le Péril jaune*, troisième édition, Paris, F. Juven, 1901, p. 309.

13 François Pavé, *op. cit.*, p. 105.

14 アルセーヌ・ルパン・シリーズが掲載されたこの大衆雑誌には、グラン＝ギニョル劇もしばしば掲載された。

15 *Je sais tout*, No. 2, 15 mars 1905, p. 136.

16 当時のメディアにおいては日本がアジア全体の指導者となる可能性がしばしば議論された。「一部の考えでは、中国人に進むべき方向を示すだけで十分であり、その役には日本が適任であった。すでに見たように、1895年にすでにユリッス・ルリッシュが中日同盟をめぐっていた。彼によれば、中国人はミカドを中国と日本の皇帝に戴くのである」（François Pavé, *op. cit.*, p. 88）。

17 François Pavé, *op. cit.*, p. 91-92.

年の中国とヨーロッパ』(1900)において、未来の中国の繁栄を描いた。また、ダンリー大尉は『黄色の侵入』(1905)において、日露戦争の後に黄色人種の軍隊がヨーロッパを蹂躪する様子を描いた。ダンリー大尉は本名をエミール・ドリアン(1855-1916)といい、近未来における架空戦記小説を発表した。『黄色の侵入』では日本人の将軍が中国皇帝を担ぎ上げて黄色人種軍を結成し、ヨーロッパに侵入する。皇帝はパリに到達するが、婚約者(日本人将軍の娘)が自殺したために理性を失い、乱行に及んだすえに暗殺される。指揮官による統率を失った黄色軍はヨーロッパで暴虐のかぎりをつくし、白人文明は壊滅する。



図版 1

黄色軍は勝利のさなかに突然君主も指揮官もいない状態に陥った。

日本の将軍の誰一人として自分を指揮官と認めさせるだけの権威をもっていなかった。

遠方から来た軍隊に規律を与えるだけの危機感ももはやなかった。

軍隊はもはや楽しむしかなかった。

こうして虐殺と略奪の時代が始まった。世界がいまだかつて見たことがないような、破壊と狂気の血塗られた時代が。それが残された白人文明にとどめを刺した<sup>18</sup>。

イギリスのサックス・ローマー(1883-1959)は義和団の乱に靈感を受け、『怪人フーマンチュー』(1913)を刊行した。フーマンチューは黄色人種による世界支配を狙う犯罪組織の首領であり、高い知能と恐るべき残忍さを備えている。「ある人物を想像してみてください——長身で、痩せていて、いかり肩で、シェイクスピアのような額で、

18 Capitaine Danrit, *L'invasion jaune*, édition illustrée par G. Dutriac, Paris, Ernest Flammarion, sans date, p. 840.

悪魔のような顔をしている。きれいに剃りあげた頭、猫を思わせる緑色の瞳、磁力のように視線を引きつける切れ長の目。東洋人の狡猾さと英知を一身に集めた、偉大なる頭脳。天才なみの知性、過去および現在の科学知識、豊かな政府の資力を備えている——もっともかの政府は彼の存在そのものをいっさい否定しているが。ともかく、これが黄色い悪魔の化身ともいふべき、フー・マンチュー博士の実像なのだ<sup>19</sup>」。フー・マンチューはやがて長編 13 本を含む人気シリーズに発展し、さらに世界各国で何度も映画化され、黄禍を象徴する代表的なアイコンとなった。

#### 4 グラン＝ギニョル劇における中国

20 世紀初頭に誕生したグラン＝ギニョル劇もまた、このような黄禍論の影響を受けずにはすまなかった。『究極の拷問』が初演された 1904 年 12 月 2 日は日露戦争における旅順攻略の最中であり、日本の軍事的台頭がヨーロッパの新聞を騒がせていた。本作はそのような時事的関心に応えるべく作られたと推測できる。

中国が舞台になったグラン＝ギニョル劇をさらに二篇取り上げよう。シャルル・ガラン『血まみれのヒバリ』（全二幕）は 1911 年 12 月にグラン＝ギニョル座で初演された。中国では同年 10 月に辛亥革命が始まっており、まさに清朝の末期に当たる。(1) 宝石商人のリーは稀に見る美声のヒバリを育てており、隣人のチャンはそのことに嫉妬している。リーが商用の旅に出ると、チャンはリーの妻を巧みにそそのかし、鳥かごを開けさせて鳥を逃がす。(2) 帰宅したリーはチャンを呼び出すと、カーテンの陰の鳥かごを指し、大切な鳥が盗まれたと打ち明ける。リーはさらに、妻を拷問して真相を聞き出したので自分の手で犯人に復讐するつもりだと告げる。リーはさらに妻の両親を証人に呼び出すと、その目の前でチャンに犯行を自白させ殺害する。娘の安否を気遣う両親に対し、リーは鳥かごに入った妻の生首を見せ、愚かな妻に自ら罰を与えたと言いつつ放つ。

主人公のリーはヒバリをこよなく可愛がる愛鳥家であり、鳥の飼育に関しては西洋人には想像もつかない洗練された技術をもつ。「ああ、あの可愛い鳥たちを育てるのは何という楽しみだろう。西洋人というのは本当に軽蔑すべき野蛮人だ。やつらはカンムリヒバリを育てるすべを知らないのだから<sup>20</sup>」(469)。彼は教養豊かな文化人で

19 サックス・ローマー『怪人フー・マンチュー』嵯峨静江訳、ハヤカワ・ポケット・ミステリ、2004 年、22 頁。

20 Charles Garin, *L'alouette sanglante ou Hioung-Pe-Ling in Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, Robert Laffont, « Bouquins », 1995. 本作については引用に続けてページ数を記す。



あり、会話にしばしば自分や他人の詩をちりばめる。とはいえその銜学趣味はやや滑稽であり、会話は堅苦しい儀礼に満ちている。

リー 私などあなたの前では年端もいかぬ若輩者にすぎません。

チャン あなたのような年長者に親しくしていただき身に余る光栄です。

リー（休憩用寝台を示し） 上座にお座りください。

チャン 下座にいたしましょう。それではあまりにも恐れ多いので。

リー とんでもございません。(471-472)

チャンは祖先をかぎりなく敬い、家名を何よりも重んじる。その一方で妻や姑に対しては高圧的な態度をとり、使用人を家畜のように扱う。妻のことはまるで後継ぎを産むための道具としか見なしていない。

リー ご先祖様のことを思うと、もはや第二の妻を迎えざるをえない。

リー夫人 なすべきことは分かっております。時が来れば、私自らあなたの息子を産むべき女性をこの家に迎え入れましょう。

リー そうなれば私の幸福も完璧というものだ。(469)

J・F・デイヴィス『中国人』によれば、父権制が強い中国社会では年長者に大きな敬意が払われる。「中国人が誰かを尊敬をもって扱うとき、彼らはその人を《ラオイェ》すなわち『老人あるいは敬うべき父』と呼ぶ。これは単なる呼称なので、自分よりずっと若い者に対しても用いられる<sup>21)</sup>」。また、中国での女性の地位はきわめて低い。「中国には女性の三重の従属を表す諺がある。『結婚前は父親に従い、結婚後は夫に従い、未亡人になれば息子に従う<sup>22)</sup>』。女性の役目は男子の後継者を産むことであり、男子がいない場合は夫が妾をもつことが許される。「中国で一夫多妻が普通であるというのは大きな間違いである。[…]『法によって一夫多妻が認められているというのは正確ではない。ただ、妾が黙認されているだけである […]'』。妻とのあいだに息子をもつ者が（重要なのは息子だけである）妾をもつことは問題である。しかしそうでない場合は許される<sup>23)</sup>」。最終的にリーは妻を殺害してその首をかごに入れるのだが、これは後に見るように中国で盗賊や殺人犯に対して行われた刑罰とされていた。

21 J. F. Davis, *op. cit.*, t. I, p. 247.

22 *Ibid.*, p. 263.

23 *Ibid.*, p. 264-265.

次に、1922年10月28日にグラン＝ギニョル座で上演されたピエール・シェーヌ『責苦の園』（全三幕）を取り上げよう。(1) 軍人のマルシャルはアジアに向かう船上で謎の美女クララと恋愛関係になる。彼は彼女をめぐる中国高官と争いになり、はずみで相手を殺してしまう。(2) マルシャルは軍隊を脱走し上海でクララと暮らすようになる。クララは「責苦の園」の公開処刑を無上の楽しみにしており、マルシャルはそんな彼女の残酷さに戦慄する。やがてマルシャルに殺人容疑の捜査の手が迫る。(3) 二人は責苦の園を見物した後、阿片船に阿片を吸いに行く。逮捕の不安に怯えるマルシャルに向かい、クララは自分が中国政府のスパイであると告白し、一緒に逃げようと誘う。しかし彼女はそこで反政府の秘密結社「赤い龍」に捕らえられ死の拷問を受ける。

本作はオクターヴ・ミルポーの小説『責苦の園』（1899）の翻案であるが、船上の殺人からクララの処刑に至るストーリーはほぼオリジナルである。ただし「責苦の園」の設定は原作のままであり、これはミルポーの病的な想像力の結晶である。この広大な公園では、囚人に対して想像を絶するさまざまな残酷な刑罰が行われ、囚人の身体からしたたる血によって美しい花々が咲き乱れる。それはわれわれの賛嘆と嫌悪を同時にかきたてる、天国とも地獄ともつかない異様な空間である。

戯曲版においても、中国は最高の洗練と最悪の暴力を合わせもつ特殊な国として描かれる。一方には美しい花園や阿片船における強烈な快楽があり（「そう、私は見事な庭園の中に住まいをもっている。そこではすべてが自由な生活と愛のために作られているの<sup>24</sup>」（912））、他方には処刑場や疫病などの凄まじい恐怖がある（「この国ではすべてが恐ろしい。愛情も、花も、病気も、死も」（924））。このような苦痛と快楽の両義性は、責苦の園のさまざまな処刑の技術に集約される。

ハン われわれの拷問者の中に、とりわけ優れた者が一人います。本物の学者で人体解剖学を熟知しています。まるで彫刻家が粘土や大理石を扱うように、肉体を扱うのです。彼は、肉体の神秘の暗闇の奥に隠された、あらゆる苦痛の驚異を引き出すことができます。相手の神経にそっと触れるだけで、何時間も苦痛のうめきを上げさせることができます。私は彼がある男をひものようにこま切れにするのを見ましたが、この男はそれでも生きていたのです！（929）

---

24 André de Lorde et Pierre Chaine, *Le jardin des supplices in Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, Robert Laffont, « Bouquins », 1995. 本作については引用に続けてページ数を記す。

中国における処刑の多様性と残酷さはヨーロッパでは以前より知られていた。J・F・デイヴィスは『中国人』において、それらの多くは誤った情報に基づくものであると指摘しつつ<sup>25</sup>、中国のさまざまな処刑を紹介している。とりわけ残酷なのは「リン=チー」と呼ばれる処刑方法である<sup>26</sup>。

最もよく用いられる罰の道具は竹であり、その大きさは厳密に定められている。  
[…]

次にくる懲罰は「キア」あるいは首枷であり、木の首輪と呼ばれる。それは一種の移動式の晒し台であり、そこに囚人は閉じ込められ、罪状が上に書かれる。  
[…]

三つの極刑は以下のものである。一、絞首刑。二、最も重い罪に対しては斬首。三、反逆、親殺し、冒瀆等に対しては、「リン=チー」と呼ばれる処刑がある。それは「緩慢で不名誉な死」であり、ヨーロッパ人はそれを不正確ではあるが「こま切れの刑」と呼ぶ。盗賊や殺人犯の首は竿に吊り下げられたかごの中に晒しものにされる<sup>27</sup>。

ミシェル・ドロンはミルボー『責苦の園』への序文において、当時中国の公開処刑がヨーロッパ人旅行者にとって一種の観光名所と化していたと指摘する。「中国は世論においては洗練された残忍さの国であった。生徒たちに賞として配付された本を開けば納得がいく。エルネスト・ミシエルの『中国』は『240日間世界一周』の一卷であるが、そのピトレスクな面白さで生徒たちの想像力を刺激し、植民地で働く意欲をかきたてた。監獄や公開処刑は観光プログラムの一環であった。[…] これらの描写や阿片窟の描写は、ヨーロッパ人好みの中国の残忍さとデカダンスという想像を裏づ

---

25 「これらのさまざまな法に効力を与える罰については、罪人に罰を与える際の恣意性や苛酷さについてきわめて不正確な観念が広まった。広東で売られる、仏教の地獄に落ちた者たちの苦しみを描いた粗野な版画が、中国の刑罰として示されたのである」(J. F. Davis, *op. cit.*, t. I, p. 229)。

26 この刑罰についてはエドモン・テリーも『黄禍』(1901)において取り上げている。「中国の司法の特徴は、親殺しや不敬といった背信の罪に対する法の厳しさである。これらの罪で糾弾された者にはいかなる情状酌量も与えられない。有罪が確定すると、リン=チーと呼ばれる不名誉な緩慢な死刑——ヨーロッパ人なら『こま切れの刑』とでも呼ぶべきもの——が与えられる」(Edmond Théry, *op. cit.*, p. 74)。

27 J. F. Davis, *op. cit.*, t. I, p. 230-232.



図版 2

けるものであった<sup>28</sup>」。このようなセンセーショナルな中国像はメディア受けすると同時に、同時代の植民地主義政策にとって都合のよいものであり、それゆえに教育の現場にも積極的に取り入れられた。

1884年（清仏戦争の年）の『イリュストラシオン』では、エミール・ギメ<sup>29</sup>が「親指の刑」を紹介している。「《広東の裁判所における親指の刑》」。前の記事では中国の法的刑罰がどのようなものか簡単に説明したが、中国帝国の拷問吏の想像力による非合法の刑罰について語ろうとすれば分厚い書が必要になるだろう。とはいえ『イリュストラシオン』の「親指の刑」の挿絵について説明しよう。この法的手段は広東で、特に海賊行為と違法賭博に対して用いられる。中国人は非常に賭博好きなのである<sup>30</sup>。巨大なイラストには異様な体勢で刑罰を受ける中国の囚人たちの姿が描かれている（図版2）。

1905年10月15日の『ジュ・セ・トゥ』ではフィリップ・ベルトロ<sup>31</sup>が「中国の処刑」と題された記事の中でさまざまな刑罰を紹介している。記事の冒頭には、木の檻の

28 Octave Mirbeau, *Le Jardin des supplices*, édition présentée et annotée par Michel Delon, Gallimard, « folio », 1991, préface de Michel Delon, p. 15-16.

29 エミール・ギメ(1836-1918)は実業家で、東洋美術のコレクションで知られるギメ美術館の創立者。

30 *L'illustration. Histoire d'un siècle 1843-1944*, t. 5, années 1876-1884, Le livre de Paris, 1985, p. 266.

31 フィリップ・ベルトロ(1866-1934)は両大戦間の外交で活躍したフランスの外交官。芸術家・文学者との交友でも知られる。



上部から首を外に出している囚人の写真が置かれている（図版3）。「中国人は洗練された残忍な想像力で数多くの処刑を発明した。次に示す例はその中でもかなり恐ろしいものである。死刑囚は首を板のあいだに固定される。両足は石が積まれた上に乗っており、処刑人がその石を一つ一つ取り除いていく。そして首の脊椎が身体の重みで壊れるのである<sup>32</sup>」。彼はさらに例外的なケースと断りつつ、衝撃的な処刑方法を紹介している。「そのような感受性の強い外国人の一人は、写真の乾板を現像容器から取り出して気を失いそうになった。実はそれは百裂の刑といって、死刑執行人は死刑囚の両腕と両腿の腱を順番に抜き取り、それから肩と脚の関節を切断し、まぶたと乳房を切り取るのである<sup>33</sup>」。



図版 3

また、ダンリー大尉の『黄色の侵入』（1905）にも皇帝の閲兵式でヨーロッパ人捕虜の集団処刑が行われる場面がある。「しかしヨーロッパ人の集団処刑の噂は周囲一帯に他の何よりも大きな反響を呼んだ。中国人は本能的に残酷であり、人間の身体に最大限の苦痛を与えることにこれほど長けた民族は他にない<sup>34</sup>」。広大な平原はありとあらゆる残忍かつ精妙な処刑技術の博覧会と化す。

ある者は髪や髭、眉や睫毛を一本ずつ、あるいはひと束ずつ抜かれた。他の者はまず唇とまぶたを切除された。

これらの者に対しては、まずペンチと金槌で歯が抜かれた。背と腹に焼けた鉄で縞模様がつけられた。

またある者に対してはゆっくりと関節を外すという恐るべき処置がなされた。外科医が学識と技術を振るい、流血しないよう絶えず注意しながら指骨を一つずつ外していった。

処刑人はこちらの集団からあちらの集団へと走り回り、ここでは爪をはぎ、あ

32 *Je sais tout*, No. 9, 15 octobre 1905, p. 289.

33 *Ibid.*, p. 289-290.

34 Capitaine Danrit, *op. cit.*, p. 237.



そこでは顔の皮を細く切り取り、いたるところで開いた傷口に塩や酸や唐辛子をふりかけた<sup>35</sup>。

## おわりに

19世紀末から20世紀初頭のフランスにおいては、黄禍論の影響を受けて、恐るべき脅威としての中国像が広く流通した。この時代に成立したグラン＝ギニョル劇にはそれらの言説の直接的な影響が認められる。もとよりこのジャンルにおいては観客の恐怖心を刺激することが第一の目的であり、歴史的な考証は二の次に置かれていた<sup>36</sup>。それゆえにここではセンセーショナルな要素がことさらに取り上げられ、快楽の洗練と苛酷な暴力がいっそう強調される結果となった。それは当時のブルジョワ階級の想像力が生み出した、強烈な魅力と凄まじい恐怖を合わせもつ特殊な空間であった。

興味深いことに、ロルドには『究極の拷問』と題された短編小説があり、戯曲とストーリーはほぼ同一であるが、舞台はロシア支配下のコーカサスに置き換えてある<sup>37</sup>。すなわち、主人公モラルは石油開発の仕事で娘とともにコーカサスの支局におもむくが、現地の労働者たちの敵意に迎えられる。労働者のストライキはやがて暴動となり、彼の屋敷は暴徒に囲まれる。食料の調達に行った農夫が、残忍な拷問を受けた姿で発見される。農夫は生きたままつかまってはならないと警告して息絶える。ついに群衆が館に侵入し、絶望したモラルは娘を射殺するが、扉を破って入ってきたのは救出にきたロシアの憲兵であった。

ロルドにとって物語の舞台が中国であろうがロシアであろうが大した問題ではなく、ヨーロッパ人にとって未知なる土地であればどこでもよかったように思われる。このことは、グラン＝ギニョル劇における異境が、現実の反映というよりはヨーロッパ人の想像力の産物であることを間接的に示唆している。そう考えると、想像上の叛徒の影に怯えて娘を殺害してしまう『究極の拷問』の主人公は、想像上の恐るべきアジアに怯えるヨーロッパ人の姿を戯画的に表しているようにも見える。

---

35 *Ibid.*, p. 250.

36 たとえばシェヌ『責苦の園』では、主人公は軍の任務によりハノイで下船し「中国国境に派遣され」るが、その目的地が「プノンペン」という地理的に不可解な設定になっている。

37 André de Lorde, *La dernière torture dans Figures de Cire*, Paris, Eugène Figuière, 1932.

## 付記

本論文は2013年度南山大学パッへ研究奨励金I-A-2ならびに2013年度南山大学ヨーロッパ研究センター研究交流助成による研究成果の一部である。

## フランスの地方自治体による 子どもの受け入れ施策とその実態 －パリの事例から－

外国語学部 小林 純子

### はじめに

国や地方自治体による子ども（本稿では小学生を対象とする）の学校以外の時間の過ごし方への関心は、授業後の時間、いわゆる「放課後」や休日に子どもを預かるという観点からも、学業に困難を示す子どもに対して学習の支援を行うという観点からも、また子どもの余暇活動を充実させるという観点からも、今日ますます高まっている。このような関心から各国ではさまざまな取り組みが行われており、それらは、社会制度、教育制度、政策や担い手の位置づけ、余暇活動に対する考え方の違いなどに応じてさまざまな特徴をもっている<sup>1</sup>。

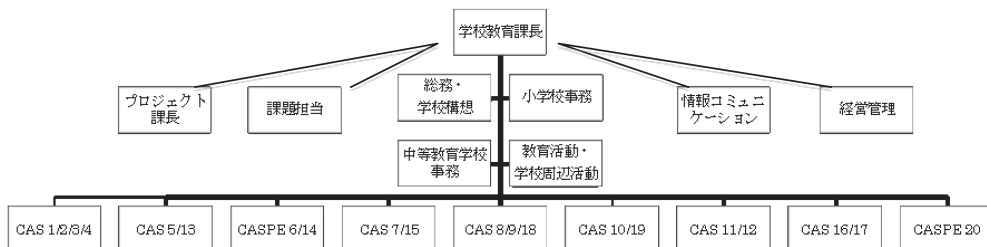
フランスの場合、子どもの預かりの点においても学力保障の点においても、また余暇活動の充実の点においても、地方自治体による諸々の取り組みは国民教育省による取り組みよりも種類が多く、支援の対象となる子どもの範囲が広い<sup>2</sup>。市町村の規模、人口構成、財政や市政に応じて運営方法や活動の充実度に違いはあるが、「余暇センター centre de loisir」は自治体による支援の中核をなしている<sup>3</sup>。活動拠点としての余暇センターは、さまざまな施策や関係者が交錯する場でもある。このような余暇センターにおいて子どもの過ごし方や実践を観察することは、子どもの受け入れ施策に関する活動の種類、担い手、政策、活動場所などの一般的な情報の把握を越えて、個別の実践が施策全体のなかでどのような位置を占めるのか、またその実践は他の諸々の活動とどのような関係にあるのかを理解することにつながるのではないかと考える。

本稿は、パリ市の教育地区 CAS 1/2/3/4 内の T 余暇センターでの観察記録から、余暇センター関係者がどのように活動を行い、余暇センターで子どもがどのように過ごしているかを描くことを通じて、子どもの受け入れ施策全体の中での余暇センターの位置づけとその特徴を明らかにすることを目的としている<sup>4</sup>。

## 1. パリ市学校教育課とT余暇センター

パリ市学校教育課（DASCO）は、パリ市の行政事務を担う組織のひとつで、内部に学校関連の諸事務を取り扱う部局を抱えている（組織図1）。パリ市は20の区から成り立っているが、学校教育課では市全体を9分割し、独自の区切りに従って行政事務を取り扱っている<sup>5</sup>。

【組織図1】パリ市学校教育課組織図（学校教育課提供資料の訳）



このような区切りにおいてCAS 1/2/3/4には次のような特徴がある。第一に、総人口に占める富裕層の割合が高いパリにあってさらに富裕層の割合が高い（表1）。

【表1】

	14歳以下人口	地区総人口に占める割合	庶民層(従業員+労働者)人口	地区生産人口に占める割合	富裕層(上級管理職+自営業)人口	地区生産人口に占める割合	移民	地区総人口に占める割合
paris	321724	14.3%	347435	28.4%	577417	47.2%	455633	20.3%
paris 1er	1926	11.1%	2136	20.4%	6155	58.9%	3021	17.5%
paris 2eme	2935	12.8%	3513	24.0%	8032	54.9%	5050	21.9%
paris 3eme	4318	12.1%	4540	20.6%	12496	56.8%	7425	20.8%
paris 4eme	3152	11.3%	3460	21.6%	8836	55.1%	5533	19.8%

source: INSEE recensement 2010 (<http://www.insee.fr/fr/bases-de-donnees/default.asp?page=recensement/resultats/2010/rp2010.htm>)より作成

第二に、移民の割合はパリ全体の傾向とさほど変わらず、そのことはT余暇センターに子どもを連れてくる親の出身国の多様性からも伺うことができた。第三に、14歳以下の子どもの割合が比較的少ない。それゆえ、小学校の数は他の区より少なく、余暇センターの数も少ない（表2）。余暇センターの数が小学校数や保育学校数とおお

【表2】

	paris1	paris2	paris3	paris4	paris5	paris6	paris7	paris8	paris9	paris10	paris11	paris12	paris13	paris14	paris15	paris16	paris17	paris18	paris19	paris20	total
小学校	3	5	6	8	10	5	6	6	10	16	19	22	34	18	27	16	22	37	38	41	349
余暇センター(小学生)	3	5	6	7	10	5	6	6	9	16	19	21	33	18	27	18	22	37	38	40	346
保育学校	3	5	6	6	8	4	7	6	10	15	23	21	35	20	31	17	25	39	39	41	361
余暇センター(保育学校児童)	3	5	7	6	8	4	7	6	10	16	23	20	36	20	32	17	26	37	40	40	364

私立学校を含まない。保育学校と小学校の併設校を含む。パリ市ホームページ <http://equipements.paris.fr/?tid=41>、パリ大学区ホームページ [https://www.ac-paris.fr/portail/jcms/pl\\_588804/portail-repertoire-des-etablissements](https://www.ac-paris.fr/portail/jcms/pl_588804/portail-repertoire-des-etablissements) のデータから作成。

よそ一致するのは、建物の密集したパリのような都市では個別に余暇センターを設置するスペースの余裕がなく、小学校や保育学校の施設をそのままセンターとして使用しているためである。パリ 20 区のように子どもの数が多く、区の規模が大きい場所では、小学校や余暇センターの数も多く、その区単独で DASCO の支部を構成している。余暇センターにはセンター長がおり、余暇センターの職員をまとめる役割を果たしている。センター長は支部と頻繁に連絡を取り合い、支部の事務所で会議を実施している。CAS 1/2/3/4 の事務局は、余暇センターとは別の場所に設置されているが、どの余暇センターからも歩いて往来が可能であるほどの距離にある。

パリ市の余暇センターは、学校の長期休暇中と、授業期間中の水曜日に子どもを受け入れている。現在では 2013 年の国による小学校の授業時間に関する改革にともない、水曜日の午前中に授業が行われることになったことから、授業期間中の余暇センターでの子どもの受け入れは、水曜日の午後からとなっている。この改革は 2008 年の授業時間編成改革の見直しによるものである。フランスでは 2008 年の初等教育の時間配当を定める省令 (MENE0813208A) によって小学校での義務授業時間数は 2008 年の新学期から週 24 時間とされ、初等教育段階における授業時間編成と個別支援に関する通達 (MENE0800496C) によって、その 24 時間は原則的に月曜日、火曜日、木曜日、金曜日に 1 日 6 時間ずつ配分するとされた。このため、水曜日と週末に学校がなく、1 日の授業時間数は比較的多かったと言える。これに対して 2013 年の政令 (MENE1301789D) は、24 時間の配分を、月曜日、火曜日、水曜日の午前、木曜日、金曜日に、1 日の授業時間を最大 5 時間半以内に、半日の授業時間を最大 3 時間半以内におさめる割合で編成するよう定めている。

パリ市はこの授業時間を表 3 のように割り当てたため、水曜日の午前中に 3 時間の授業が行われ、火曜日と金曜日の午後の授業時間がそれぞれ 1 時間半ずつ減り、空いた 1 時間半の間に、希望する子どもには学校周辺活動を無料で提供することになった (表 3)<sup>6</sup>。表 3 のような授業後のさまざまな活動を担っているのも市であるが、この時間帯には、国民教育省による学習支援などの放課後活動支援が実施されていることもある。授業時間編成は地域によって異なり、たとえばグルノーブルでは、月、火、木、金を、8 時 30 分から 11 時 30 分と 13 時 45 分から 16 時とし、水曜日を 8 時 30 分から 11 時 30 分とする第 1 グループと、月、火、木、金を、8 時 45 分から 11 時 45 分と 13 時 45 分から 16 時とし、水曜日を 8 時 45 分から 11 時 45 分とする第 2 グループと、月、火、木、金を、9 時から 12 時と 13 時 45 分から 16 時とし、水曜日を 9 時から 12 時とする第 3 グループが存在する<sup>7</sup>。



【表3】

	月	火	水	木	金
8h30-11h30	授業	授業	授業	授業	授業
11h30-13h30	食堂または自宅での昼食	食堂または自宅での昼食	食堂または自宅での昼食	食堂または自宅での昼食	食堂または自宅での昼食
13h30-15h	授業	授業	余暇センター	授業	授業
15h-16h30		学校周辺活動 (選択・無償)			学校周辺活動(選 択・無償)
16h30-18h (小学生)	学校周辺活動	学校周辺活動		学校周辺活動	学校周辺活動
16h30-18h30 (保育児童)	おやつ、監督付き 学習	おやつ、監督付き 学習		おやつ、監督付き 学習	おやつ、監督付き 学習

資料/パリ市提供資料「2013-2014年度学校周辺活動登録申込書」の訳

## 2. T 余暇センターの1日

それでは、学校の長期休暇中の余暇センターはどのように活動を実施しているのだろうか。ここでは、筆者がDASCOから訪問の許可を得た夏期のT余暇センターの1日の様子を描くことを通じて、親、子ども、職員がどのように活動と関わるのかを考えてみたい<sup>8</sup>。

T余暇センターは、隣り合う保育学校と小学校を利用した保育学校児童受け入れセンターであり、小学生受け入れセンターでもある。ここでは主に小学生受け入れセンター(7~13歳対象)について記述するが、必要に応じて保育学校児童受け入れセンター(3~6歳対象)についても言及する<sup>9</sup>。夏期のT余暇センター(小学生受け入れ)の職員は、センターが設置されている小学校の管理人と清掃職員のほか、5~6名のアニマトゥールから成り立っている。アニマトゥールは、教育や文化、スポーツなどのさまざまな活動を活性化する職に従事する人々の名称で、学校周辺活動や余暇センターでの活動の主な担い手となっているが、その職務内容は元来より広い範囲に及ぶという<sup>10</sup>。アニマトゥールには、アニマトゥール職適性証書(BAFA)だけを持つ人もいれば、管理職適性証書(BAFD)所持者もいる。これらは「職業免状では

なくあくまでも『適性証』<sup>11</sup>であるため、これらを持たなければアニマトゥールとして働くことができないわけではない。たとえば DASCOS は、初等学校管理人、小学校技術用務員、保育学校特別用務員、パリ市採用教員などのほかに、BAFA 所持者や、芸術、スポーツなど特定の分野に秀でた人物をアニマトゥールとして雇用している。ただし余暇センターでは原則的に BAFA の所持は必須とされる<sup>12</sup>。

T 余暇センターでも、センター長と副センター長は BAFA ならびに BAFD の所持者であった。かれらは、保育学校児童受け入れセンターの責任者でもある。小学生受け入れセンターは、この責任者2名のほか、正規職員のアニマトゥール (titulaire)、契約職員のアニマトゥール (vacataire) と、PPS (Projet Personnalisé de Scolarisation = 就学個別化プロジェクト) 枠内でのアニマトゥールで構成されている<sup>13</sup>。筆者が訪問した時期は BAFA をもつ正規職員、BAFA をもつ契約職員が1名ずつ働いており、契約職員は高等教育機関に所属する学生であった。この学生が夏期休業に入ると、また別の学生が契約職員として T 余暇センターに派遣されてきた。もう1名は PPS 関連のアニマトゥールで、T 余暇センターが受け入れている身体障害のある子どもの受け入れのために派遣されている。T 余暇センターは BAFA 取得中の実習生と資格無しアニマトゥールを雇用している時期もある<sup>14</sup>。

このような資格やステータスの違いは余暇センターでの役割や仕事に対する考え方の違いに表れているように思われる。たとえば、センター長は子どもの行動に注意を払うと同時に、アニマトゥールの要求や問題にも耳を傾ける。グループ分けした子どもの面倒を見ているというよりも、センター全体の進行や CAS 1/2/3/4 事務局との連絡に一日を費やす。いっぽう、学生アニマトゥールは必ずしもこの仕事を一生の職にしようと考えているわけではなく、職業経験や夏期休業中の財政手段とみなしている。正規職員のアニマトゥールは仕事、資格試験、制度改革の情報を交換したり収集したりしているが、学生アニマトゥールたちは互いにそれほどつながりがなく、とはいえアニマトゥールたちは持っている資格や働き方に応じて序列の関係にあるのではなく、むしろ役割の異なる同僚の関係にある。

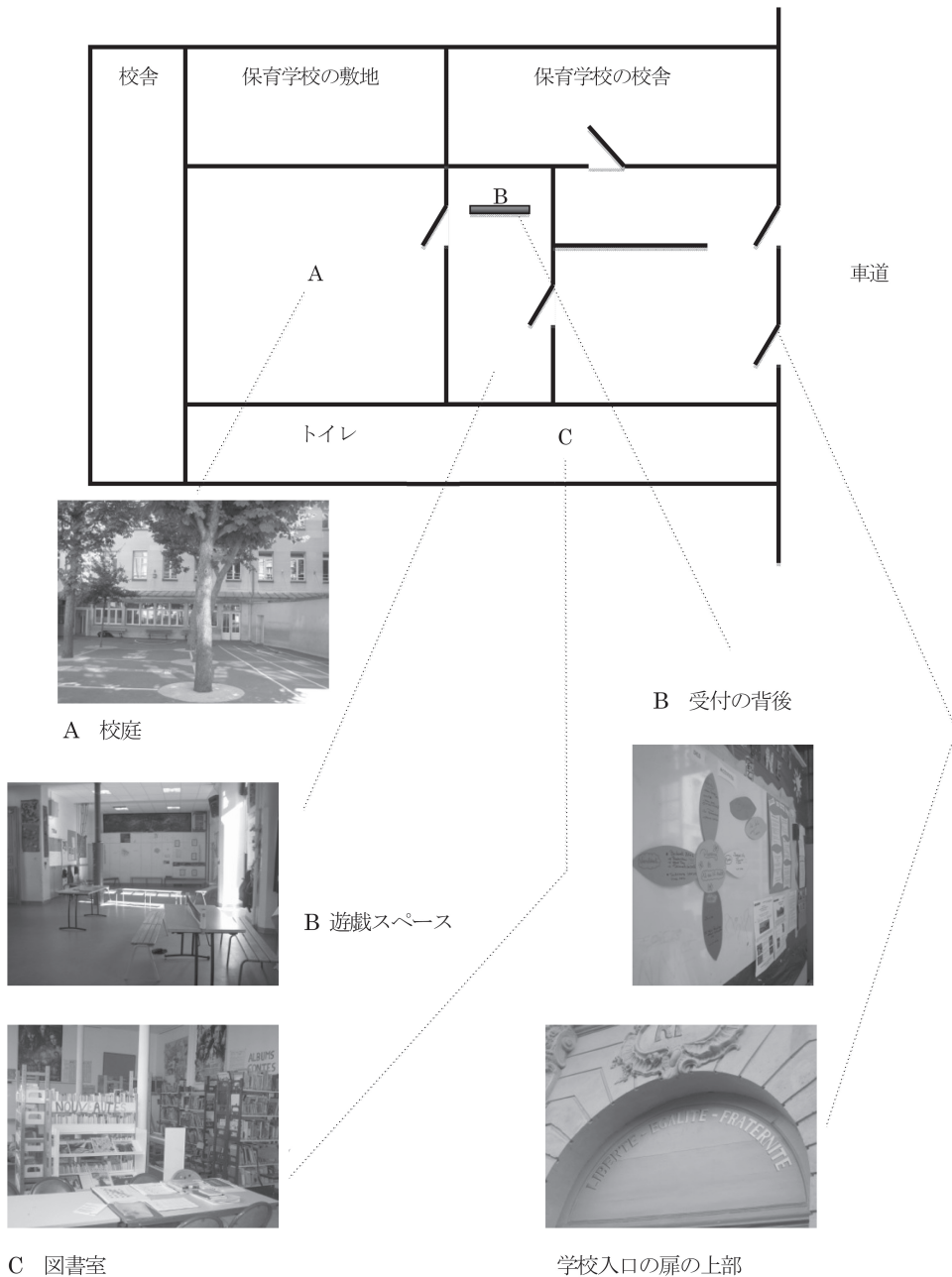
このセンターにやってくる子どもたちのほとんどはセンターが設置されている保育学校と小学校に就学しているが、余暇センターには学区制が適用されておらず、普段通っている学校に関係なく (私立学校への通学も含む) 自由に余暇センターを選ぶことができる<sup>15</sup>。

T 余暇センターに来る子どもと親にとって、センターの1日は8時20分に始まる。職員は8時10分ころにはセンターに到着し、朝の受け入れ準備を始める。8時20分は余暇センターの職員が扉を開ける時間である。この時間は厳格に守られており、親

が早めに到着してもセンターが扉を開けることはない。このため、早めに到着した親と子どもは扉の外の歩道で待つことになる。しかし集まった親たちが互いに親しく話を始めるといふ光景はあまり見られなかった。

受付は体育館に設置するが、パリの小学校は比較的小規模で、建築や施設は日本の

【図1】T余暇センター



小学校のイメージとはあまり一致しないため、体育館といっても日本の幼稚園の遊戯室に近い（図1）。ここで25名程度の子どもが朝の登録を済ませる。T余暇センターのアニマトゥールの話によると、小学生受け入れセンターに来る子どもの数は夏休みの時期によって異なる。7月15日から8月15日までの間は30名前後だが、8月15日以降は60名以上になるのが一般的だという。

子どもは必ず親に付き添われてくる。受付の長机に登録カードの束が置いてあり、アニマトゥールは子どもが親に連れられてくると、そこで当該児童のカードを取り出し登録を確認する。同時に、保健衛生カードでアレルギーの有無や常用薬などを確認する。薬がある場合は親がアニマトゥールに薬品バックを渡す。こうした作業が受付を閉める9時ころまで続く。この時間もかなり厳格に守られているが、遅れてくる親がいないわけではない。親とアニマトゥールの相互的なやりとりは、連絡事項を伝えたり、今日のプログラムを確認したりすることに限られていた。子どもを連れてくる親たちは互いに言葉を交わす程度で、あまり交わりがない。

子どもは8時20分から9時の間には各々自由に遊具や本などを取り出してきて体育館で遊んだり、校庭に出て縄跳びやサッカーを行ったりして9時の「集合」を待っている。毎日来る子どももいるが、子どもの入れ替わりは頻繁にある。そのためか、子どもはあまりグループ化せず個別に交わっている。T余暇センターが受け入れている障害をもった子どもも、孤立していることは少ないように思われたが、他の子どもたちと一緒に活動をしているというよりも、彼らの側で同じようなことをしていることが多かった。例えば、この子どもはサッカーのゲームに参加しているのではなく、参加している子どもたちの周りを走っている。このように子どもたちが自由に遊んでいるとき、それがたとえセンターの中であっても、子どもが大人のいないところで遊んだり、うろろうしたりすることがないように、アニマトゥールは細心の注意を払っている。

9時の「集合」では、アニマトゥールのかけ声に応じて、体育館の端に子どもが集められる。アニマトゥールの周りに集まる子どもの反応はさまざまで、熱心にアニマトゥール話を聞いている子どももいれば、眠気でうとうととしている子どももいる。この集合の時間を利用して、新しいメンバーの子どもを紹介したり、「おはよう」を世界の言語で言わせたりしながらアニマトゥールが今日のプログラムをアナウンスする。ある日の活動を例にとると、子どもは10時から12時まで3つのグループに分かれて活動を行った。1つ目のグループはBD（フランスの漫画）、2つ目のグループは演劇・音楽・ダンス、3つ目のグループは「ライバル探し」というゲームであった。ここでは演劇・音楽・ダンスの活動を例に挙げてみよう。まずアニマトゥールは床に

腰を下ろし、その周りに子どもを集め、世界にはさまざまな文化や言語があることを伝える。そこで世界のさまざまな地域について何を知っているか子どもたちに問いかけるのである。子どもたちの回答には紋切り型のイメージが多く、偏見や間違いが含まれていることもある。彼女は「世界5大陸の旅」というテーマでアフリカ、アメリカ、ヨーロッパ、アジア、オセアニアの現地人と、そこを訪れたヨーロッパ人のさまざまな出会いや発見を子どもたちに演じさせようとしている。配役を決めて即興でアニメトゥールが筋書きを作っていく。シナリオを台詞で覚えるのではなく、音楽やダンスなどで、文化の違いを表現していく。たとえば、アニメトゥールはたき火の周りを踊る土着民を演じる子どもと、それを見る旅行者を演じる子どものシーンを演出するが、その後は踊りを見ていた旅行者の子どもが自ら土着民の子どもたちの中に入って一緒に踊ることで、その場面が完成する。この劇は午後の活動の時間に、他の子どもたちやアニメトゥールを観客として上演されることになる。

T余暇センターの「活動計画書」によれば、センターでの昼食時間は12時から13時で、アニメトゥールも子どもたちと一緒に昼食をとる<sup>16</sup>。保育学校児童対象の余暇センターでは13時から15時まで昼寝の時間が設けられているが、小学生対象の余暇センターでは13時から13時45分まで休憩となる。その後16時30分までは再び活動の時間となる。16時30分から17時まではおやつ時間となる。屋外活動の観察から17時ころに余暇センターに戻ると、子どもたちは朝ほど元気ではなく、少し疲れた様子をしている。その後保育学校児童を含めたすべての子どもとアニメトゥールが集められ、「5大陸の旅」の上演が校庭で行われる。この頃になると帰宅の時間が近づくため、子どもたちは元気を取り戻す。小学生受け入れセンターの閉鎖時間は18時のため、15分ほど前から親が子どもを迎えに集まり始める。T余暇センターでは18時には全員が必ずセンターの外に出て子どもを送ることになっている。このことを知っているためか、18時の迎えの時間に遅れてくる親はいなかった。その後簡単な片付けを経て、アニメトゥールたちが帰宅する。センター長と副センター長は18時半閉鎖の保育学校児童受け入れセンターの閉鎖を待って帰宅する。

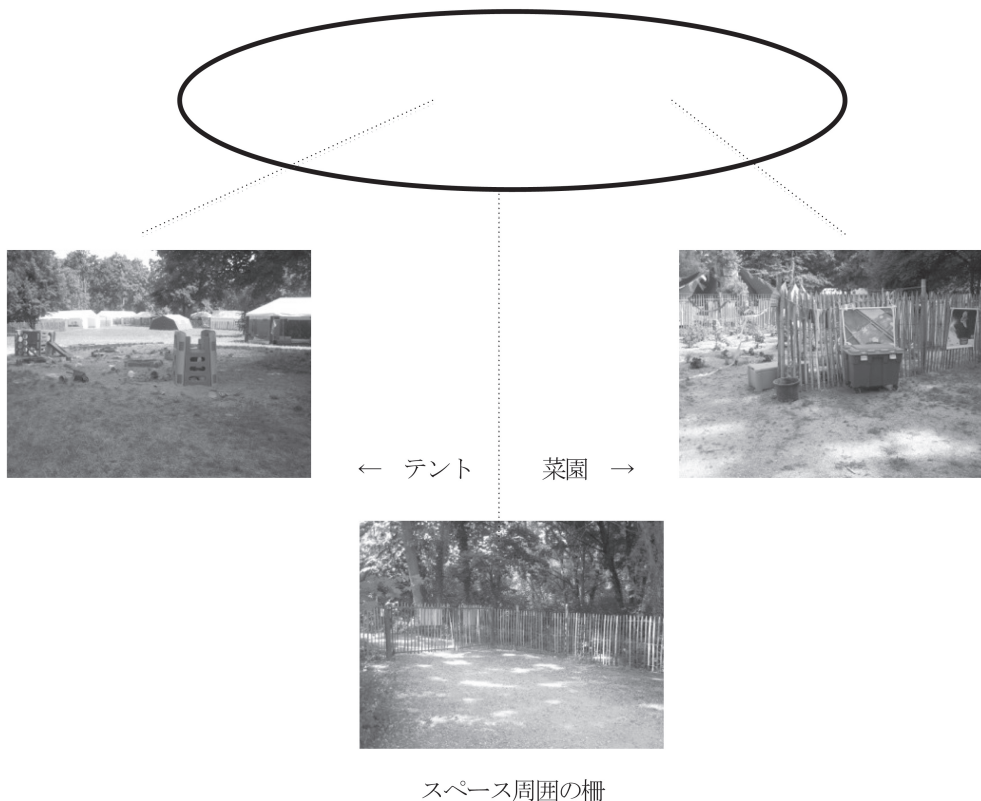
こうして余暇センターの長い1日は終了するが、水曜日にだけ開く授業期間中の余暇センターとは異なり、夏の余暇センターは土日祝日を除いて連日開き、屋外活動も多いため、子どもと直接関わっているアニメトゥールにはとりわけ慣れや体力が必要とされるように思われた。



### 3. 「自然スペース」における屋外活動

夏の余暇センターの活動には屋外活動も多い。DASCO はパリ市内のすべての余暇センターのために、一種のキャンプ場のような空間を設置している。パリ西部のラ・セル・サン・クルー la Celle Saint-Cloud という町の森林部とパリ東部のヴァンセヌの森には、それぞれ「R 自然スペース Espace Nature R」と「M 自然スペース Espace Nature M」がある。R 自然スペースは CAS 18 と CAS 1/2/3/4 の小学生用、M 自然スペースは CAS 1/2/3/4 の保育学校児童用である。DASCO の職員は、チームリーダー、コーディネーター、用務員から構成される夏の自然スペースチームを組織する。このチームが自然スペースの管理者として各余暇センターの子どもとアニメーターを迎えるのである。CAS 1/2/3/4 はこれらのサイトの視察を定期的に行っている。筆者はこの2つのスペースの視察に同行することで子どもがどのように過ごすのかを観察することにした。

【図2】 M 自然スペース



自然スペースには、いくつかのテント、砂場や小さな菜園、ビニール・プールなどが設置されている（図2）。テントには、職員用のテント、食堂用のテント、読書スペースとしてのテント、昼寝用のテント、卓球用のテント、多目的スペースなどがある。洗い場や冷蔵庫を備えた食堂カーや、トイレの場所、水場、シャワーなども設置されている。これらの準備は業者が行い、夜間または雨の日でも施設をそのままにしておき、余暇センター関係者や自然スペースチームが帰宅したあとは警備を森の管理人に任せる。

子どもとアニマトゥールは、余暇センターでの「集合」のあとで10時頃センターに迎えにくるバスに乗って自然スペースにやってくる。自然スペースは柵で囲まれており、子どもがそこから出ないようにしている。子どもは余暇センターごとにグループ化され、必ずアニマトゥールとともに行動する。このように遊具の片付けや手洗いなどにアニマトゥールが付き添うことで、子どもは整理整頓や衛生上の習慣を身につけることができる。子どもは比較的自由に振る舞っているように見えるが、その行為には常に大人の視線が注がれている。屋外という環境のため、余暇センターにいるとき以上に子どもには多くの注意が払われている。自然スペースの周囲の環境にも細心の注意が払われる。この自然スペース訪問時に、柵の外から子どもの様子を一人で眺めていた男性に気づいたアニマトゥールが自然スペースチームリーダーに報告を行い、リーダーと用務員が男性に対してスペースに近づいてきた理由を尋ねる一幕があった。

もし子どもの様子を見に来ているだけの一般人であれば、このようなチームの反応は筆者には過剰にも思われたが、フランスで問題とされているペドフィリーに関連した事件や子どもの誘拐、失踪事件などをきっかけに、社会全体が「責任」や「安全」を求めらる中で、子どもを預かって活動を行うことにともなう、やむを得ない対応なのかもしれない。衛生上の問題についても同じことが言える。昼食は11時45分から始まる。テントのひとつに机や椅子を並べてさながら食堂のようなスペースが生まれ、ここで給食のように子どもとアニマトゥールと一緒に昼食をとる。配膳が終わると自然スペースチームリーダーは一食分を食堂カーに残さなければならない。子どもが具合を悪くした場合、食べたものをすべて確かめなければならないからである。

昼食のあと45分の休憩があり、14時から午後の活動が始まる。保育児童の場合は昼寝の時間がある。すべての余暇センターの子どもと一緒に同じ活動をするとはほとんどなく、それぞれのグループの活動はあらかじめアニマトゥールによって決められている。自転車で自然スペースの周囲を散歩するグループもあれば、菜園に飾る旗にデッサンを描いているグループもある。菜園の土を整えているグループもあれば、

プールで遊ぶグループもある。16時半にはおやつの時間となり、17時に余暇センターに戻るバスに乗る。

R 自然スペースには、他の余暇センターも集まるため、子どもの出身のさらなる多様性を確認することができた。たとえば CAS18 の余暇センターの子どもは、アジア系やアフリカ系の子どもたちが比較的多かった。子どもの活動はグループごとに分かれているため、異なる余暇センターの子どもが交わる機会はあまりない。さらに、アニマトゥールは子どもの世話に忙しく、アニマトゥール間の交流もあまりみられなかった。ボランティアも含め子どもの受け入れに関わる人々の年齢層はさまざまであり、これらの人々の貢献は大きい。しかし T 余暇センター、M 自然スペース、R 自然スペースに限って言えばアニマトゥールには若者が多く、かれらが携わっている仕事は、M 自然スペースのチームリーダーの言葉を借りれば、かつてはイメージとして「おばあちゃんの仕事」であったが、今では「若者主体の仕事」となっている。

#### 4. その他の活動

パリ市は余暇センターの他に、さまざまな活動を計画、運営、支援している。そしてそのことが余暇センターの活動を活性化することにもつながっている。たとえば、パリ市は長期休暇に「虹とスポーツのヴァカンス」を企画し、4歳～16歳の子どもに5日間～12日間の地方のヴァカンスセンターでの滞在を提供している。

またパリ市は、余暇センターとは異なる13種類のリソースセンターを運営している<sup>17</sup>。これらのセンターは、水曜日や学校の長期休暇中に子どもを受け入れるとされているが、筆者が訪れた時期は職員も休暇中のセンターが多く、訪問許可を得た「市民性センター」にも職員が1名のみ勤務していた。「市民性センター」は、小学校の一角に設置されていた。教室の大きさ程度の場所に、市民性教育に関する書籍や資料をおいているスペースとスタッフの席がある。職員によれば、余暇センターの子どもがリソースセンターに来るといっても、リソースセンターを拠点に職員が学校や余暇センターに向いて講義や講演を行うことが多い。たとえば、子ども同士で罵倒するなどの問題行動が見られた学校の要請に応じて、リソースセンターのチームが「差別」をめぐる劇を実践するようなアトリエを行ったり、授業の時間にさまざまな権利や男女平等について講義を行ったりする。

「パリ読書センター」は、アニマトゥールの間ではよく知られた存在で、他のリソースセンターよりも規模が大きく歴史もあるとのことであった。読書センターを直接訪問することは出来なかったが、読書センターが P 余暇センターで行った読書をめぐ

る試験的活動に同行した。パリ中央部に存在する T 余暇センターとは異なり、P 余暇センターはパリの南東部にある小学校に設置されている。この日は 15 人程度の小学生だけが参加しており、子どもの社会的、文化的出自も T 余暇センターの子どもとは異なるように思われた<sup>18</sup>。読書センターの 2 名のアニメーターが、本の詰まった箱を 5 箱ほど用意し、子どもたちに本のテーマをたずね、自分のもっとも気に入った本を決めさせるという実践を行っていた。試験的な実践が何を目指し、何を把握するためのものかを知ることはできなかったが、箱の中の本は全て美術作品や美術史に関するものであった。

さらにパリ市は、数年前から「成長のための芸術 *l'art pour grandir*」プロジェクトのような活動も行っている。このプロジェクトは、学校、余暇センター、文化施設を動員して、教師、アニメーター、文化施設職員にさまざまな文化プログラムを提供してもらい、プログラムを通じて、子どもが音楽、現代美術、写真、演劇、デジタルアート、曲芸、文学、映画、ダンス、建築などに親しみ、すべての若者が文化にアクセスすることをねらいとしている<sup>19</sup>。

このプロジェクトの枠内で、実に多くのプログラムがさまざまな文化施設とともに実施されている<sup>20</sup>。パリ市のウェブページで確認できるだけでも 30 以上存在し、さらに 2012 - 2013 年度には、ひとつの中学校とひとつの文化団体が共同で活動を行うプログラムが 30 種類立ち上げられた<sup>21</sup>。たとえば、パリ 19 区の Edouard Pailleron 中学校の 3 年生が、「ヒップホップ市民」（イベントやアトリエを通じてヒップホップ文化の促進をめざす団体）とともに、ラップの書き方や読み方、声、メロディー、リズムなどを学び、ラップのコンサートを訪れるというプログラムがある。

このように、プロジェクトにはひとつの学校だけを対象としたものもあれば、複数の学校を対象としたものもある。また複数の余暇センターと複数の美術館を対象としたものもある。その代表が、「美術館の国で」というプログラムである。パリ市によればこのプロジェクトは 4 年目を迎え、2012 - 2013 年は 81 の余暇センターと 12 の美術館が参加した。それぞれの余暇センターは美術館のひとつと「姉妹関係」を結び、美術館を訪れたり、作品を制作して公開したりする。この「美術館の国で」において制作された作品は、夏期休業中にヴァンセヌの森の一角に設置されたパビリオンのひとつに展示され、市民に公開されている。

パリ市の情報では、「成長のための芸術」プロジェクトに参加した文化施設・アソシエーションは、2010 - 2011 年に 35 団体であったが、2012 年には 60 団体となった<sup>22</sup>。プロジェクトの中の何らかのプログラムに関わった学校は 2010 - 2011 年に小学校で 239 校、中学校で 39 校、余暇センターで 187 センターであったが、2012 年にはそれ

それぞれ 260 校、70 校、200 センターとなった。これはパリ市内の小学校、中学校、余暇センターのそれぞれ 39%、63%、32%に相当し、2010 - 2011 年の割合 37%、35%、30%と比較すると、中学校で大きな進展がみられるものの、余暇センターと小学校では「文化へのアクセス」がなお限られていることが分かる。

## おわりに

本稿ではフランスの自治体による子どもの受け入れ施策のひとつとして、子どもが夏の長期休暇中に過ごすパリ市の 1 余暇センターの 1 日から、さまざまな活動のつながりや、職員の相互関係、子どものセンターでの過ごし方を明らかにした。その結果、余暇センターの特徴として、以下の点が浮かび上がった。

第一に、余暇センターは、活動の場、活動時間、活動形態、予算、職員のステイタスのいずれにおいても高度に制度化されている。上述のとおり、パリ市の余暇センターは小学校や保育学校に設置されている。それゆえ、余暇センターの存在は学校関係者や親にもよく知られており、その意味で学校制度の一部に組み込まれている。またパリ市の余暇センターの開閉時間は厳格に定められており、異なる活動の時間帯（たとえば朝の活動、昼、昼休み、おやつなど）も明確に定められている。こうした活動には自治体の「学校基金 *Caisses des écoles*」や市から、給食費や活動費のための予算がつく。職員はほとんどが資格を持ったアニマトゥールである。余暇センターのアニマトゥールは、学生や、親や、地元の人がボランティアとして活動に協力したり活動を援助したりするのは異なり、パリ市や余暇センターに雇用された余暇活動分野のプロフェッショナルである。余暇センターの活動は、子どもが「集団生活を学ぶために社会化やコミュニケーションを促進」し、「豊かな人格形成を支援するために自律性を発展させる」という教育的な目標に基づいて定義されているため、アニマトゥールは単なる遊び相手になるのではなく、あくまでも遊びの要素を含んだ創造的な実践を行いながら子どもに規則を学ばせなければならない<sup>23</sup>。センター長は「教育計画」を作成し、アニマトゥールとの会議や CAS との会議を定期的実施し、活動の総括と評価を行う。アニマトゥールの実践は何らかの体験や交流の寄せ集めではなく、子どもに関する知識や活動を組み立てるための技術に裏付けられた専門的な活動であるととらえられているのである。

それにもかかわらず、実際には余暇センターのしくみそのものは子どもの預かりの場という役割にのみとどまりがちである。これが余暇センターの第二の特徴である。このことは、余暇センターや屋外活動における子ども、職員の時間、空間を管理する



ための規則の多さが、柔軟な活動を妨げているということと無関係でないように思われる。たとえば余暇センターや学校周辺活動に携わる現場の職員は、DASCOや余暇センターとは雇用、契約関係にある。かれらは学校という場所にセンターをおいて活動を行っているがゆえに国の教育改革や地方自治体の決定に対しては臨機応変に対応していかなければならない。たとえば小学校時間の編成改革においては、水曜日を登校日にするのか、土曜日を登校日にするのか、あるいは半日だけを登校日とするのか、それがどのようなものであれ、かれらは自治体の決定を受け入れるしかない。そしてその決定や状況に応じて、余暇センターの運営を考えなければならないのである。アニマトゥールをはじめ、子どもの受け入れ施策に携わる関係者は、真に創造的な実践を行うには何が必要なのか、それがどのようにして可能なのかを、こうした制約と不安定さの中で模索せざるを得ない。

筆者が訪れたT余暇センターは、パリに600以上存在する余暇センターの1つにすぎない。その訪問期間は短く、このような訪問での観察に基づいて考察を試みた本稿には多くの課題が残された。ここではさしあたり2点を挙げたい。ひとつは、親が自治体による活動をどのように捉えているのかを明らかにすることである。子どもの学校以外の時間の過ごし方は、親の働き方や生活の仕方に大きく関わっており、どの余暇センターに子どもを預けるのか、そもそも子どもが余暇センターに行くかどうかを決めることには、親の意志が反映されているはずである。フランスでも塾のような民間の学習支援事業が行われており、親にとって子どものための放課後活動の選択肢は余暇センターに限られない。長期休暇を子どもとどのように過ごしているか、子どもが他にどのような活動を行っているかも含めて、親に対する聞き取りを実施することで、どのような親がどのような理由で余暇センターを利用しているのかを明らかにできるだろう。

いまひとつは、親の移住の関係でフランスの学校に途中で編入してくる子どもや、自身が抱える障害のために普段は特別な学校に通っている子ども、学業に困難を示す子どもにとって自治体による子どもの受け入れ施策の取り組みが果たす役割を明らかにすることである。このような子どもたちには、今のフランスの学校教育制度の内部では排除の対象になりやすいという共通点がある。かれらがフランスの学校文化に馴染むことができない場合、たとえば、学校と家庭の媒介空間ととらえられている余暇センターは、かれらをどのように支援するのだろうか。このことを知るためには、学校の夏期休暇中のみならず、授業期間中、すなわち水曜日の余暇センターにおける子どもの過ごし方をも明らかにする必要があるだろう。余暇センターのこのような側面を明らかにすることによって、自治体による子どもの受け入れ施策をより多面的か

つ総合的に把握することができるだろう。

【注記】 本稿は JSPS 科研費 25870878 ならびに 2013 年度南山大学パッヘ奨励金 1-A-2 の助成を受けた研究にもとづく成果の一部である。

- 1 明石要一、岩崎久美子、金藤ふゆ子、小林純子、土屋隆裕、錦織嘉子、結城光夫 著『児童の放課後活動の国際比較』福村出版、2012 年。
- 2 同上、pp.62-83。
- 3 岩橋恵子「学校周辺活動の展開とアニマトゥール」古沢常雄代表『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』（平成 16 年度～平成 18 年度科学研究費補助金研究成果報告書）2007 年、pp.67-78、岩橋恵子「フランスにおける学校支援と青少年の地域公共空間」古沢常雄代表『フランスにおける社会的排除のメカニズムと学校教育の再構築』（平成 19 年～平成 21 年度科学研究費補助金研究成果報告書）2010 年、pp.133-146。岩橋は余暇センターの誕生の経緯、余暇センターと学校周辺活動に関する政策との関係、その担い手でもあるアニマトゥールの役割や職業上の性格を明らかにしている。岩橋のパリおよびパリ周辺の郊外都市における学校周辺活動や余暇センターに関する調査から、余暇センターの運営主体は自治体のこともあればアソシアシオンのこともあるということがわかる。
- 4 本稿は 2013 年 8 月 7 日～8 月 16 日までの T 余暇センターおよび関連施設への訪問調査にもとづいている。CAS (circonscriptions des affaires scolaires) とはパリ市学校教育課の支部局のひとつでパリ 1 区から 4 区までをまとめたグループのこと。CASPE (circonscriptions des affaires scolaires et de la petite enfance) と呼んでいるグループもある。組織図 1 を参照。
- 5 この区切りは、国民教育省による教育行政の区切りとは一致しない。
- 6 学校周辺活動は授業以外の時間に学校教育との関連を重視しながら行われる教育的諸活動。岩橋「学校周辺活動の展開とアニマトゥール」、前掲論文。なお表 3 の記載どおりに計算すると、月曜日と木曜日の授業時間数は 1 日あたり 6 時間となるが、政令の規定とのずれについての詳細は不明。
- 7 フランス国民教育省ウェブページ <http://www.education.gouv.fr/cid72569/rentree-2013-la-mise-en-place-des-nouveaux-rythmes-scolaires-dans-les-ecoles-de-grenoble.html> (2014/02/05 アクセス)
- 8 別の地域での調査も希望したが、許可を得られたのは T 余暇センターであった。調査日程の調整は DASCO ではなく CAS1/2/3/4 の事務局と T 余暇センターのセンター長とで行った。T 余暇センターのスタッフと CAS1/2/3/4 事務局の職

員は調査に協力的でチームの一員として受け入れてくれた。しかし筆者の準備不足や調査方法の未熟さもあり、余暇センター事業内部の一員として活動に参加したというよりも、外部の観察者として活動を見学したという側面のほうが強かった。

- 9 必ずしも3～6歳の子どもが保育学校児童で7～13歳の子どもが小学生という意味ではない。
- 10 岩橋「学校周辺活動の展開とアニマトゥール」前掲論文。
- 11 岩橋「フランスにおける学校支援と青少年の地域公共空間」前掲論文、p.140。
- 12 岩橋恵子「フランスのアニマシオン領域における人材養成とその教育的意義」古沢常雄代表『フランスにおけるキャリア教育を通じた社会統合と公教育の再構築』（平成22～24年度科学研究費補助金研究成果報告書）2013年、pp.163-177。
- 13 PPSは特殊学校に就学する障害をもった子どもの就学に関するニーズを出来るだけ近くで把握し、それに必要な措置や援助を各子どもに応じて専門家チームが準備する計画のこと。オート・ガロンヌ県立障害者センター（MDPH）[http://www.mdp31.fr/contact\\_info-mentions-legales.html](http://www.mdp31.fr/contact_info-mentions-legales.html)（2014/02/03アクセス）、「学校インテグレーション & パートナーシップ」アソシエーション <http://scolaritepartenariat.chez-alice.fr/page234.htm>（2014/02/03アクセス）。
- 14 T余暇センター長「Projet Pédagogique : Août 2013」(CAS 1/2/3/4、T余暇センター提供資料)。
- 15 ただし普段通っている学校以外に設置されているセンターに子どもを預ける親はCAS1/2/3/4のなかでは稀である。
- 16 筆者は午後に屋外活動の遠足を観察することが多く、余暇センターの午後の活動をほとんど観察できなかった。
- 17 パリ情報センター（12区）、パリ科学センター（11区）、ロベール・リネン映画センター（17区）、パリ映像センター（8区）、パリ読書センター（13区）、フランス語・フランス語圏センター（11区）、パリ音楽センター（3区）、造形芸術センター（10区）、スポーツ・環境センター（パリ郊外）、市民性センター（20区）、ハンディキャップ幼少期センター（情報無し）、環境教育センター（13区）、前思春期センター（18区、20区）。Marie de Paris « Plaquette centre de ressources de la DASCO », [http://www.paris.fr/pratique/education-cours-pour-adultes/centres-de-loisirs/les-centres-de-ressources/rub\\_1944\\_stand\\_48126\\_port\\_4393](http://www.paris.fr/pratique/education-cours-pour-adultes/centres-de-loisirs/les-centres-de-ressources/rub_1944_stand_48126_port_4393) よりダウンロード（2014/02/03アクセス）。
- 18 余暇センターや学校では子どもの社会的、文化的出自を客観的に把握することは難しい。
- 19 Marie de Paris « L'art pour grandir 2010-2011 » CAS 1/2/3/4 提供資料。
- 20 たとえばプログラムには「美術館の国で Au pays des musées」、「美術館の友、学校 Ecoles amies des musées」、「はじめての映画 Mon premier cinéma」、「学校

のパリ市現代美術基金 Le Fond Municipal d'art contemporain à l'école]、「学校のオーケストラ - ジャズ Un Orchestre à l'école-jazz]、「学校のオーケストラ - 弦楽器 Un Orchestre à l'école-cordes]、「学校のオーケストラ - アフリカの打楽器 Un Orchestre à l'école-percussions africaines]、「コーラス - 声楽コース Une Chorale-filière voix]、「クリストフ・ラリュックとの演劇 Théâtre avec Christophe Lалуque de l'Amin Cie Théâtrale」などがある。

- 21 パリ市ウェブページ「成長のための芸術」[http://www.paris.fr/pratique/education-cours-pour-adultes/rythmes-educatifs/l-art-pour-grandir/rub\\_10193\\_dossier\\_85171\\_port\\_25654](http://www.paris.fr/pratique/education-cours-pour-adultes/rythmes-educatifs/l-art-pour-grandir/rub_10193_dossier_85171_port_25654) (2014/02/03 アクセス)。
- 22 同上、Marie de Paris « L'art pour grandir 2010-2011 」、前掲資料。
- 23 « Projet Pédagogique : Août 2013 」、前掲資料。





## 戦後フランスにおける 情報秩序の再構築に関する予備考察（1） — 「カイエ・ブルー」に着目して

外国語学部 中村 督

### はじめに

1944年8月25日、パリ解放が果たされたときジャーナリズムの再建は喫緊の課題であった。ナチス・ドイツ占領下のフランスにおいて戦前にあった新聞の多くは廃刊していたからである。存続していたものもあったが、それは対独協力へと転換した証拠に他ならなかった<sup>1</sup>。たとえばジェラルド・イベランの支配下にあった新聞（『ル・マタン』（*Le Matin*）、『パリ・ソワール』（*Paris-Soir*）、『ル・プチ・パリジャン』（*Le Petit Parisien*）など）がそうである<sup>2</sup>。また、非合法で発行されたいわゆるレジスタンスの新聞についていえば、その処遇をいかに定めるかという問題が残った。そして何よりもレジスタンスの新聞はその性質ゆえに活動が制限されており、「新聞」と呼べる体裁を整えていたわけではなかった<sup>3</sup>。

こうしたジャーナリズムの再建に関してフランス国民解放委員会（Comité française de Libération nationale、通称CFLN）を引き継いだアルジェのドゴール臨時政府（Gouvernement provisoire de la République française、通称GPRF）が無関心であるはずはない。一方、臨時政府としてはフランス本土での共産党勢力の拡大に

---

1 Marc Martin, *Médias et journalistes de la République*, Paris, Odile Jacob, pp. 231-270 ; Christian Delporte, *Les journalistes en France 1880-1950. Naissance et construction d'une profession*, Paris, Seuil, 1999, pp. 325-365 ; Fabrice d'Almeida et Christian Delporte, *Histoire des médias en France de la Grande Guerre à nos jours*, Paris, Flammarion, 2003, pp. 95-138.

2 Rita Thalmann, *La Mise au pas*, Paris, Fayard, 1991, pp. 277-282. また、イベランについては以下を参照。Renaud de Rochebrune et Jean-Claude Hazera, *Les patrons sous l'Occupation*, Paris, Odile Jacob, 2013, p. 530.

3 Claude Bellanger, *La presse clandestine*, Paris, Armand Colin, 1961 ; Laurent Douzou, *La désobéissance. Histoire du mouvement Libération-Sud*, Paris, Odile Jacob, 1995 ; Olivier Wiewiorka, *Une certaine idée de la Résistance. Défense de la France 1940-1949*, Paris, Seuil, 1995, pp. 353-354.

対する懸念があり、解放時に向けて自らの方針を迅速に普及する必要を感じていた。そこで新聞やラジオといった伝達手段の利用に向けて広く情報の法整備に着手したのは必然的であった<sup>4</sup>。他方、後述するように臨時政府のみならず国内レジスタンスも含めて、戦前の時点ですでにジャーナリズム界への露骨かつ過剰な営利性は問題視されており、新聞・雑誌を金銭から保護することの重要性は共有されていた。換言すれば、来るべき解放時に新聞・雑誌の商業的側面に歯止めをかけ、公器性の高いジャーナリズムを模索することが目論まれていたのである<sup>5</sup>。

本稿ではジャーナリズムの制度化や対独協力新聞の対処を含めて戦後フランスにおいていかにして「情報」の秩序が再構築されようとしたのかを考察する。この広汎な問いに取り組むにあたって、まずは「カイエ・ブルー (Cahier Bleu)」と称される通達に着目して分析を進めることが適切であると思われる。なぜなら、解放直前の数週間のうち新聞・雑誌に関して18通の文書が起草されたが、なかでも情報秩序の再構築という点において決定的な役割を果たしたのは「カイエ・ブルー」であると考えられるからである<sup>6</sup>。本文を先取りしていえば、1944年5月当時、情報臨時事務官ピエール＝アンリ・ティジャンが指揮をとって作成されたこの通達こそ、解放後に陸続と発布されるオルドナンスの原案となったとあってよい。ここでの課題は「カイエ・ブルー」が提出された背景を分析すると同時に、その内容を検討し、解放後にどの部分が引き継がれ、あるいは捨象されていったのかを整理することに定められる。

ところで、こうした解放期の情報秩序やジャーナリズムの法整備はこれまでも議論の対象となってきた。とくにフランスの新聞に関しては国家による保護主義的性格が強く、法学的観点から「エタティスム」(étatisme) とリベラリズムの緊張関係を軸に分析が行われてきた。その際、解放期の「カイエ・ブルー」から複数のオルドナンスが発布されるに至る過程は一つの転換期にあるとされている<sup>7</sup>。また、今日のフランス社会に重くのしかかるメディアの集中化現象が社会的あるいは政治学的に検

4 Marc Martin, *op. cit.*, pp. 272-273.

5 鈴木博信「欧米各国にみる編集権問題 フランス」、『新聞の編集権—欧米と日本にみる構造と実態—』、日本新聞協会、48-49頁。

6 Fernand Terrou, « L'évolution du droit de la presse de 1944-1958 », Claude Bellanger et al. (dir), *Histoire générale de la presse française*, tome 4, Paris, Presses universitaires de Paris, 1975, pp. 191-196 ; Marc Martin, *op. cit.*, p. 274.

7 大石泰彦『フランスのマス・メディア法』、現代人文社、1999年、33-55頁；樋口陽一「二つの「自由」、または「公正」の代価—1984年のフランス新聞法制を素材として」、『憲法と行政法—小嶋和司教授東北大学退職記念』、良書普及会、520-537頁。

討される時、解放期における新聞改革の「失敗」にその起点を置いて議論が進められる<sup>8</sup>。そのとき「カイエ・ブルー」に対する評価や意義について論及されるのは驚くべきことでもないだろう。

しかし本稿はこうした成果を踏まえながらも、一度、歴史的な視点に立ち返って「カイエ・ブルー」の要点を整理することに努める。というのも解放期に試みられた情報秩序の改革には次元を異にするいくつかの論点があり、さらにはそこに複数のアクターの利害関係が錯綜しているからである。すなわち上記の図式を用いれば、「カイエ・ブルー」に端を発する改革はエタティスムとリベラリズム、あるいは成功と失敗という二項対立に還元できない複雑さを有するものである。ジャーナリズム史の専門家が解放期からの十数年を「メディアの長い戦後<sup>9</sup>」(Le long après-guerre des médias)として記述するのは、この間の変遷が一筋縄ではいかない難しい問題を孕んでいるからに他ならない。

## 一. 「カイエ・ブルー」の背景

解放時に向けて情報秩序の再建が問題となる時、主として三つの組織が存在していたことを考慮しなければならない。第一はアルジェの臨時諮問会議 (Assemblée consultative provisoire) によって創設された情報・プロパガンダ委員会 (Commission de l'information et de la propagande) であり、そこにはルネ・カッサンやヴァンサン・オリオールらが名を連ねた。その一方で、国内レジスタンスに二つの組織が存在した。すなわち第二は全国抵抗評議会 (Conseil national de la Résistance、通称 CNR) の機関、一般検討委員会 (Comité général d'études、通称 CGE) が 1943 年に設置した新聞・雑誌委員会 (Commission de la presse) である。この委員会にはフランシスク・ゲイをはじめレオン・ロラン、ジャン・ギーニュベール、レネ・マッシュ、イヴ・ダロリシャール、ジャン＝マリー・エルマンなどが集まった。まずはアレクサンドル・パロディが、次いでピエール＝アンリ・ティジャンが代表を務めることになる<sup>10</sup>。第三は 1943 年 9 月 23 日、比較的規模の大きいレジスタンス運動の代表者によって創設されたレジスタンス新聞委員会 (Commission de la presse clandestine) である。レジスタンス (Résistance) のジャック・デストレ、リベラシオン・ノール (Libération-Nord) のジャン・テクシエ、フラン・ティールール (Franc-Tireur) のジョルジュ・ア

8 Jean-Marie Charon, *La presse en France de 1945 à nos jours*, Paris, Seuil, 1995.

9 Fabrice d'Almeida et Christian Delporte, *op. cit.*, p. 139.

10 Christian Delporte, *op. cit.*, p. 379.

ルトマン、コンバ (Combat) のパスカル・ピアが集まった。さらに OCM (Organisation civile et militaire) からはエミリアン・アモリー、ジャック・レベイロル、クロード・ベランジェ、デファンス・ド・フランス (Défense de France) からはロベール・サルモンとジャン＝ダニエル・ジュルジャンセンが送り込まれた。また、同委員会は上記のゲイや自主的に営業停止を決めた新聞社の代表たちを取り込むと同時に、名を全国レジスタンス新聞連盟 (Fédération nationale de la presse clandestine) に変え、アルベール・ベイエを代表に据え、その規模を拡大していくことになる<sup>11</sup>。

一見したところ、アルジェの臨時政府と国内レジスタンスの間に対立軸があるかのように見える。しかし情報・プロパガンダ委員会はほとんどラジオにしか焦点を当てておらず、新聞・雑誌に関する議論が盛んに行われることはない。このことはかならずしも臨時政府が新聞改革を等閑視したことを意味しないが、少なくともドゴール、彼自身の即時的な関心を反映したものではあるだろう<sup>12</sup>。もちろん新聞・雑誌については国内レジスタンス運動に任せたと考えることもできる。『ドゴール大戦回想録』のなかで唯一言及される新聞改革の箇所には次のようにある。

大新聞を創刊すること、これがかつて、地下運動参加者の夢だった。彼らは、新しい新聞が誠実で真率で、金権から解き放たれたものになることを願っていた。独立性と信憑性ということにかけて戦前の新聞がわるい思い出を残していたうえに、さらに占領時代の新聞によってかきたてられた憤激が加わったのであるから、彼らのその願望はなおさら切実であった。結局、レジスタンスに参加した大部分の運動・党派はそれぞれ地下に隠れつつ日刊紙や週刊誌を備えたのであった。彼らはいまでは、これらの新聞を白日のもとに、しかも優先的に出現させる権利があると考えていた<sup>13</sup>。

つまり新聞・雑誌についてのみいえば臨時政府と国内レジスタンスの間には利害対立

11 Marie Granet, *Défense de la France. Histoire d'un mouvement de Résistance*, Paris, Presses universitaires de Paris, 1960, pp. 156-157.

12 ドゴールが示した新聞改革はほとんど二つのことに限られていた。『ラ・クロワ』 (*La Croix*) の再刊と『ル・モンド』 (*Le Monde*) の創刊である。Pierre Albert, « La presse écrite après la Libération : espoirs et échecs. Remarques sur la presse de IV<sup>e</sup> République », *De Gaulle et les médias, colloque organisé par l'Institut Charles de Gaulle, les 19, 20 et 21 novembre 1992*, Paris, Plon-Fondation Charles de Gaulle, 1992, p. 68.

13 Charles de Gaulle, *Mémoire de guerre III. Le salut 1944-1946*, Paris, Plon, 1959, p. 113 (『ドゴール大戦回顧録 5』(村上光彦・山崎庸一郎訳)、みすず書房、1996年)。

は生じることなく、改革案がまとめられることになる。

対立はむしろ国内レジスタンス内部の二つの組織間において現れる。まず確認すべきは両組織の構成員の「情報」に対する認識である。彼らのラジオに対する関心はきわめて希薄で、「情報」といえば具体的には新聞・雑誌のことを指していた。これはとくに全国レジスタンス新聞連盟に顕著な特徴であるが、その理由はこの組織を構成した面々の職業から容易に説明がつく。つまり彼らのほとんどが戦前、ジャーナリストとして活動していたのである。大戦間期においてジャーナリストといえば総じて新聞・雑誌を中心とした定期刊行物の関係者を指すものであった<sup>14</sup>。たとえば全国レジスタンス新聞連盟の代表アルベール・ベイエはこうした認識をもっとも全面的に押し出した一人である。大学教授で急進党員だった彼は、『ル・コティディアン』(*Le Quotidien*) や『ルーヴル』(*L'Œuvre*) のジャーナリストとして活躍し、大戦間期、その名を馳せた人物である。ベイエはラジオのあり方を問うことも忘れなかったが、それでも 1880 年生まれの彼にとってみれば市民教育や民主主義の形成に不可欠なのは新聞を置いて他にはなかった<sup>15</sup>。

以上の状況を考慮したうえで、国内レジスタンス運動内の組織間での対立を考える必要があるだろう。当然、新聞・雑誌委員会と全国レジスタンス新聞連盟の間に合意点もあった。とくに金権からの保護や自立を保持するための製作手段の保証などである。他方、対独協力新聞の処遇に関しては主張に乖離があった。両者ともに対独協力に加担した新聞・雑誌に「制裁」を加えることでは一致したが、その内容に微妙な違いがある。新聞・雑誌委員会は新聞の印刷所の国有化、輸送局の創設、税収優遇措置を提案し、解放後にできるだけ多くの新聞・雑誌が創刊されるべく対独協力新聞の「発行停止」を提案した<sup>16</sup>。それに対して、全国レジスタンス新聞連盟は対独協力新聞を厳格に「排除」し、発行元の財産を接収し、最終的にそれらを自分たちに割り当てることを望んだ。図式的にいうなら新聞・雑誌委員会が新聞創刊の自由を求めたのに対して、全国レジスタンス新聞連盟は自らの「愛国的な態度」(*attitude patriotique*) がより明確に評価される措置を主張したのである<sup>17</sup>。そこで 1944 年 5 月、ドゴール

---

14 これには大戦前、数の上でいえばラジオに従事する者は少なく、また、1935 年の規定された「職業ジャーナリストの法的地位」においてラジオ関係者は明記されていないことも関係している。Christian Delporte, *op. cit.*, p. 382.

15 Marc Martin, *op. cit.*, p. 274.

16 René Hostache, *Le Conseil national de la Résistance. Les institutions de la clandestinité*, Paris, Presses universitaires de France, 1958.

17 Olivier Wieviorka, *op. cit.*, p. 354.



によって情報臨時事務官 (secrétaire provisoire de l'Information) に任命されたティジャンが両組織の擦り合わせを試みる。ティジャンは当時、直面した状況を次のように証言している。

私ができるのは対独協力新聞の決定的な発行禁止 (suppression) ではなく、もっぱらその発行停止 (suspension) を法制化することであった。しかし、新聞・雑誌を裁く機関を設置することはできなかった。裁判所に権限を与えて、新聞の責任者や編集者から職業を完全に奪うことはできなかったのである。それに私は新聞界に属する裏切り者の財産を法的に清算するための能力も持ち併せていなかった<sup>18</sup>。

結局、ティジャンは全国レジスタンス新聞連盟に歩み寄ったかたちで妥協案を提出し、両組織の了解を得るに至る。この過程を経て、「カイエ・ブルー」が起草されることになる。

## 二. 戦前の遺産と「新聞の自由」

「カイエ・ブルー」の内容を考察する前に、大戦前における新聞の状況を理解する必要がある。というのも上述のように、解放期の新聞改革はそれ自体として出てきたのではなく、むしろ戦前からの連続性のもとで考案されたからである。1944年8月21日に『コンバ (Combat)』の編集長に就任したアルベール・カミュが解放直後に寄せた社説のうちに、大戦間期から占領期に至るジャーナリズムの状況がよく示されている。

私たちが秘密裏に自分たちの新聞を編集したときには、むろん歴史もなく、方針の宣言もなかった。しかし私たちのすべての仲間にとって、新聞の編集は密かな大きな希望であったことは分かっている。[...]。私たちは経験によって、戦前の新聞はその原理においても道徳においても役に立たなくなっていることを知っていた。金銭欲と偉大なものへの無関心が同時にはたらき、稀な例外を除けば、若干の者たちの権力を増大させる以外の目的をもたず、万人の精神を墮落させる以外の効果をもたない新聞をフランスに与えることになった。それゆえ、このような

---

18 Pierre-Henri Teigen, *Faites entrer les témoins. 1940-1958 de la Résistance à la V<sup>e</sup> République*, Rennes, Ouest-France, 1988, p. 115 (傍点は筆者)。

新聞が1940年から1944年までの姿に、すなわちこの国の恥辱になることは容易いことであった<sup>19</sup>。

カミュによる簡勁な筆致のなかで確認すべき要点は三つある。第一に戦前の新聞が金銭権力に塗れ、「道徳」に資するものではなかったこと、第二に第一の状況が前提となっただけで多くの新聞が対独協力に寝返ったということである。第三にそうであるからこそ、たとえ占領下であってもジャーナリストたちが思い描く「新聞の編纂」をすることは「希望」として映ったということになる。

ここで重要なのはカミュが「私たちの経験」というように、こうした認識はジャーナリズム界では十分に共有されていたということである。そうであるがゆえに、すでに戦前から新聞改革の動きは関係者内外から出ていたのである。「外」からの改革という点で特筆すべきは当時労働インターナショナル・フランス支部 (Section française de l'internationale ouvrière、通称 SFIO) を率いていたレオン・ブルムによるものであろう。ブルムの改革案は1928年4月1日に同党の機関誌『ル・ポピュレール』 (*Le Populaire*) に体系的に掲載された。その内容は記事の表題「新聞の問題：あなたは自由な新聞を望みますか。それを国有化しましょう」に明らかのように、新聞の独立が金権に脅かされていることを憂慮したものである。

この状態を脱する唯一の道であると私が考えるのは、集団、すなわち、その組織体である公権力の介入である。この分野（新聞の分野）においては、他の分野と同様、見せかけの資本主義的競争の自由はむしろ危険な抑圧の構造となってしまう。真の自由は、集団共有の組織のうちにしか見出されない<sup>20</sup>。

したがってブルムには「公権力が商業的広告や他のすべての広告収入の徴収を集中管理し、[...] 同様に輸送、流通、新聞販売を保証する<sup>21</sup>」ことが必要であるように感じられた<sup>22</sup>。いわば、ブルム案の骨子は国家管理によって「新聞の自由」を保証しよ

19 « Critique de la nouvelle presse », *Combat*, 31 août 1944.

20 *Le Populaire*, 1<sup>er</sup> avril 1928.

21 *Ibid.*

22 詳細は以下を参照。大石泰彦、前掲書、37頁。具体的には以下のことが提唱された。①議席を有する諸政党の新聞を発行することを任務とする特別の公共機関を設置すること、②この公共機関は各政党新聞に特別の事務所、印刷手段、編集予算を配分し、さらに広告業務と輸送、配達、販売業務をも集中的に管理すること、③編集活動に対する利害の介入や新聞人の腐敗には刑罰をもって臨むこと、④場合によっては、一般の商業新聞も政党の支配におくべきこと。

うとするものである。この時期、フランスにおいて「新聞の自由」が問題となるとき、国家介入によって自由を確保するという論理が生まれていた。その後も長らくこのような論理は戦後も疑われることなく、自明のこととして有効性を保つことになる。

1936年6月に成立した人民戦線内閣で首班を務めたブルムは新聞制度改革の法案を提出する。1928年の改革案に比べれば、国家介入の度合いが軽減した内容となったが、それでも、法制度上株式会社の形態をとること、経営担当者の一部の氏名、営業収支、貸借対照表、会計監査報告、平均発行部数を公表すること、法的責任を負う者を明確にすることが求められた<sup>23</sup>。結局、この法案は反人民政府派の強い反対によって不成立となり、ブルムの新聞改革案はいずれも実現に移されなかった。その後、第二次世界大戦が始まり、強制収容所に収監されたブルムは次のように語っている。

私たちは恥をなくしてここ最近20年間におけるフランスの大新聞の一覧について考えられない。私たちは悪しき信仰をなくしてほとんど一般的といえる金権体質が—それはモラルの失墜と同時に技術の衰退によって示されるものであるが—フランス全体にとって伝染病の発信源でないと否定することはできない<sup>24</sup>。

たしかにブルムの新聞改革は失敗に終わったものの、営利性の追求に歯止めをかけること、すなわち金権から新聞を解き放つことに関する共通認識は、大戦間期には形成されていたことに留意しなければならない。さらに、もし解放期に新聞の自由には国家管理が必要であるという論理が提示され、同意が得られられるのだとすれば、それはブルムに負うところが大きいということができただろう。

次いで検討すべきは「内」からの改革である。ここではとくにフランシスク・ゲイの改革案に着目すべきであろう。なぜなら、『ローブ』(*L'Aube*)の創刊者であり、レジスタンス闘士の一人でもある彼の新聞改革案こそ結果的に「カイエ・ブルー」の原案として認められているからである<sup>25</sup>。ゲイもまたブルムと同様、新聞の金権への従属を嘆く一人であった。やはり戦前に「金銭が新聞を支配すること、新聞や週刊誌が製作費に直面して自ら疑わしい資金に手をつけてしまうこと<sup>26</sup>」を告発し、その回

23 同上、38頁。

24 Léon Blum, *A l'échelle humaine*, Paris, Gallimard, coll. « Idées », 1971 [1945], p. 73.

25 フランシスク・ゲイの生涯については以下の伝記を参照。Jean-Michel Cadiot, *Francisque Gay et les démocrates d'inspiration chrétienne 1885-1963*, Paris, Éditions Salvator, 2006.

26 *La Dépêche dauphinoise*, 21 janvier 1937.

避を訴えていた。

占領下で非合法に出版されたゲイの改革案は『新聞改革の諸要素 第1巻 新聞・雑誌企業<sup>27</sup> (*Éléments d'une politique de presse I. Les entreprises de presse*)』に纏められている。その目的となったところを一言でいうならば、戦時下の状況を奇貨としてフランスのジャーナリズムを「白紙<sup>28</sup>」(table rase)に戻すことであった。「どうか刷新される新聞・雑誌を金銭の影響下に置かないでいただきたい<sup>29</sup>」と冒頭で記し、「情報、広告、輸送を独占する大企業の再組織化<sup>30</sup>」について述べる。そのうえで、協同組合の形態をとって、有機的な連帯を保ち、新聞の発刊や流通に必要な機能を保証することを求めた<sup>31</sup>。

ゲイはブルムの主張のごとく新聞の国有化を求めるまでには及ばないものの、少なくとも法的整備の必要性を説いたのは事実である。改革に対しては「法律の助けを借りなければならないのは明白である。1881年法はつまり根本的に修正されるべきなのである。金銭が特権的な価値を有する間は、真の新聞・雑誌の自由はないであろう<sup>32</sup>」というとおりである。「1881年法」とはいわゆる「1881年7月29日出版自由法」のことで、具体的にはそれまでの制限法令を失効させ、出版業および書籍販売業が自由に行われることを定めた法律である。つまり、ゲイはこの1881年法において金権から新聞を保護することが規定されていないことを問題視したのである。こうしたゲイの改革案は、当初こそ戦前にあった新聞の継承を望んだ者たちを困惑させたものの、最終的には「白紙」に戻す方向で了承を得るに至った<sup>33</sup>。ゲイはジャーナリストたちの意思統一に貢献し、そして『新聞改革の諸要素』が「カイエ・ブルー」の原案になったという点で、ジャーナリズムの刷新において彼の果たした役割が大きいことはたしかである<sup>34</sup>。

---

27 Francisque Gay, *Éléments d'une politique de presse I. Les entreprises de presse*, s.l.n.d. 1944.

28 *Ibid.*, p. 1.

29 *Ibid.*, p. 1.

30 *Ibid.*, p. 6.

31 *Ibid.*, pp.16-17

32 *Ibid.*, p. 5

33 Noël Jacquemart, « Quatre ans d'histoire de la presse française, 1944-1947 », *L'Écho de la presse et de la publicité*, numéro spécial, 1948, p. 3.

34 Patrick Eveno, *Histoire de la presse française de Théophraste Renaudot à la révolution numérique*, Paris, Flammarion, 2012, p. 189.

### 三. 「カイエ・ブルー」 — 「過去」の清算から解放後へ

ここで以上に示したことを確認すると、新聞改革に関して解放直前に問題となったのは次の二点に要約されるだろう。一つは戦前から嫌疑に付されていた新聞と金権の関係を断ち切ること、もう一つは対独協力新聞の処遇を規定することである。とはいえ、戦前のジャーナリズムの状況を前提として対独協力新聞が発行されたという認識が共有されていた以上、両者はけっして別々の問題ではなかった。「カイエ・ブルー」はこうした点が勘案された結果としてみる事ができる。

上述のように「カイエ・ブルー」は情報臨時事務官に任命されたピエール＝アンリ・ティジャンによって1944年5月に作成された文書で、「非合法出版の約半数を印刷した手品師<sup>35</sup>」、エミリアン・アモリーによって200部のみ印刷された<sup>36</sup>。当時の粗悪な紙に刷られたがゆえに「カイエ・ブルー」（「青書」の意）と名付けられた。解放時に向けての改革案が示されたこの文書の宛先は、共和国監査官（Commissaires de la République）、各県の知事（*préfets*）、各県の解放委員会（*Comités départementaux de la Libération*）である。約20ページの分量のうちに、新聞・雑誌、ラジオ、映画を中心とした情報一般の方針が記されている。本稿の趣意に照らし合わせてとくに重要なのは「新聞・雑誌」の欄である<sup>37</sup>。

「新聞・雑誌」では基本的には、「制裁」（*sanction*）と「新しい新聞・雑誌の再建」（*rétablissement d'une presse nouvelle*）の二項目に分けられている。「制裁」についてはいうまでもなく対独協力に加担した新聞・雑誌の発行停止処分が掲げられている。すなわち、「(A) 1940年6月25日以降に発行を開始した新聞・定期刊行物」および「(B) 1940年6月25日に存在し、北部地域においては休戦後15日以上、南部地域においては1942年11月11日以降15日以上発刊し続けた新聞・定期刊行物<sup>38</sup>」がその対象となった。

35 Pierre-Henri Teigent, *op. cit.*, p. 116.

36 占領下におけるエミリアン・アモリーの活動は以下を参照。Guy Vadepiéd, Émilien Amaury. *La véritable histoire d'un patron de presse du XX<sup>e</sup> siècle*, Paris, Le cherche midi, 2009, pp. 103-237.

37 「カイエ・ブルー」は以下に収録されており、ページ数はそれに依じて付すことにする。« Cahier bleu », *L'Écho de la presse et de la publicité*, numéro hors série, 1948, p. 3（以下、CBと表記）。

38 CB, p. 5. 日付については休戦協定および北部地域占領が1940年6月22日、南部地域（自由地域）占領が1942年11月11日であることに留意すべきである。



しかし例外規定も二つ設けられた。一つは「レジスタンスの大義に現実的に役立ち、発刊され続けるに値する新聞・定期刊行物」で、もう一つはドイツのプロパガンダに関与しなかった「もっぱら宗教、文学、科学、芸術、スポーツ、職業に特化した新聞・定期刊行物<sup>39</sup>」である。また、上記の発行停止処分から次なる禁止項目が具体的に三つ付記される。第一に発行停止となった新聞・雑誌のタイトルの使用禁止、第二に新聞の所有者、管理者、経営者、理事、管理者会の構成員による設備、機械、新聞社に必要な編集手段の利用禁止、第三に発行停止中の対独協力新聞に関わった上記構成員がこれから発刊される新聞・雑誌に参加することの禁止である。

以上の「制裁」の概要を確認すると、それがただ単に「過去」の清算だけを規定するわけでないことが分かるだろう。すなわち対独協力新聞のタイトルの使用禁止が明確にしめすように、「制裁」は今後、創刊されるであろう新聞・雑誌に対する影響を強く及ぼすものでもあった。他方、「新しい新聞・雑誌の再建」の冒頭では以下の文章が記されている。

上記で示された肅正の措置の目的は新聞・雑誌を結果的に白紙に戻すことにある。公衆が見慣れたすべての媒体が廃刊することになる。対独協力に加担した代表者や要職にあった者たちのほぼ全員が逮捕されるか裁判にかけられるであろう。しかしフランス人は、解放時に考えているほどにはけっして情報や表現の手段が欠けているとは感じないだろう<sup>40</sup>。

このように「新しい新聞・雑誌の再建」は早々に過去の「白紙」に言及している。これらが意味するのは「制裁」は過去を、「新しい新聞・雑誌の再建」は解放後をそれぞれ単独で扱うわけではないということである。つまり両者の項目に二つの時間性が存在しており、この意味において「カイエ・ブルー」は過去と未来の結節点となる規定であることが理解できる。

「新しい新聞・雑誌の再建」では、「新聞創刊の手段」、「創刊されるべき新聞」、「新聞に関わる人材」、「新聞社の法的形態」、「資金援助」、「準備されるべき措置」の項目が設けられている。しかし最後の「準備されるべき措置」に明らかなように、「カイエ・ブルー」の段階では具体的な改革案は提出されていない。この段階ではまだ発行停止となる新聞を正確に把握できていないばかりでなく、レジスタンス運動のうちに

---

39 CB, p. 6.

40 CB, p. 6.

いかほどの環境が揃っているかも不明であったからである。ただ、それでも規定事項として明記されていることはある。一つは発行停止となった新聞社の社屋や設備を新しく新聞を創刊する企業に充てがうことである。もう一つは発行の条件であり、次のように定められた。「(A) 北部地域においては休戦協定から15日以内、南部地域においては1942年11月11日から15日以内に自らの意思で発行を停止した新聞」および「(B) 1944年1月1日以前に発行された愛国的な非合法新聞、また諸々のレジスタンス運動や全国抵抗評議会によってこれから発刊される新聞<sup>41)</sup>」である。また、「愛国的な団体」(équipes patriotes)が、情報臨時事務官や共和国監査官から許可を得た場合は新聞を発行できることが定められた<sup>42)</sup>。いずれの規定も比較的容易に新聞を創刊する条件を整備し、戦後の情報秩序の再構築へとすばやく移行しようとする臨時政府の試みを示すものであった。

「カイエ・ブルー」は準備中を理由に保留した箇所もあるとはいえ、結果的に解放後の方針の大半を定めたことになる。もちろん、たとえば情報臨時事務官ティジャンが1944年6月6日、パリでゲシュタポに逮捕されて重要な任務に空白が生じるなど、その実現が直線的に進んだわけではない。しかしそれでも「カイエ・ブルー」を基に情報に関する法制化の動きは着実に進展する。アルベール・ベイエは解放後の会議で次のように述べる。

この提案(「カイエ・ブルー」)は法律としての力を持った。新聞連合の下に集まった新聞は、パリ解放の日に、ドイツに協力した新聞の社屋を占領した。そしてその最初の号は、バリケードのまわりの放棄のなかで呼び売りされたのである。各県でも蜂起が起り、それと同時に多くの愛国的な新聞が生まれた。すでに新聞の歴史は長いが、このような形で新聞がかつて誕生したことはなかった。それまでの革命においては、古い新聞の名称はそのまま残され、ときにはスタッフもそのまま生き残ることが多かったが、こうした慣習を打ち破ったことは、まさにフランス・レジスタンスの思い切った新機軸であった。ヴィシー政府と解放派の間の決裂をはっきりと示さねばならなかった。新しい体制には新しい新聞が必要であったのである<sup>43)</sup>。

41 CB, p. 7.

42 CB, p. 7.

43 Albert Bayet, *Problèmes et techniques de la presse, conférences faites à l'Institut d'études politiques de Paris*, Paris, Éditions Dormat-Montchristien, 1948, pp. 13-14.

6月6日、連合軍のノルマンディー上陸後、アルジェの臨時政府が発した「1944年6月22日オールドナンス」は「カイエ・ブルー」、それと同様の内容となっている。「カイエ・ブルー」が「法律として効力をもった」のは、それが臨時政府のオールドナンスという形式をとったからである。さらに解放直後に相次いで出されるオールドナンスもやはり「カイエ・ブルー」の内容を踏襲することになる。

最後にこの解放後の複数あるオールドナンスについて言及しておく必要があるだろう。というのも、「カイエ・ブルー」から解放後「オールドナンス」へと至る過程が複雑であり、そこに先行研究にみられる混乱があり、また、ここに新聞改革が成功したか失敗したかという評価軸を立ててしまう背景があるように思われるからである。その点、留意すべきは複数のオールドナンスを二種類に分けることができるということである。一つはパリ解放の翌日に発布された「1944年8月26日オールドナンス」である。このオールドナンスは新聞の私的所有を認めながらも、所有者の明記や無記名株式の禁止と転移の制限などによって透明性を保証すると同時に、所有制限を打ち出すことで新聞の多様性を確保することを目的とした<sup>44</sup>。これはレオン・ブルムの構想から出発し、「カイエ・ブルー」の「新しい新聞・雑誌の再建」を経由して結実したものである<sup>45</sup>。換言すれば、戦前に告発された新聞の金権からの保護という側面が押し出されたものであるといえる。いま一つは「1944年9月30日オールドナンス」に関連する内容のものである。この要点は対独協力に関わった新聞社の財産の接収であった<sup>46</sup>。これは上述のように全国レジスタンス新聞連盟が主張した「排除」の一環であり、「カイエ・ブルー」の「制裁」にも真っ先に明記された内容である。その後、このオールドナンスは「1946年5月11日法」へと結実する。この法律の内容は、第一に接収した財産の国家への移転、第二に移転した財産の全国新聞社協会（Société nationale des entreprises de presse、通称 SNEP）への帰属、第三に諸法律に適う新聞社への財産の配分であった<sup>47</sup>。

解放直後のオールドナンスをこの二つの系列に分けると、長期的にみて問題となったのは前者であろう。もちろん後者に問題がなかったというわけではない。裁判にかけられた結果、無罪放免となった新聞（社）の所有者からすれば、財産の接収は横領として感じられたわけであり、怒りの矛先は解放期に創刊された新聞に向けられること

---

44 Marc Martin, *op. cit.*, p. 286.

45 Alain Peyrefitte, « De Gaulle et la communication », *De Gaulle et les médias*, *op. cit.*, p. 172.

46 Christian Delporte, *op. cit.*, p. 391.

47 大石泰彦, 前掲書, 40項

になる<sup>48</sup>。少なくとも1954年、ピエール・マンデス・フランス首相が彼らに対する補償を明示するまでは繊細な問題であり続ける<sup>49</sup>。しかしながらこの問題を含めても、あるいはこの種の問題が起こった背景には、決然としたヴィシーとの決別に着手したからであり、不徹底というのとは相応しくないだろう。その一方で、前者の新しい新聞の法整備についてはその評価をし難い部分があるのは事実である。全国新聞連合会(Fédération nationale de la Presse)が採択した「自由な新聞の権利と義務の宣言草案」の第一条には「新聞は商業的な利益を得るための道具ではない。それは文化の道具であり、その使命は、正確な報道を与え、思想の自由を守り、人類の進歩という目的に奉仕することである<sup>50</sup>」と記されている。それにもかからず、「革命がこれほど痛ましいかたちで失敗したことも珍しい<sup>51</sup>」というのが現在でも変わらない評価となっている。

## おわりに

以上、本稿では解放期のフランスにおいていかにして情報秩序が再構築されようとしたのかを「カイエ・ブルー」に着目して考察を進めてきた。第一にこの通達起草されるまでのレジスタンス内部での新聞委員会とレジスタンス新聞委員会の対立関係を分析した。とくに重要なのはレジスタンス新聞委員会が自らの利害に資する内容、すなわち対独協力新聞の「排除」を要求し、情報臨時事務官ティジャンがこれを受託するかたちで「カイエ・ブルー」を作成したことである。第二に戦前のジャーナリズムの状況を指摘したうえで、占領下のそれとの連続性について指摘した。ブルムの法案が示すように大戦前から金権から新聞を保護することの重要性は説かれていた。これはジャーナリズム界全体で共有されていた認識であり、とくにゲイは戦前の新聞が金権に従属していたことが前提となって対独協力へと変化していったことを主張し、『新聞改革の諸要素』を出版し、それが「カイエ・ブルー」の原案となったことを示した。第三に「カイエ・ブルー」の内容、とくに「新聞・雑誌」に関する項目を対象に分析を行った。この項目は「制裁」と「新しい新聞・雑誌の再建」に分けられているが、両者とも対独協力新聞の処分について論じられており、いわば「過

48 Jean Mottin, *Histoire politique de la presse : 1944-1949*, Paris, Bilans hebdomadaires, 1949.

49 Mar Martin, *op. cit.*, p. 288.

50 *Études de presse*, n° 1, février 1946, p. 66

51 Jean Schwœbel, *La presse, le pouvoir, l'argent*, Paris, Seuil, 1968, p. 73 (『報道・権力・金一岐路に立つ新聞』(井上日雄・鈴木博訳)、サイマル出版会、1977年)。

去」の清算が重要課題であった。その意味において「カイエ・ブルー」は戦前と解放後、それぞれの新聞の在り方を変化せしめる役割を担ったと考えられるのである。事実、この通達のなかで述べられた事項は、解放後に発布される複数のオールドナンスでより詳細に規定される。しかしながら、これらのオールドナンスを一括して捉えることは難しく、対独協力新聞の処分と新しく創刊される新聞のための法整備とに分けて考える必要がある。前者がかなりの程度完遂されたといえるのに対して、後者はたしかに曖昧な点を残した状態が続くことを指摘した。つまりこの分類を伴えばこそ戦後フランスにおいてジャーナリズムが辿ってきた軌跡がみえてくるのではないだろうか。

タイトルにあるように本稿は予備考察である以上、本文の内容を踏まえたうえで三つの論点を提示しておきたい。第一は「カイエ・ブルー」から複数のオールドナンスを経て新聞改革が行われるなかで、新聞・雑誌がいかなる状態に置かれたのかである。とくに注目し値するのはこうしたオールドナンスの影響と共産党のレジスタンス神話が相俟って、戦後しばらくの間、左翼系の新聞が圧倒的な割合を占めたことである<sup>52</sup>。第二は組織間の関係性に関する考察を挙げることができる。なかでも戦前に設置され、占領下においても存続した情報省（解放後の情報相にはティジャンが任命された）がどのような役割を果たしたのかはほとんど論じられていない。その他、本稿においても出てきた全国新聞社協会だけでなく、1947年に創設される流通や市場調査の管理を担う合同会社（Nouvelle messagerie de la presse parisienne）、全国ジャーナリスト労働組合（Syndicat national des journalistes）など「情報」全般に関わる組織が関係性を築いてきたのかは問われるべきである。

第三により俯瞰的な観点から分析すべき論点を挙げておく。本稿でも指摘したようにジャーナリズム史の文脈では戦前から占領期の連続性は自明のごとく語られる。それに対して、占領期から戦後へ至る過程でレジスタンス運動の影響が消失したことが強調される<sup>53</sup>。その根拠はレジスタンス運動から引き継がれた新聞改革の不徹底や解放期に創刊された新聞・雑誌が短命に終わったことに求められる。たしかにドゴールの強い意向で創刊された『ル・モンド』や戦前からある『ル・フィガロ（*Le Figaro*）』や『フランス・ソワール（*France-Soir*）』を除けば、上記の左翼系新聞・雑誌を中心に多くが廃刊に追い込まれていく。しかし、これらが雲散霧消していった

52 Jean Mottin, *Histoire politique de la presse, 1944-1949*, Paris, Bilans hebdomadaires, 1949, pp. 23-27, pp. 33-36.

53 Robert O. Paxton, *Vichy France, Old Guard and New Order, 1940-1944*, New York, Columbia University Press, 2001, pp.331-332（『ヴィシー時代のフランス—対独協力と国民革命 1940-1944』（渡辺和行・剣持久木訳）、柏書房、2004年）。



がゆえに逆説的にもレジスタンスの影響は延長したと考えることができるのではないだろうか。別言すれば、新聞の廃刊に際してレジスタンスで活躍したジャーナリストたちは他の媒体へと渡り移り、その精神を拡大させたという仮説を立てることもできる。以上の論点を個別に検討していくことをまた別稿の課題としたい。

## 付記

本稿は、2013年度南山大学パッヘ研究奨励金 I-A-2 ならびに 2013年度南山大学ヨーロッパ研究センター研究交流助成による研究成果の一部である。

# LA SUISSE PLURILINGUE ET LA LOI SUR LES LANGUES DE 2007

“LA PAIX DES LANGUES”, D’UN MIRACLE PERMANENT  
À UN VOLONTARISME TOUS AZIMUTS

外国語学部 David Courron

Évoquer l’expérience plurilingue en Suisse à travers le vocable aussi irénique que creux de « paix des langues » ne revêt depuis longtemps déjà plus rien d’original. En appeler au mythe et au miracle permanent pour ne pas abdiquer devant les contradictions historiques et identitaires qui la traversent est une figure de style qui a fait florès. En revanche, relativiser la part magique du mythe pour ne conserver que la valeur essentielle et historique du plurilinguisme suisse ouvre la perspective d’un renouvellement de l’analyse du développement de cette expérience unique de coexistence linguistique caractérisé par une appropriation et une concrétisation progressives. Un renouvellement nécessaire quand on sait que « le parcours qui a fait de la Suisse non pas une “multination” ou un État multinational, mais “une” nation plurilingue, l’équilibre complexe résultant de ses “clivages entrecroisés” , tout cela constitue un cocktail très particulier, fort différent des expériences belge, finlandaise ou canadienne souvent évoquées quand on parle de pays ayant plusieurs langues officielles »<sup>1</sup>.

Dans un contexte historique et géographique caractérisé par une remarquable permanence des frontières et une grande stabilité du paysage linguistiques (I) hérités des invasions germaniques du III<sup>ème</sup> siècle, les Allamans (germaniques) à l’est et les Burgondes (germaniques) à l’ouest où ils adoptèrent le latin des populations locales, ce parcours, qui a fait la Suisse plurilingue, raconte le récit de l’appropriation par un peuple d’un mythe dans lequel s’enfoncent les racines de son identité. Les évolutions de l’organisation politico-juridique du plurilinguisme suisse traduisent, depuis 1848, à la fois la nécessité de fixer un cadre adapté au déploiement de ce mythe et en même temps celle de prendre conscience des défis

---

1 GRIN François, « L’aménagement linguistique en Suisse », in *Télescope*, Québec, vol. 16, n° 3, automne 2010, pp. 55-74.

à relever pour préserver cette mystérieuse « paix des langues » (II). L'ambitieuse loi sur les langues de 2007 exprime la volonté nationale de s'approprier le mythe au quotidien (III) afin de pérenniser, au-delà de la « paix des langues », l'identité d'une nation forgée sur la pluralité et pour qui, à l'ère de la mondialisation, la politique d'apprentissage des langues nationales relève de l'enjeu identitaire (IV).

## I - Les enquêtes et analyses statistiques dessinent un paysage linguistique stable à la fois dans ses constantes et dans ses évolutions<sup>2</sup>

a- La « Suisse aux quatre langues »<sup>3</sup> masque une réalité linguistique bien plus complexe qu'il n'y paraît au premier abord. Alors que l'allemand, le français, l'italien et le romanche jouissent chacun d'un statut d'officialité, plus ou moins complet, garanti par le droit constitutionnel et remplissent incontestablement leur rôle politico-juridique dans la sphère publique en particulier au niveau fédéral, la réalité quotidienne des pratiques linguistiques des Suisses, à l'exception des francophones, est frappée du sceau de la diversité dialectale et mérite de fait de s'y arrêter. Le phénomène diglossique qui affecte les germanophones est bien connu et documenté. Il a abouti à cette situation surprenante dans laquelle l'essentiel de leurs interactions sociales (affectives et familiales mais aussi scolaires, professionnelles et politiques) s'opère à travers une langue maternelle, le suisse-allemand<sup>4</sup> ou *Schwizertütsch*, aux conventions orthographiques quasi-inexistantes et qui ne bénéficie d'aucune reconnaissance juridique tant de la part

---

2 Les tendances statistiques mentionnées ci-après reprennent les analyses développées à partir des données recueillies lors du dernier recensement fédéral de la population conduit en 2000 par LÜDI Georges, WERLEN Iwar, *Le paysage linguistique en Suisse*, Recensement fédéral de la population 2000, Neuchâtel : Office fédéral de la statistique, 2005, 116 p.

3 CAMARTIN Iso, « Les relations entre les quatre régions linguistiques », in SCHLÄPFER Robert (sous la direction de), *La Suisse aux quatre langues*, Genève : Éditions Zoé, 1985, pp. 251-292.

4 Les linguistes classent les dialectes suisse-allemand parmi les plus archaïsants en raison des caractéristiques phonétiques et morphologiques qu'ils ont héritées du moyen haut-allemand. Leur aire géographique est divisée en quatre zones : alémanique sud, alémanique nord, haut-alémanique et alémanique alpin. Pour une étude approfondie des variétés de *Schwizertütsch* au plan linguistique, on se reportera à CHRISTEN Helen, GLASER Elvira, FRIEDLI Matthias (sous la direction de), *Kleiner Sprachatlas der deutschen Schweiz*, Stuttgart : Verlag Huber, 2010, 324 p.

de la Confédération que des cantons, tandis qu'ils s'expriment exclusivement en allemand standard ou *Hochdeutsch* à l'écrit. En outre, les formes pratiquées à travers son aire naturelle, de Zurich au Valais en passant par Bâle, Berne, Lucerne et Fribourg, morcellent le suisse-allemand en dialectes relativement intercompréhensibles que l'accroissement des communications et des échanges tend certes à uniformiser mais sans les rendre toutefois plus attractifs aux non-locuteurs. Non seulement omniprésent au quotidien, « le dialecte domine dans les médias audiovisuels et toute utilisation de l'allemand standard est perçue comme une volonté de marquer le caractère formel d'une situation »<sup>5</sup>, si bien que sa méconnaissance constitue un handicap considérable à toute intégration dans la région linguistique germanophone et génère de réelles tensions<sup>6</sup> avec les autres communautés linguistiques auxquelles seul l'allemand standard est enseigné dans les différents systèmes scolaires cantonaux. L'allemand, langue nationale et officielle de la Confédération suisse, n'est donc pas, loin s'en faut, la langue quotidienne des Suisses germanophones. Moins connues car liées à des dialectes qui ont longtemps véhiculé une image sociale dévalorisée (contrairement au fort pouvoir d'affirmation identitaire attaché aux dialectes alémaniques), les pratiques linguistiques des Suisses italophones apparaissent, elles aussi, empreintes du même phénomène de diglossie. Alors que l'italien standard, langue de l'éducation et des circonstances formelles, est cantonné à l'écrit, près de 80% d'entre eux revendiquent un des nombreux dialectes locaux au titre de langue maternelle<sup>7</sup>. Très différents d'une vallée à l'autre et inintelligibles à un italophone, ces dialectes aux influences

---

5 GRIN, « L'aménagement linguistique en Suisse », op. cit., p. 61.

6 Tensions illustrées par le célèbre *Röstigraben*, « le rideau de Rösti », entendu de plus en plus souvent avec le sens négatif de barrière linguistique au lieu de la simple notion de frontière linguistique.

7 LURATI Ottavio, « La situation linguistique de la Suisse italienne », in SCHLÄPFER Robert (sous la direction de), *La Suisse aux quatre langues*, Genève : Éditions Zoé, 1985, pp. 203-250.

lombardes et romanches voient toutefois leur aire d'utilisation<sup>8</sup> menacée par l'urbanisation et la diffusion, à travers les médias, d'une langue standardisée. Parallèlement, un italien régional ou tessinois à base lombarde, faits d'emprunts lexicaux et grammaticaux au français et à l'allemand et caractérisé par de nombreux néologismes inconnus en Italie, s'impose progressivement comme langue principale et standard auprès des jeunes générations qui y ont recouru dans le système éducatif, dans les services publics, dans la vie économique. L'italien, langue nationale et officielle de la Confédération suisse, n'est donc pas non plus la langue quotidienne des Suisses italophones. Dans le cas des Suisses romanchophones, c'est de bilinguisme quasi-généralisé (suisse-allemand) et non de diglossie dont il convient de parler en raison de l'émiettement linguistique et de la dispersion géographique<sup>9</sup> des cinq variantes écrites traditionnelles de cette langue au degré d'intercompréhension variable : « il est limité entre les deux idiomes les plus dissemblables, à savoir le sursilvan et le vallader »<sup>10</sup>. La conservation de cet aspect original du patrimoine culturel de la Suisse, qui semble revêtir l'allure d'un combat désespéré en raison de l'érosion du nombre de ses locuteurs, a été marquée par l'élaboration<sup>11</sup>, en 1982, d'un romanche normalisé. Langue de synthèse des différents idiomes, le *Rumantsch Grischun* permet désormais la traduction des textes officiels, l'affichage, la signalisation et une présence accrue dans les médias ainsi

---

8 Les linguistes délimitent : les « parlars alpins » (Sopraceneri nord, Mesolcina, Val-Calanca) qui conservent des caractéristiques très anciennes, les « parlars préalpini » (Sopraceneri sud, Lugano) et les « parlars du Sottoceneri inférieur » (Tessin sud, Mendrisiotto) apparentés au lombard, avec des emprunts au français pour le premier. Sur la configuration linguistique de la Suisse italophone, se reporter à : <<http://www.axl.cefan.ulaval.ca/EtatsNsouverains/tessin.htm>> (consulté le 23.01.2014).

9 Il s'agit du sursilvan (vallée du Rhin antérieur), du sutsilvan (vallée du Rhin postérieur), du surmiran (région du Surses et vallée de l'Alvra), du putér (région de Haute-Engadine) et du vallader (région de Basse-Engadine). À noter que le sutsilvan et le putér sont rattachés au ladin, langue rhéto-romane parlée dans les Dolomites, le Frioul, le Trentin-Haut-Adige et en Vénétie.

10 GRIN, « L'aménagement linguistique en Suisse », op. cit., p. 60.

11 Par la Ligia Romontscha/Lia Rumantscha (Ligue romanche).



qu'à l'école<sup>12</sup>. Le romanche, langue nationale et quasi-officielle de la Confédération suisse, n'est donc pas vraiment la langue quotidienne des Suisses romanchophones. En revanche, le français, langue nationale et officielle de la Confédération suisse, est bien la langue quotidienne des Suisses francophones qui ne s'expriment que dans la langue standard, « sauf pour les rares locuteurs qui, dans certaines communes fribourgeoises ou valaisannes<sup>13</sup>, pratiquent encore les dialectes franco-provençaux, le plus souvent dénommés "patois" par leurs locuteurs »<sup>14</sup>. Ces traces résiduelles<sup>15</sup> des dialectes franco-provençaux n'ont aucune influence sur la vie sociale des Suisses romands exclusivement francophones, depuis que l'impression et la diffusion de la Bible en langue française au XVI<sup>ème</sup> siècle conjuguées à l'idéal linguistique unitaire du centralisme français ont accéléré leur abandon. Un dernier mot, enfin, pour compléter ce tableau, des langues non nationales autochtones qui, bien que non nationales (autrement dit non reconnues constitutionnellement) n'en font pas moins partie du patrimoine linguistique de la Suisse. Aux côtés du franco-provençal (arpitan) que nous venons d'évoquer, du bavarois et du walser, deux variétés alémaniques, et du lombard, une mention particulière doit être faite

---

12 Sur la situation linguistique de la Suisse, se reporter à <<http://www.axl.cefan.ulaval.ca/europe/suisse-IIntro.htm>> (consulté le 23.05.2013).

13 La pénétration du français à travers la lecture de la Bible a été plus rapide et décisive dans le processus de disparition des dialectes franco-provençaux dans les cantons réformés de Neuchâtel, Vaud et Genève que dans les cantons catholiques de Fribourg et du Valais. C'est dans ce dernier canton, précisément sur la commune d'Évolène, que quelques locuteurs pratiquent encore ce patois.

14 <<http://www.axl.cefan.ulaval.ca/europe/suisse-IIntro.htm>> (consulté le 23.05.2013).

15 Bien que les autorités suisses les considèrent éteints, le Comité d'experts sur l'application de la Charte européenne des langues régionales ou minoritaires note dans son 5<sup>ème</sup> rapport du 10 juillet 2013 (p. 5) qu'il « [...] ne dispose pas d'une vue d'ensemble de la situation du franco-provençal dans ces cantons ni de sa place dans les politiques et les pratiques [et] encourage les autorités suisses à vérifier, en coopération avec les autorités cantonales concernées et les représentants des locuteurs, si le franco-provençal constitue une langue régionale ou minoritaire au sens de l'article 1, alinéa a de la Charte [...] » [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bak.admin.ch/kulturschaffen/04245/04246/04248/index.html?lang=fr>> (consulté le 03.02.2014).

au yéniche. Langue d'une minorité autochtone nomade suisse<sup>16</sup>, assimilée à un sociolecte (voire un ethnolecte)<sup>17</sup> qui utilise la structure grammaticale du suisse allemand et y substitue ses propres expressions, le yéniche a, en 1997, été reconnu en tant que "langue nationale sans territoire de la Suisse" suite à la ratification par la Confédération de la Charte européenne des langues régionales et minoritaires<sup>18</sup>. Dans le même mouvement, en 1998, la ratification de la Convention-cadre du

---

16 Selon l'Office fédéral de la culture, les Yéniches « [...] constituent le principal groupe des gens du voyage de nationalité suisse. [Ils] passent l'hiver sur une aire de séjour dans une caravane ou un petit chalet. Ils sont enregistrés auprès des autorités locales et leurs enfants vont à l'école du quartier ou du village [tout] en continuant d'exercer leurs métiers traditionnels. Entre 3 000 et 5 000 personnes continuent d'avoir un mode de vie qu'on peut caractériser de semi-nomade. » [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bak.admin.ch/kulturschaffen/04265/04267/index.html?lang=fr>> (consulté le 13.02.2014).

17 La linguistique définit le sociolecte comme « [...] un ensemble de variations de type diastratique (à côté d'autres ensembles de variations), c'est-à-dire liées à une identité socioculturelle, à une position dans la stratification de la société (et à sa représentation). » Le sociolecte est une langue qui se singularise donc par ses tournures ou son vocabulaire. Quant à l'ethnolecte, il envisage la langue « [...] en tant qu'expression d'une culture, et en relation avec les situations de communication. [Si bien que] chaque modification lexicale reflète obligatoirement une vision culturellement transformée du référent. ». CUQ Jean-Pierre, *Dictionnaire de didactique du français langue étrangère et seconde*, Paris : CLE International, 2003, respectivement pp. 222-223 et p. 89.

18 La Charte européenne des langues régionales ou minoritaires, conclue à Strasbourg le 5 novembre 1992, a été approuvée par l'Assemblée fédérale le 25 septembre 1997. Les instruments de ratification ont été déposés par la Suisse le 23 décembre 1997 et la Charte est entrée en vigueur pour la Suisse le 1er avril 1998. C'est en vertu des définitions de l'article 1, Partie I Dispositions générales, « langues régionales ou minoritaires » (al. a), « territoire dans lequel une langue régionale ou minoritaire est pratiquée » (al. b) et « langues dépourvues de territoire » (al. c), pour laquelle on entend « les langues pratiquées par des ressortissants de l'État qui sont différentes de la (des) langue(s) pratiquée(s) par le reste de la population de l'État, mais qui, bien que traditionnellement pratiquées sur le territoire de l'État, ne peuvent pas être rattachées à une aire géographique particulière de celui-ci. », qu'a été établi le statut du yéniche [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/official-compilation/2003/2507.pdf>> (consulté le 13.02.2014).

Conseil de l'Europe pour la protection des minorités nationales<sup>19</sup> a entraîné la reconnaissance des nomades suisses en tant que "minorité nationale". Ce cadre d'action légal permet aujourd'hui au Conseil de l'Europe de déclarer, dans les conclusions dressées par son Comité d'experts dans le cadre du 5ème cycle de suivi, que « [l]es autorités fédérales suisses et les associations<sup>20</sup> représentant les locuteurs du yéniche restent décidées à protéger et à promouvoir le yéniche »<sup>21</sup>, par le biais de sa diffusion et de son utilisation au sein de la communauté yéniche grâce notamment à l'élaboration d'un dictionnaire.

*b- Le spectre linguistique suisse caractérisé par une stabilité remarquable.* Si la réalité linguistique de la Suisse se révèle ainsi plus complexe, les statistiques dégagent pour leur part un paysage linguistique aux contours étonnamment simples. En effet, alors que la population totale de la Suisse a crû de près de 6 % entre les deux recensements de 1990 et 2000, passant ainsi de 6,87 à 7,29 millions

---

19 La Convention-cadre pour la protection des minorités nationales, conclue à Strasbourg le 1er février 1995, a été approuvée par l'Assemblée fédérale le 21 septembre 1998. Les instruments de ratification ont été déposés par la Suisse le 21 octobre 1999 et la Convention-cadre est entrée en vigueur pour la Suisse le 1er février 1999. Son article 5.1 dispose que : « Les Parties s'engagent à promouvoir les conditions propres à permettre aux personnes appartenant à des minorités nationales de conserver et développer leur culture, ainsi que de préserver les éléments essentiels de leur identité, que sont leur religion, leur langue, leurs traditions et leur patrimoine culturel. » [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/official-compilation/2002/2630.pdf>> (consulté le 13.02.2014).

20 Par une loi fédérale du 7 octobre 1994, la Confédération a créé, en 1997, la fondation « Assurer l'avenir des gens du voyage suisses » avec pour mandat d'assurer et d'améliorer les conditions de vie et de préserver l'identité culturelle de la population nomade en Suisse.

21 Comité d'experts sur l'application de la Charte européenne des langues régionales ou minoritaires 5ème rapport du 10 juillet 2013 (p. 19) [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bak.admin.ch/kulturschaffen/04245/04246/04248/index.html?lang=fr>> (consulté le 03.02.2014).

d'habitants, le dernier recensement fédéral de la population de 2000<sup>22</sup> montre que la répartition des langues nationales demeure inchangée dans ses fondamentaux. Rapporté à la population résidante, l'allemand<sup>23</sup> représente la langue principale pour 63,7 % (69,1 % en 1910, 72,1 % en 1950 et 63,6 % en 1990). Le français, avec 20,4 % (21,1 % en 1910, 20,3 % en 1950 et 19,2 % en 1990), confirme sa position de deuxième langue du pays. Quant aux deux autres langues nationales, l'italien (6,5 % contre 6,1 % en 1910, 5,9 % en 1950 et 7,6 % en 1990) et le romanche (0,5 % contre 1,1 % en 1910, 1,0 % en 1950 et 0,6 % en 1990), elles n'atteignent pas, ensemble, le total des

---

22 Pour des raisons budgétaires, l'Office fédéral de la statistique a, depuis 2000, renoncé aux recensements décennaux. Elle leur a substitué un relevé annuel fondé sur les registres (registres des habitants des cantons et des communes, registres fédéraux de personnes, registre fédéral des bâtiments et des logements) qui exploite les données administratives disponibles. Désormais, seules les informations nécessaires absentes de ces registres seront collectées par le biais d'enquêtes par échantillonnage comme le relevé structurel réalisé chaque année auprès de 200 000 personnes, les enquêtes thématiques menées auprès de 10 000 à 40 000 personnes et les enquêtes Omnibus réalisées auprès de 3 000 personnes sur des thèmes d'actualité. Pour de plus amples précisions et les données statistiques thématiques les plus récentes, se reporter au site internet de l'OFS : <<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/01/05/blank/key/sprachen.html>>.

23 L'approche statistique du recensement a longtemps considéré le plurilinguisme en Suisse du point de vue des langues officielles et des régions linguistiques contraignant les personnes bilingues à une seule réponse possible (leur langue principale) et donc à un choix entre la langue d'origine et la langue nationale locale. Il en va tout autrement depuis 1990 où l'approche retenue traite de l'émergence, de la gestion et de l'élargissement des répertoires plurilingues individuels et collectifs. Savoir combien de langues et lesquelles sont habituellement pratiquées par un seul individu ou un groupe social offre désormais l'occasion d'étudier l'usage des variétés dialectales. Ainsi, outre les langues nationales, le choix s'est élargi aux dialectes alémaniques, au patois romand, aux dialectes tessinois, à l'anglais et aux autres langues. Toutefois, dans le cas des locuteurs germanophones, la rubrique « allemand » des données présentées ici englobe le phénomène de diglossie (pratique orale des dialectes et écrite de l'allemand standard) caractéristique de ces locuteurs de nationalité suisse.

langues non nationales et poursuivent inexorablement leur recul<sup>24</sup>. Par rapport à la population de nationalité suisse, les données statistiques constatent une stabilité encore plus parfaite de la répartition linguistique : l'allemand, langue principale, est pratiqué par 4 201 237 habitants, soit 72,5 % (72,7 % en 1910, 74,2 % en 1950 et 73,4 % en 1990) ; le français, en deuxième position, par 1 216 304, soit 21,0 % (22,1 % en 1910, 20,6 % en 1950 et 20,5 % en 1990) ; l'italien, en troisième position, par 248 980, soit 4,3 % (3,9 % en 1910, 4,0 % en 1950 et 4,1 % en 1990) nettement moins que rapporté à la population totale ; et le romanche, en quatrième position, par 92 072, soit 0,6 % (1,2 % en 1910, 1,1 % en 1950 et 0,7 % en 1990). Que la part du romanche soit un peu plus élevée parmi la population de nationalité suisse que parmi la population résidante s'explique simplement en raison du fait que les romanchophones sont, dans leur très grande majorité, de nationalité suisse. Ainsi, « [a]u total, ce sont 98,4 % des Suisses qui pratiquent l'une des quatre langues nationales comme langue principale. »<sup>25</sup> Un phénomène nouveau mérite cependant quelques précisions, celui de la place croissante des "autres langues". Sous la conjugaison d'un des taux d'immigration les plus élevés d'Europe et d'une politique très restrictive en matière de naturalisation, la Suisse compte environ 20 % de ressortissants étrangers au sein de sa population en 2000 (18,1 % en 1990). La part des langues non nationales<sup>26</sup> n'a plus augmenté que faiblement, passant de 8,9 % en 1990 à 9 % en 2000 (0,6 % en 1910, 0,7 % en 1950, 1,4 % en 1960, 4,3 %

---

24 La stabilité « séculaire » de cette répartition des langues est indéniable si l'on rajoute quelques étapes intermédiaires : 71,9 % en 1930, 69,3 % en 1960, 64,9 % en 1970, 65,0 % en 1980 pour l'allemand, respectivement 20,4 %, 18,9 %, 18,1 % et 18,4 % pour le français, 6,0 %, 9,5 %, 11,9 % et 9,8 % pour l'italien et 1,1 %, 0,9 %, 0,8 %, et 0,8 % pour le romanche. Les fluctuations plus marquées pour l'italien s'expliquent par un afflux de ressortissants italiens venus travailler en Suisse.

25 LÜDI et WERLEN, *Le paysage linguistique en Suisse*, op. cit., p. 9.

26 Les chiffres du recensement fédéral de la population en 2000 identifient les 15 langues non nationales (expression consacrée et utilisée par les autorités de la Confédération) suivantes parmi les plus fréquemment parlées au sein de la population en Suisse : serbe et croate, albanais, portugais, espagnol, anglais, turc, tamoul, arabe, néerlandais, russe, chinois, thaï, kurde et macédonien. Notons également que d'autres langues d'une grande diversité (bosniaque, tchèque, hongrois, grec, roumain, chinois, japonais etc.) sont parlées en Suisse, mais par un nombre relativement faible de locuteurs.



en 1970 et 6 % en 1980)<sup>27</sup>. En outre, la part, en recul, des langues non nationales dans la population étrangère atteint 37,7 % (43,3 % en 1990). Ceci témoigne de l'intégration des étrangers des deuxième et troisième générations, qui n'ont pas acquis la nationalité suisse mais qui considèrent la langue de leur région d'accueil comme leur langue principale. La forte internationalisation de la population suisse entre 1990 et 2000, si elle n'a pas affecté les valeurs relevées, a fortement modifié l'ordre d'importance des principales langues de l'immigration : les langues de l'ex-Yougoslavie et l'albanais occupent les premiers rangs et ont succédé au portugais et à l'espagnol, qui étaient les plus répandus. Le portugais a dépassé l'espagnol. L'anglais joue un rôle marginal comme langue non nationale, mais devance désormais le turc.

*c- Une répartition géographique millénaire caractérisée par la domination d'une langue.* Autre caractéristique, non moins complexe que la réalité linguistique de la Suisse, la permanence multiséculaire des frontières linguistiques, même s'il « arrive aussi que des communes changent de région linguistique après un recensement, par suite de l'évolution de leur population et du nombre de locuteurs des différentes langues »<sup>28</sup>. Comme le rappellent Lüdi et Werlen, les quatre langues nationales ne sont pas uniformément réparties sur l'ensemble du territoire suisse. On distingue plutôt quatre régions linguistiques, chacune dominée par une langue. Hormis la région romanchophone, les régions linguistiques affichent une forte homogénéité. Dans chacune d'elles, la part de la population parlant la langue locale prédomine nettement : c'est dans la région germanophone que cette part est la plus élevée avec 86,6 %. Suivent les régions italophone (83,3 %) et francophone (81,6 %). Dans la région romanchophone, la position de la langue locale est moins forte (68,9 %) en raison de la forte présence de locuteurs de cette langue dans les autres régions linguistiques du pays. Cette homogénéité tient non seulement au renforcement des frontières linguistiques en raison du principe de la territorialité, mais aussi à l'intégration des étrangers, de la deuxième génération en particulier, soit les personnes de nationalité étrangère nées en Suisse. L'intégration est sensiblement

---

27 RAFFESTIN Claude, « Langues et pouvoir en Suisse », in *Espace géographique*, Paris, vol. 14, n° 2, 1985, pp. 151-155.

28 LÜDI et WERLEN, *Le paysage linguistique en Suisse*, op. cit., p. 13.

plus forte dans la région francophone que dans la région germanophone, où près de 80 % des personnes nées en Suisse et 40 % de celles nées à l'étranger déclarent le français comme langue principale.

## II - Les évolutions de l'organisation politique et de l'arsenal juridique du plurilinguisme suisse traduisent une prise de conscience des défis à relever pour préserver la paix des langues

*a- Le droit constitutionnel des langues consacre les principes jurisprudentiels bien établis de liberté et de territorialité de la langue.* « Les trois principales langues parlées en Suisse, l'allemand, le français et l'italien, sont langues nationales de la Confédération »<sup>29</sup>, tels sont les termes dans lesquels la première constitution fédérale de la Confédération suisse du 12 septembre 1848 reconnaît le principe d'égalité des trois langues nationales. Les dispositions de cet article 109 seront reprises *in extenso* lors de la révision totale de 1874 dans un article 116<sup>30</sup>, jusqu'au 28 février 1938, où un référendum en a approuvé le projet de refonte complète. Outre la consécration du romanche au titre de langue nationale (« [l']allemand, le français, l'italien et le romanche sont les langues nationales de la Suisse »<sup>31</sup>), un nouvel alinéa établit la catégorie des langues officielles en disposant que « [sont] déclarés langues officielles de la Confédération : l'allemand, le français et l'italien »<sup>32</sup>. Le romanche se verra accorder un statut de quasi-officialité en rejoignant cette catégorie lors de la révision du 10 mai 1996 moyennant la limitation suivante : « [le] romanche est langue officielle pour les rapports que la Confédération entretient

---

29 *Constitution fédérale de la Confédération suisse du 12 septembre 1848*, p. 47 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.parlament.ch/f/wissen/li-bundesverfassung/original-bundesverfassung-1848/Documents/Constitution1848.pdf>> (consulté le 02.05.2013).

30 *Constitution fédérale de la Confédération suisse du 29 mai 1874, état le 20 avril 1999*, p. 47 [en ligne]. Disponible sur : <[https://www.bj.admin.ch//content/dam/data/staat\\_buerger/gesetzgebung/bundesverfassung/bv-alt-f.pdf](https://www.bj.admin.ch//content/dam/data/staat_buerger/gesetzgebung/bundesverfassung/bv-alt-f.pdf)> (consulté le 02.05.2013).

31 *Arrêté fédéral révisant les articles 107 et 116 de la constitution fédérale (reconnaissance du romanche comme langue nationale) du 15 décembre 1937*, p. 1 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.amtsdruckschriften.bar.admin.ch/viewOrigDoc.do?id=10088409>> (consulté le 08.05.2013).

32 Ibid.

avec les citoyens romanches »<sup>33</sup>. À l'occasion de la révision générale du 18 avril 1999, la nouvelle constitution affinera encore davantage l'héritage du droit constitutionnel des langues, d'origine essentiellement jurisprudentielle, en optant pour la constitutionnalisation de la jurisprudence du Tribunal fédéral relative à la liberté de la langue et au principe de territorialité. L'article 18 dispose ainsi, au titre des droits fondamentaux, que « [la] liberté de la langue est garantie »<sup>34</sup>. Dans son arrêt *Association de l'école française de Zurich* rendu le 31 mars 1965<sup>35</sup>, le Tribunal fédéral a conféré le statut de liberté non écrite à la liberté de la langue, garantie implicitement par la Constitution, dans la mesure où elle est la condition *sine qua non* à l'exercice d'autres libertés fondamentales, notamment celles d'expression, de la presse, du culte, d'association, des droits politiques et d'enseignement. Comme le souligne la doctrine : « [protégeant] l'utilisation libre du langage, qui constitue, sinon le seul, du moins le principal médium entre l'homme et le monde extérieur, le véhicule privilégié de la communication sociale et un facteur clé de structuration et d'objectivation de la pensée, la liberté de la langue apparaît comme une liberté *fondamentale* au plein sens du terme »<sup>36</sup>. Toutefois, en dépit de cette consécration, « la place différente qu'ils [liberté de la langue et principe de territorialité] occupent dans l'édifice constitutionnel indique qu'ils ne se situent pas au même niveau »<sup>37</sup>, selon que l'exercice de cette liberté s'effectue dans le domaine privé ou dans le domaine public : « [dans] le premier, qui coïncide avec la notion de société civile, les particuliers choisissent librement la langue dans laquelle ils communiquent. L'État ne doit pas intervenir dans ce choix. Dans le second, l'autorité peut intervenir pour définir la ou les langues dans lesquelles l'État entre en communication avec les

33 *Constitution fédérale de 1874*, op. cit., p. 55.

34 *Constitution fédérale de la Confédération suisse du 18 avril 1999, état le 3 mars 2013*, p. 4 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/19995395/201303030000/101.pdf>> (consulté le 02.05.2013).

35 L'arrêt peut être consulté dans son intégralité en allemand sur le site du Tribunal fédéral sous le titre *Urteil vom 31. März 1965 i.S. Association de l'École française und Mitbeteiligte gegen Regierungsrat und Verwaltungsgericht des Kantons Zürich* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 22.06.2013).

36 AUER Andreas, MALINVERNI Giorgio et HOTTELIER Michel, *Droit constitutionnel suisse - Volume II Les droits fondamentaux*, Berne : Stämpfli Editions, 2006, pp. 308-309.

37 *Ibid.*, pp. 311-312.

particuliers, et vice-versa »<sup>38</sup>. Cette distinction trouve sa manifestation physique dans l'éclatement de l'ancien article 116. Là où l'énumération des langues nationales figurent désormais à l'article 4<sup>39</sup> parmi les dispositions générales, la compétence parallèle Confédération-cantons relative à la réglementation de l'usage des langues officielles par et devant leurs autorités respectives est définie dans les cinq alinéas de l'article 70 (dont le premier reprend inchangés les termes de l'ancien article 116.2<sup>40</sup>), parmi les compétences fédérales. Ces dispositions imposent la pluri-officialité à l'État fédéral pour les actes législatifs fédéraux<sup>41</sup>. Elles imposent en outre à l'administration fédérale (à l'exception de ses services décentralisés) l'obligation de communiquer avec les citoyens dans chacune des langues officielles quel que soit le territoire cantonal sur lequel ils résident. Par contre, s'agissant de l'accomplissement d'actes matériels internes, aucune disposition légale ou

---

38 Ibid., pp. 308-309.

39 « Les langues nationales sont l'allemand, le français, l'italien et le romanche. » *Constitution fédérale de 1999*, op. cit., p. 2.

40 « Les langues officielles de la Confédération sont l'allemand, le français et l'italien. Le romanche est aussi langue officielle pour les rapports que la Confédération entretient avec les personnes de langue romanche. » Ibid., p. 20.

41 La loi sur les publications officielles reprend ce principe pour le Recueil officiel, le Recueil systématique et la Feuille fédérale. Son article 14.1 pose que « [la] publication a lieu simultanément dans les langues officielles [...]. Dans le cas des actes, les trois versions font foi. » *Loi fédérale sur les recueils du droit fédéral et la Feuille fédérale (Loi sur les publications officielles, LPubl) du 18 juin 2004, état le 1er janvier 2010*, p. 5 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20031819/201001010000/170.512.pdf>> (consulté le 17.08.2013). En cas de non-concordance du texte légal dans les trois versions, la jurisprudence du Tribunal fédéral a précisé que l'interprète doit déterminer laquelle traduit son véritable sens (arrêt du 25 novembre 1991 dans la cause *O. contre Caisse cantonale valaisanne de compensation et Tribunal cantonal valaisan des assurances* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 18.02.2014)), correspond le mieux au but de la norme (arrêt du 20 septembre 1989 dans la cause *R. contre Caisse cantonale genevoise d'assurance contre le chômage et Commission cantonale genevoise de recours en matière d'assurance-chômage* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 18.02.2014)) et exprime au plus près la volonté de son auteur (arrêt de la IIème Cour de droit public du 13 novembre 1981 dans la cause *Pierre-Alain Ruffieux c. Commission de recours de l'Université de Fribourg (recours de droit public)* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 18.02.2014)).

réglementaire n'encadre ses pratiques linguistiques<sup>42</sup>. « Ni le principe de l'égalité des langues, ni le principe de la langue officielle n'interdisent aux collaborateurs d'une autorité fédérale (en l'espèce, l'Office AI pour les assurés résidant à l'étranger) de rédiger des communications internes dans une des langues nationales qui n'est pas la langue officielle utilisée concrètement dans les relations avec l'administré »<sup>43</sup>, précise une jurisprudence du Tribunal fédéral. En vertu de l'article 70.2, « [les] cantons déterminent leurs langues officielles. Afin de préserver l'harmonie entre les communautés linguistiques, ils veillent à la répartition territoriale traditionnelle des langues et prennent en considération les minorités linguistiques autochtones. »<sup>44</sup> Ces dispositions confient, en tout premier lieu, aux cantons la compétence de déterminer leur organisation linguistique. 22 cantons constituent des unités homogènes au plan linguistique, 17 de langue allemande, 4 de langue française (Vaud, Neuchâtel, Genève et Jura), 1 de langue italienne (Tessin), tandis que 3 sont bilingues français-allemand (Fribourg et Valais, avec des minorités germanophones ; Berne, avec une minorité francophone) et 1 trilingue allemand, romanche et italien (Grisons). La doctrine fait remarquer que « [cet] aspect de l'autonomie linguistique des cantons n'est pas limité par la Confédération [...] qui [les enjoint] de prendre en considération les minorités linguistiques autochtones »<sup>45</sup>. Et Malinverni de préciser qu'un canton ne peut pas « [...] ne pas déclarer langue officielle une langue parlée par une minorité de la population, sauf peut-être

---

42 Concernant les questions relatives à la gestion des langues et du plurilinguisme au sein de l'administration générale de la Confédération suisse, se reporter à nos deux travaux suivants : « Entre respect de la diversité et exigence d'efficacité. L'administration fédérale suisse à la poursuite du mythe du plurilinguisme » in *Revue japonaise de didactique du français*, Tokyo, vol. 3, n° 2 (Études francophones), octobre 2008, pp. 23-41, et « La gestion de la question des langues dans l'administration générale de la Confédération suisse » in *Nanzan Law Review*, Nagoya, vol. 23, n° 1-2, octobre 1999, pp. 57-84.

43 4ème considérant de l'arrêt I 292/03 du 22 décembre 2004 dans la cause *A. contre Office AI pour les assurés résidant à l'étranger et Commission fédérale de recours en matière d'AVS/AI pour les personnes résidant à l'étranger* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 19.02.2014).

44 *Constitution fédérale de 1999*, op. cit., p. 20.

45 AUER A. et alii, *Droit constitutionnel suisse...*, op. cit., pp. 317-318.



s' il s'agissait d'une minorité insignifiante »<sup>46</sup>. En découle la protection juridique accordée aux Yéniches, minorité linguistique autochtone, en renfort de la liberté de la langue. Mais les dispositions de l'art. 70.2 consacrent aussi, et surtout, le principe de territorialité des langues (« [...] aux termes duquel une et une seule langue est officielle en tout point du territoire national »<sup>47</sup>), qui, bien que façonné par la jurisprudence parallèlement à la liberté de la langue, a largement contribué à en réduire la portée. C'est ainsi que « [...] la possibilité d'utiliser une langue dans les rapports avec l'État dépend non pas tant de la liberté de la langue, mais des dispositions fédérales, cantonales et communales portant sur la langue officielle, interprétées à la lumière de l'ensemble des droits fondamentaux »<sup>48</sup>. Il en résulte que la langue locale est utilisée par les autorités fédérales dans l'accomplissement direct de leurs tâches, dès que ceci entraîne un contact avec les administrés ; par les autorités cantonales dans l'accomplissement des tâches que la Confédération leur aurait sous-traitées (fédéralisme dit d'exécution) ; par les autorités cantonales dans l'accomplissement de l'ensemble des tâches relevant de leurs domaines de compétence et par les autorités communales pour les tâches qui leur sont assignées par les cantons<sup>49</sup>. En outre, l'autonomie cantonale en matière linguistique trouve, dans le principe de la territorialité, ses limites, qui sont confirmées par une jurisprudence constante du Tribunal fédéral, selon laquelle la territorialité garantit la sauvegarde des territoires linguistiques traditionnels de la Suisse<sup>50</sup>, justifie certaines restrictions à la liberté de la langue pour la préservation de l'homogénéité linguistique<sup>51</sup> et interdit le déplacement délibéré des frontières traditionnelles des

---

46 MALINVERNI Giorgio, *Commentaire de la Constitution fédérale du 29 mai 1874*, Berne, 1995, art. 116, n° 6. Cité in *ibid.*

47 GRIN, « L'aménagement linguistique en Suisse », *op. cit.*, p. 65.

48 AUER A. et alii, *Droit constitutionnel suisse...*, *op. cit.*, pp. 319-321.

49 GRIN, « L'aménagement linguistique en Suisse », *op. cit.*, p. 65.

50 Le considérant II/1 de l'arrêt *Association de l'École française und Mitbeteiligte gegen Regierungsrat und Verwaltungsgericht des Kantons Zürich*, *op. cit.*, note : « die Grundlage für die Erhaltung der Sprachenlage in der Schweiz, die Gegenstand des Art. 116 BV bildet. »

51 « Rechtfertigen sich zur Wahrung der sprachlichen Homogenität gewisse Einschränkungen der Sprachenfreiheit » considère l'arrêt i. S du 15 juillet 1996 dans la cause *Jorane Althaus gegen Einwohnergemeinde Möriegen und Erziehungsdirektion des Kantons Bern* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 19.02.2014).

aires et îlots linguistiques<sup>52</sup>. En définitive, les évolutions du droit constitutionnel des langues résident dans les possibilités offertes par les mesures d'encouragement des articles 70.3 (« [la] Confédération et les cantons encouragent la compréhension et les échanges entre les communautés linguistiques. »<sup>53</sup>), 70.4 (« [la] Confédération soutient les cantons plurilingues dans l'exécution de leurs tâches particulières. »<sup>54</sup>) et 70.5 (« [la] Confédération soutient les mesures prises par les cantons des Grisons et du Tessin pour sauvegarder et promouvoir le romanche et l'italien. »<sup>55</sup>), débattues et approuvées à l'occasion de la révision de l'article 116 en 1996 et sur la base desquelles se déploie la récente production législative et réglementaire en matière de gestion du plurilinguisme.

*b- Du mythe à la réalité de l'État fédéral : le développement de la législation relative aux langues et à leur emploi dans la sphère publique.* Alors que la Confédération des XIII Cantons (1513-1798) était une construction politique élaborée exclusivement par des germanophones<sup>56</sup>, l'introduction du plurilinguisme, imposé par Napoléon<sup>57</sup> sous la République helvétique (1798-1803) puis l'Acte de médiation (1803-1815), ne sera jamais plus remis en cause, y compris sous le Pacte

---

52 « Danach dürfen im Interesse des Sprachfriedens die überlieferten Grenzen der Sprachgebiete und Sprachinseln, jedenfalls, nicht bewusst verschoben werden » considère l'arrêt i. S du 30 octobre 1974 dans la cause *Derungs gegen Gemeinde St. Martin und Regierung des Kantons Graubünden* [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.bger.ch>> (consulté le 19.02.2014).

53 *Constitution fédérale de 1999*, op. cit., p. 20.

54 Ibid.

55 Ibid.

56 En dépit des liens noués entre la Confédération des XIII avec des pays alliés ou sujets d'expression française (qu'elle n'a jamais cherché à germaniser d'ailleurs) et du statut dont jouissait la langue française au XVIIIème, langue véhiculaire et de culture volontiers pratiquée en Suisse.

57 Dans une lettre datée du 19 frimaire An XI adressée aux députés des XVIII Cantons de la République helvétique, Bonaparte, premier Consul et Président, reconnaît que « [la] Suisse ne ressemble à aucun autre État, soit par les événements qui s'y sont succédés depuis plusieurs siècles, soit par sa situation géographique et topographique, soit par les différentes langues, les différentes religions et cette extrême différence de mœurs qui existent entre ses diverses parties. La nature a fait votre État fédératif ; vouloir le vaincre, ne peut pas être d'un homme sage. » [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.inlibroveritas.net/lire/oeuvre14065-chapitre65828.html>> (consulté le 19.02.2014).

fédéral (1815-1848), avant d'être consacré définitivement par la constitution de 1848. Même si « le plurilinguisme suisse, à l'origine, est moins la conséquence d'une volonté intérieure que celle d'une volonté extérieure imposée par la France révolutionnaire »<sup>58</sup>, avec lui va donc se forger le mythe national d'une Suisse *Willensnation*, nation "par volonté", dont le peuple se définit « [...] non pas *en dépit* de la diversité de ses langues, mais précisément *par* cette diversité »<sup>59</sup>. Et ce mythe n'a depuis eu de cesse de devenir réalité. Réalité de l'État fédéral dans la mise en place d'un arsenal législatif<sup>60</sup> de plus en plus volontariste mais aussi dans les pratiques de ses autorités. L'Assemblée fédérale, le Conseil fédéral et le Tribunal fédéral sont ainsi les premiers à veiller à ce que soit garantie en leur sein une représentation équilibrée des diverses composantes linguistiques du pays. Au Conseil national, autorité suprême de la Confédération exprimant la voix du peuple, la représentation de toutes les langues nationales est automatiquement assurée en raison des modalités de l'élection de ses membres : d'une part, « [les] députés sont élus par le peuple au suffrage direct selon le système proportionnel » (art. 149.2)<sup>61</sup>, et d'autre part, « [chaque] canton forme une circonscription électorale » (art. 149.3)<sup>62</sup> dans laquelle s'applique naturellement le principe de territorialité. Au Conseil des États, autre autorité suprême de la Confédération exprimant la voix des cantons,

---

58 RAFFESTIN, « Langues et pouvoir en Suisse », op. cit., p. 152.

59 GRIN, « L'aménagement linguistique en Suisse », op. cit., p. 63.

60 Comportent des dispositions de nature linguistique, l'ordonnance sur la signalisation routière (art. 49) (1979), la loi fédérale concernant l'allocation de subventions à l'École cantonale de langue française de Berne (1981), la loi fédérale sur les subventions aux cantons des Grisons et du Tessin pour la sauvegarde de leur culture et de leurs langues (1983), la loi (art. 8-11 et 14) (1986) et l'ordonnance (art. 1, 3, 11-13) (1987) sur les publications officielles, le règlement de service de l'armée suisse (art. 57) (1994), l'ordonnance sur la traduction au sein de l'administration générale de la Confédération (1995), la loi fédérale sur les aides financières pour la sauvegarde et la promotion des langues et cultures romanche et italienne (1995), la loi sur l'asile (art. 8.2 et 16) (1998), l'ordonnance sur le personnel de la Confédération (art. 7 et 16) (2001), l'ordonnance sur la mise en circulation des produits phytosanitaires (art. 55a et 57) (2005), la loi fédérale sur les étrangers (art. 4) (2005), la loi fédérale sur la radio et la télévision (art. 24, 39 et 91) (2006), le code de procédure pénale suisse (art. 67) (2007).

61 *Constitution fédérale de 1999*, op. cit., p. 50.

62 Ibid.

à l'exception des six demi-cantons qui « [...] élisent chacun un député ; les autres cantons élisent chacun deux députés » (art. 150.2)<sup>63</sup>. Cette règle d'une représentation égalitaire de chaque canton a pour effet d'assurer dans cette assemblée la présence des langues minoritaires. En outre, la loi sur l'Assemblée fédérale dispose que « [la] composition des commissions et l'attribution de la présidence et de la vice-présidence dépendent de la force numérique des groupes parlementaires au sein du conseil. Il est également tenu compte, autant que possible, des différentes langues officielles et régions du pays » (art. 43.3)<sup>64</sup>. Au Conseil fédéral, le gouvernement composé de sept membres et du Chancelier de la Confédération, il est prévu que, lors de son élection, « [les] diverses régions et les communautés linguistiques doivent être équitablement représentées » (art. 175.4)<sup>65</sup> ce qui assure la présence d'au moins deux francophones et parfois celle d'un italophone<sup>66</sup>. Quant au Tribunal fédéral, autorité judiciaire suprême de la Confédération, si la disposition constitutionnelle qui prévoyait que ses juges devaient être élus selon la répartition

---

63 Ibid. Les six demi-cantons sont ceux d'Obwald, de Nidwald, de Bâle-Ville, de Bâle-Campagne, d'Appenzell Rhodes-Extérieures et d'Appenzell Rhodes-Intérieures.

64 *Loi sur l'Assemblée fédérale (Loi sur le Parlement, LParl) du 13 décembre 2002, état le 25 novembre 2013*, p. 17 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20010664/201311250000/171.10.pdf>> (consulté le 29.01.2014).

65 *Constitution fédérale de 1999*, op. cit., p. 56.

66 Le Conseil fédéral élu en décembre 2011 compte en son sein deux conseillers francophones, M. Didier Burkhalter (originaire de Neuchâtel), chef du département fédéral des affaires étrangères, et M. Alain Berset (originaire de Fribourg), chef du département fédéral de l'intérieur. Le dernier représentant italophone est M. Flavio Cotti de 1986 à 1999 (ses prédécesseurs originaires du Tessin sont M. Nello Celio de 1966 à 1973, M. Giuseppe Lepori de 1954 à 1959, M. Enrico Celio de 1940 à 1950, M. Giuseppe Motta de 1911 à 1940, M. Giovanni Battista Pioda de 1857 à 1864 et M. Stefano Franscini de 1848 à 1857). À noter également que Mme Eveline Widmer-Schlumpf (originaire des Grisons), cheffe du département fédéral des finances, élue en décembre 2007, pratique couramment le romanche.

linguistique de la population a été abrogée<sup>67</sup>, la loi sur le Tribunal fédéral de 2005 détaille les aspects linguistiques de la procédure. Elle rappelle tout d'abord que « [la] procédure est conduite dans l'une des langues officielles (allemand, français, italien, rumantsch grischun), en règle générale dans la langue de la décision attaquée [mais que si] les parties utilisent une autre langue officielle, celle-ci peut être adoptée » (art. 54.1)<sup>68</sup>. Elle dispose ensuite que « [dans] les procédures par voie d'action, il est tenu compte de la langue des parties s'il s'agit d'une langue officielle » (art. 54.2)<sup>69</sup>. Enfin, elle prévoit que « [si] une partie a produit des pièces qui ne sont pas rédigées dans une langue officielle, le Tribunal fédéral peut, avec l'accord des autres parties, renoncer à exiger une traduction » (art. 54.3)<sup>70</sup>, sauf si cela lui paraît nécessaire (art. 54.4)<sup>71</sup>. Au sein de l'administration fédérale, enfin, outre diverses dispositions de la loi sur le gouvernement et l'administration dont une notamment stipule que « [les] deux sexes, les langues, les régions, les groupes d'âge et les groupes d'intérêts doivent être équitablement représentés au sein des commissions [extraparlimentaires], compte tenu des tâches à accomplir » (art. 57e)<sup>72</sup>, ce sont les instructions du Conseil fédéral de 2003 concernant la promotion du plurilinguisme qui font un principe de la mise à profit des propriétés pluriculturelles des fonctionnaires fédéraux. En effet, au-delà du rappel de la

---

67 Abrogé par la votation populaire du 12 mars, l'article 188.4 disposait en effet que « [lors] de l'élection des juges du Tribunal fédéral, l'Assemblée fédérale veille à ce que les langues officielles soient représentées ». *Constitution fédérale de la Confédération suisse du 18 avril 1999, état le 18 septembre 2001*, p. 45 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/19995395/200106100000/101.pdf>> (consulté le 02.02.2014). Signalons que l'objet premier de cette votation portait sur la réforme de la justice dont le but était d'instituer la base constitutionnelle permettant d'unifier le droit de la procédure civile et le droit de la procédure pénale dans toute la Suisse.

68 *Loi sur le Tribunal fédéral (LTF) du 17 juin 2005, état le 1er janvier 2014*, p.15 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20010204/201401010000/173.110.pdf>> (consulté le 30.01.2014).

69 Ibid.

70 Ibid.

71 Ibid.

72 *Loi sur l'organisation du gouvernement et de l'administration (LOGA) du 21 mars 1997, état le 1er janvier 2014*, p. 19 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/19970118/201401010000/172.010.pdf>> (consulté le 31.01.2014).

nécessité d'une représentation équitable des communautés linguistiques, ces instructions précisent : 1) les conditions d'emploi des langues de travail (« Les employés travaillent dans leur langue pour autant qu'elle soit officielle et pas une forme dialectale »)<sup>73</sup> ; 2) les exigences linguistiques (non seulement « [tout] employé doit pouvoir comprendre ce qu'il entend et lit dans la deuxième langue officielle dont il a besoin (connaissances passives) », mais aussi « [de] bonnes connaissances d'au moins une deuxième langue officielle sont exigées pour les fonctions de spécialistes et pour les fonctions administratives d'un certain niveau. Des connaissances actives (parler) d'une deuxième langue officielle et des connaissances passives de la troisième langue officielle sont exigées pour les fonctions supérieures »)<sup>74</sup> ; 3) la prise en compte des exigences linguistiques lors du recrutement et de la sélection du personnel par le biais d'une diffusion des offres d'emploi dans toutes les régions linguistiques et l'accueil en entretien de candidats en provenance de chacune d'elles<sup>75</sup> ; 4) le développement du personnel à travers l'offre de formations linguistiques<sup>76</sup> ; et 5) l'importance de la mise en place de programmes internes de promotion du plurilinguisme (« celle-ci est intégrée dans la gestion des ressources humaines à tous les niveaux, dans tous les processus, notamment de gestion, ainsi que dans tous les instruments et dans toutes les mesures. Les représentants des quatre langues nationales doivent avoir les mêmes chances de développement et de promotion et pouvoir participer activement aux processus de décision, selon leurs qualifications »)<sup>77</sup>.

### III - L'ambitieuse loi fédérale sur les langues traduit une volonté nationale de s'approprier le plurilinguisme pour pérenniser la paix des langues

#### *a- La déclinaison pratique des principes du droit constitutionnel des langues.*

---

73 *Instructions du Conseil fédéral concernant la promotion du plurilinguisme dans l'administration fédérale (Instructions concernant le plurilinguisme) du 22 janvier 2003*, paragraphe 5, p. 3 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/federal-gazette/2003/1338.pdf>> (consulté le 04.11.2013).

74 *Ibid.*, paragraphe 7, p. 3.

75 *Ibid.*, paragraphes 8.1 et 8.2, p. 4.

76 *Ibid.*, paragraphe 8.4, p. 5.

77 *Ibid.*, paragraphe 1, p. 1.



De ce dispositif constitutionnel et législatif a longtemps découlé plus un voisinage linguistique qu'une réelle cohabitation. Comme le note Grin, « on élude par la séparation la question de la cohabitation »<sup>78</sup>. La distinction entre langues nationales et langues officielles permet de mettre en valeur la dimension identitaire de la reconnaissance linguistique suisse qui limite le principe de pluri-officialité de la Confédération. La territorialité garantit à chaque langue une aire spatiale de domination où elle n'est pas concurrencée. Les langues nationales marquent des identités linguistiques qu'il appartient aux cantons de protéger. Comme en Belgique, l'organisation du plurilinguisme en Suisse relève moins d'un aménagement formel du plurilinguisme qu'il répond à une dimension identitaire : préserver une langue sur un territoire<sup>79</sup>. La loi fédérale sur les langues nationales et la compréhension entre les communautés linguistiques (LLC) du 5 octobre 2007 (entrée en vigueur en 2010)<sup>80</sup> marque une nouvelle étape de la prise de conscience, par les Suisses, de la réalité plurilingue de leur pays et de l'urgence à la faire vivre par chacun, et pas seulement par l'État fédéral ! Les 27 articles de la loi, complétés par 31 autres articles très précis de l'ordonnance d'application du 4 juin 2010<sup>81</sup>, répertorient fins et moyens d'une approche résolument volontariste de son plurilinguisme par une nation pour laquelle il n'était qu'un mythe lointain. Reprenant les dispositions constitutionnelles de l'article 70, la loi se fixe pour objet de régler : 1) l'emploi des langues officielles par les autorités fédérales et dans les rapports avec ces dernières ; 2) l'encouragement de la compréhension et des échanges entre les communautés linguistiques ; 3) le soutien accordé aux cantons plurilingues dans l'exécution de

---

78 GRIN François, « La Suisse comme non multination », in SEYMOUR Michel, *États-nations, multinationales et organisations supranationales*, Montréal : Liber, 2002, p. 280.

79 PARENT Christophe, *Le concept d'État fédéral multinational. Essai sur l'union des peuples*, Bruxelles : P.I.E. Peter Lang, 2011, pp. 337-341.

80 *Loi fédérale sur les langues nationales et la compréhension entre les communautés linguistiques (Loi sur les langues, LLC) du 5 octobre 2007, état le 1er janvier 2010*, 9 p. [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20062545/201001010000/441.1.pdf>> (consulté le 18.03.2013).

81 *Ordonnance sur les langues nationales et la compréhension entre les communautés linguistiques (Ordonnance sur les langues, OLang) du 4 juin 2010, état le 1er juillet 2010*, 13 p. [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20101351/201007010000/441.11.pdf>> (consulté le 07.04.2013).

leurs tâches particulières ; et 4) le soutien accordé aux cantons des Grisons et du Tessin au titre des mesures qu'ils prennent en faveur du romanche et de l'italien (art. 1). En vertu du principe de l'égalité, de la liberté et de la territorialité des langues (art. 3), sont assignés à la Confédération quatre buts qui réaffirment « le quadrilinguisme comme composante de l'identité et de la cohésion nationales »<sup>82</sup> : renforcer le quadrilinguisme qui caractérise la Suisse, consolider la cohésion nationale, encourager le plurilinguisme individuel et institutionnel dans la pratique des langues nationales et sauvegarder et promouvoir le romanche et l'italien en tant que langues nationales (art. 2). Dans la section relative à l'emploi des langues officielles (art. 4 à 13)<sup>83</sup>, la LLC dresse la liste des autorités fédérales concernées, précise les règles et les modalités linguistiques en matière de publication des actes officiels (actes législatifs fédéraux, documentation sur les votations et les élections fédérales, accords internationaux), des avis à la population, des supports de communication, rappelle les objectifs de compétences linguistiques et de représentation du personnel dans l'administration fédérale pour le suivi desquelles est établi un délégué au plurilinguisme<sup>84</sup>. L'ordonnance complète le dispositif sur ce point précis en stipulant que la représentation des communautés latines peut être déséquilibrée en leur faveur et, qu'à compétences égales, les candidats issus de communautés linguistiques sous-représentées seront privilégiés<sup>85</sup>. Parallèlement à une mention de l'emploi des langues officielles « dans leur forme standard » (art. 5)<sup>86</sup>, la LLC introduit aussi une mesure d'ouverture destinée aux allophones, puisque « [dans] les rapports avec des personnes ne maîtrisant aucune

---

82 GRIN, « L'aménagement linguistique en Suisse », op. cit., p. 67.

83 On notera les dispositions de l'art. 6.3 : « Les personnes de langue romanche peuvent s'adresser aux autorités fédérales dans un de leurs idiomes ou en rumantsch grischun. Ces autorités leur répondent en rumantsch grischun ». *Loi fédérale sur les langues nationales*, op. cit., p. 3.

84 « L'Office fédéral du personnel désigne un délégué chargé de préserver et d'encourager le plurilinguisme dans les unités administratives de l'administration fédérale centrale et dans les unités administratives organisationnelles autonomes sans personnalité juridique de l'administration fédérale décentralisée » (art. 8.1), *Ordonnance sur les langues nationales*, op. cit., p. 3.

85 Article 7. Ibid.

86 *Loi fédérale sur les langues nationales*, op. cit., p. 3.

des langues officielles, les autorités fédérales emploient dans la mesure du possible une langue comprise d'elles » (art. 6.5)<sup>87</sup>. Enfin, en dehors de l'affectation de moyens aux autorités politiques, judiciaires et administratives afin d'effectuer leur travail plurilingue, la section 4 relative au soutien accordé aux cantons plurilingues définit, comme tâche de ces cantons, « l'encouragement du plurilinguisme, à tous les niveaux d'enseignement, des enseignants et des apprenants dans les langues officielles du canton » (art. 21.3b)<sup>88</sup> et ce faisant annonce le rôle déterminant que la LLC entend attribuer au système éducatif.

*b- L'attribution de la promotion à long terme du plurilinguisme au système éducatif.* La section 3 relative à la promotion de la compréhension et des échanges entre les communautés linguistiques (art. 14 à 20) marque une avancée considérable qui donne la mesure de l'impact de cette loi en matière de gestion des langues en Suisse. En effet, la LLC énonce un objectif pédagogique essentiel, en vertu duquel « [la] Confédération et les cantons s'engagent dans le cadre de leurs attributions en faveur d'un enseignement des langues étrangères qui, au terme de la scolarité obligatoire, assure des compétences dans une deuxième langue nationale au moins, ainsi que dans une autre langue étrangère. L'enseignement des langues nationales prendra en compte les aspects culturels liés à un pays multilingue » (art. 15.3)<sup>89</sup>. Au-delà du renforcement des dispositifs d'aides financières pour les échanges scolaires d'élèves et d'enseignants à tous les niveaux scolaires, la loi entend promouvoir les langues nationales dans l'enseignement notamment à travers toute action qui créerait un contexte propice à l'enseignement d'une deuxième ou d'une troisième langue nationale auprès des enfants suisses (art. 16.1), tels que le développement de programmes et de matériel didactique ou la mise en œuvre de programmes bilingues<sup>90</sup>. La LLC entend aussi encourager l'acquisition par les allophones de la langue nationale locale (art. 16.2) au moyen d'un soutien financier à toute mesure de promotion de formules d'enseignement intégré en langue et culture d'origine, de formation continue des enseignants et d'élaboration de matériel didactique<sup>91</sup>.

---

87 Ibid.

88 Ibid., p. 6.

89 Ibid., p. 5.

90 Article 10. *Ordonnance sur les langues nationales*, op. cit., p. 5.

91 Article 11. Ibid.

Enfin, la LLC prévoit un soutien à la recherche en didactique des langues grâce à « [des] aides financières [...] accordées à l'Institut de plurilinguisme de l'Université de Fribourg et de la Haute école pédagogique de Fribourg (institut) pour ses prestations de base en matière de recherche appliquée sur les langues et le plurilinguisme »<sup>92</sup>. Le volontarisme affiché de la LLC en matière d'enseignement des langues n'irait pourtant pas de soi, sans l'adoption de l'initiative parlementaire "Article constitutionnel sur l'éducation" qui « [...] visait à l'élaboration d'un article constitutionnel sur l'éducation fondant un espace suisse de la formation homogène, d'un haut niveau de qualité et qui couvre l'ensemble du territoire »<sup>93</sup>. En effet, traditionnellement, l'éducation relève en Suisse de la stricte compétence des cantons (art. 62.1)<sup>94</sup>. Cette révision a néanmoins permis de poser les fondements constitutionnels d'un espace suisse de formation, perméable et de qualité, fondée sur la coordination et la coopération (art. 61a)<sup>95</sup>, d'une part, par l'extension à l'instruction publique de la compétence fédérale de donner force obligatoire à des conventions intercantionales à la demande des cantons intéressés (art. 48a)<sup>96</sup>,

---

92 Article 12. Ibid., pp. 5-6.

93 *Initiative parlementaire Article constitutionnel sur l'éducation - Rapport de la Commission de la science, de l'éducation et de la culture du Conseil national du 23 juin 2005*, 62 p. [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.admin.ch/opc/fr/federal-gazette/2005/5159.pdf>> (consulté le 10.04.2013). Cette modification, acceptée en votation populaire du 21 mai 2006, est en vigueur depuis le 21 mai 2006.

94 *Constitution fédérale de 1999*, op. cit., p. 16. La Constitution fédérale énonce une à une toutes les compétences et tous les domaines de compétence du ressort de la Confédération. Ceux qui ne le sont pas demeurent donc du ressort des cantons, en vertu de l'art. 3 qui dispose que « [les] cantons sont souverains en tant que leur souveraineté n'est pas limitée par la Constitution fédérale et exercent tous les droits qui ne sont pas délégués à la Confédération ». Le droit constitutionnel suisse pose comme principe que les autorités fédérales n'ont que les compétences qu'elles peuvent tirer de la Constitution. Pour reprendre l'analyse toujours valable de J.-F. Aubert : « Si les auteurs [de l'art. 62.1] ont pris la peine de "réserver" les pouvoirs des cantons, c'était afin de dissiper la méfiance de ceux qui estimaient ce projet trop centralisateur, et d'assurer une issue favorable au référendum constitutionnel. », in AUBERT Jean-François, *Traité de droit constitutionnel suisse*, Neuchâtel : Ides et Calendes, 1967, pp. 229-242.

95 Ibid.

96 Ibid., p. 12.

et d'autre part, par l'octroi à la Confédération d'une compétence subsidiaire pour légiférer dans le cas où les efforts de coordination intercantonale n'aboutiraient pas à des solutions satisfaisantes (art. 62.4)<sup>97</sup>. Si la coordination intercantonale demeure ainsi privilégiée, les cantons font face en revanche à une obligation de résultats en matière d'harmonisation de l'instruction publique. Cette évolution juridique va se révéler capitale pour l'harmonisation des politiques d'apprentissage des langues nationales.

#### IV - La politique d'apprentissage des langues nationales au cœur des débats et enjeu identitaire pour quelle Suisse plurilingue

*a- La politique d'apprentissage des langues à l'école primaire : pragmatisme et consensus.* La Suisse n'a pu expérimenter une politique unique d'enseignement des langues que quelques années sous la République helvétique. Ministre des arts et sciences (1798-1800) d'un État officiellement plurilingue, Philipp-Albert Stapfer instaure alors l'enseignement d'une seconde langue nationale par immersion, dès les premières années de l'école primaire. Conformément aux idées du pédagogue Pestalozzi et du libéral vaudois de La Harpe pour qui « la nécessité bien reconnue d'apprendre l'allemand, le français et l'italien augmenterait les communications et les relations de toute espèce, procurerait à la nation des sources d'instruction multipliées en ouvrant tous les trésors particuliers à ces trois idiomes et dissiperait les préjugés barbares »<sup>98</sup>, les élèves des cantons germaniques doivent apprendre le français et ceux des cantons latins l'allemand. Cependant, cette « politique éducative avant-gardiste »<sup>99</sup>, déjà très interculturelle, ne sera jamais généralisée, par manque de ressources budgétaires d'une part, et en raison du retour de l'éducation parmi les compétences cantonales à la chute de la République d'autre part. Il faudra s'émouvoir de la progression inexorable de l'anglais, au point d'apparaître de plus en plus comme la *lingua franca* suisse, et percevoir l'impérieuse nécessité

---

97 Ibid., p. 17.

98 BÜCHI Christophe, *Mariage de raison. Romands et Alémaniques : une histoire suisse*, Lausanne : Zoé, 2000, pp. 124-125.

99 Sauf indication contraire, les développements ci-après reprennent ceux de FORSTER Simone, « Les politiques d'enseignement des langues à l'école primaire », in *Babylonia*, Comano, n° 4, 2005, pp. 53-56.

de nouer un dialogue entre les cultures du pays, pour que soit envisagée, avec les Recommandations de la Conférence suisse des directeurs cantonaux de l'instruction publique (CDIP)<sup>100</sup> de 1975, la mise en œuvre d'une politique coordonnée au plan national d'apprentissage des langues nationales. Ces Recommandations, dont l'esprit s'inscrit dans une volonté d'ouverture aux diverses cultures par la promotion des langues nationales, préconisent l'apprentissage, dès l'école primaire (4<sup>ème</sup> ou 5<sup>ème</sup> année), de l'allemand en Suisse romande et dans les communes italophones et romanches des Grisons et celui du français en Suisse alémanique et au Tessin<sup>101</sup>. Jugées trop contraignantes, elles ne seront toutefois pas suivies d'effet partout : en Argovie, l'apprentissage du français ne commence qu'en 6<sup>ème</sup> année seulement et à Uri, compte tenu de la proximité historique et géographique avec le Tessin, c'est l'italien qui est enseigné à partir de la 5<sup>ème</sup> année. Face à ces disparités, de nouvelles Recommandations insistent sur la nécessité d'ouverture des élèves au pluralisme afin de lutter contre le cloisonnement des régions (en 1986)<sup>102</sup>, sur la promotion de l'enseignement bilingue (en 1990) et la Commission fédérale de maturité (le baccalauréat suisse) décide l'introduction de certificats de maturité avec mention bilingue (en 1994).

*b- L'anglais, ennemi ou sauveur du plurilinguisme suisse ?* Toutefois, ce fragile consensus en matière d'apprentissage des langues à l'école primaire est remis en cause, à la fin des années 1990, par une série de décisions, aussi soudaines qu'unilatérales, qui émanent du Conseil d'éducation du canton de Zurich. Celui-

---

100 En Suisse, l'éducation et la culture relèvent principalement de la compétence des cantons. Ces derniers coordonnent leur travail sur le plan national au sein d'une instance politique, la Conférence suisse des directeurs cantonaux de l'instruction publique, qui réunit les 26 conseillers responsables de l'éducation. La CDIP fonde son action sur des accords (appelés concordats) intercantonaux juridiquement contraignants. Elle agit à titre subsidiaire en remplissant les tâches que les cantons ou les régions ne peuvent assumer. Voir le site officiel de la CDIP <<http://www.cdip.ch>>.

101 *Recommandations et décisions concernant l'introduction, la réforme et la coordination de l'enseignement de la deuxième langue nationale pour tous les élèves pendant la scolarité obligatoire* du 30 octobre 1975, pp. 25-37 [en ligne]. Disponible sur : <<http://edudoc.ch/record/24417/files/D36B.pdf>> (consulté le 10.02.2013).

102 *Points de rencontre enseignement des langues étrangères à la charnière des scolarités obligatoire et postobligatoire* du 30 octobre 1986. Ibid., pp. 127-155.



ci annonce, en 1997, sa volonté d'introduire l'apprentissage de l'anglais dès la 1<sup>ère</sup> année du primaire dans 180 classes expérimentales, puis en 1998, la généralisation de cette mesure pour la rentrée suivante. Devant l'urgence, la CDIP élabore en 1999 un *Concept général pour l'enseignement des langues*<sup>103</sup> : « Véritable compromis helvétique, il [esquive] la question du choix de la première langue en déclarant que tous les enfants doivent apprendre deux langues à l'école primaire : une langue nationale et l'anglais. Peu [importe] l'ordre d'introduction pourvu que les objectifs d'apprentissage de fin de scolarité, définis au plan suisse, [soient] respectés. Les écoles [doivent aussi] offrir une troisième langue en option. L'apprentissage de la première langue [doit débiter] au plus tard en 2<sup>ème</sup> année, celui de la deuxième au plus tard en 5<sup>ème</sup> et celui de la troisième en 7<sup>ème</sup>. En outre, les élèves des classes enfantines doivent suivre des activités d'éveil aux langues »<sup>104</sup>. Alors que les initiatives parlementaires se succèdent<sup>105</sup> sur le choix de la première langue à enseigner, 12 cantons (les cantons latins, bilingues et ceux de Soleure, Bâle-Ville et Bâle-Campagne) choisissent de commencer par l'apprentissage d'une langue nationale et 14 cantons (de Suisse alémanique) font le choix de l'anglais. Depuis les années 1970, le Tessin commence par l'apprentissage du français en 3<sup>ème</sup> année, celui de l'allemand en 7<sup>ème</sup> au secondaire I et celui de l'anglais en 8<sup>ème</sup>, ce qui met les petits Tessinois en contact avec trois langues étrangères durant leur scolarité

---

103 *Concept général pour l'enseignement des langues du 26 août 1999* [en ligne]. Disponible sur : <<http://edudoc.ch/record/25521/files/19990826GSKf.pdf>> (consulté le 15.02.2013).

104 ELMIGER Daniel, FORSTER Simone, *La Suisse face à ses langues. Histoire et politique du plurilinguisme. Situation actuelle de l'enseignement des langues*, Neuchâtel : Institut de recherche et de documentation pédagogique, 2005, pp. 17-21.

105 On en citera deux. Celle du Conseiller national Didier Berberat (NE), « Enseignement des langues officielles de la Confédération » du 21 juin 2000 qui propose un projet d'amendement de la Constitution fédérale. Le nouvel article 70.3 bis serait formulé de la manière suivante : « Les cantons veillent à ce que la deuxième langue enseignée, après la langue officielle du canton ou de la région concernée, soit une des langues officielles de la Confédération ». Et celle du Conseiller national Jean-Claude Rennwald (JU), « Aider les Suissesses et les Suisses à maîtriser au moins trois langues » du 27 septembre 2000. Pour une analyse détaillée, se référer à ACKLIN MUJI Dunya, *Langues à l'école : quelle politique pour quelle Suisse ? Analyse du débat public sur l'enseignement des langues à l'école obligatoire*, Berne : Peter Lang, 2006, 408 p.

obligatoire. Dans le canton des Grisons, depuis 1998, l'apprentissage de la première langue étrangère commence en 4<sup>ème</sup> année (allemand pour les enfants romanches et italophones et italien pour les germanophones) quant à celui de l'anglais, il apparaît pour tous en 7<sup>ème</sup>. À l'opposé, Appenzell Rhodes-Intérieures généralise l'enseignement de l'anglais en 3<sup>ème</sup> année dès 2001, Zurich en 2<sup>ème</sup> année en 2004. À Appenzell, l'étude du français est même repoussée de la 5<sup>ème</sup> à la 7<sup>ème</sup> année, soit au secondaire I. En Suisse centrale, 5 cantons (Nidwald, Obwald, Schwyz, Uri, Zug) opte pour l'anglais dont l'apprentissage commence en 3<sup>ème</sup> année à la rentrée 2005. À Lucerne, une initiative populaire tente même de repousser le début de l'apprentissage du français non plus en 5<sup>ème</sup> mais en 7<sup>ème</sup> année alors que celui de l'anglais est avancé en 3<sup>ème</sup>.

*c- Le concordat HarmoS : une stratégie ambitieuse d'enseignement des langues.*  
Le compromis de la CDIP voté à la quasi unanimité en 2004, en vertu duquel deux langues doivent être enseignées à l'école obligatoire (une langue nationale et l'anglais, au plus tard en 3<sup>ème</sup> et en 5<sup>ème</sup> année), ainsi que l'adoption des nouveaux articles constitutionnels sur la formation, qui ont fait de l'harmonisation des objectifs des degrés de formation et des objectifs pour l'enseignement des langues étrangères un mandat constitutionnel, ont ouvert la voie à une ambitieuse stratégie d'enseignement des langues<sup>106</sup>. Les éléments fondamentaux de cette stratégie ont été intégrés dans le concordat HarmoS du 14 juin 2007<sup>107</sup> et lient tous les cantons signataires. En effet, en adhérant au concordat HarmoS, les cantons s'engagent à harmoniser les structures et les objectifs de la scolarité obligatoire (art. 1a). Grâce à cet accord, les cantons choisissent de renforcer l'harmonisation de la scolarité obligatoire (art. 2.2), de contribuer à l'assurance et au développement de la qualité de la formation au niveau national, d'assurer la perméabilité du système et d'abolir tout ce qui peut faire obstacle à la mobilité (art. 1b). Les nouveautés pour

---

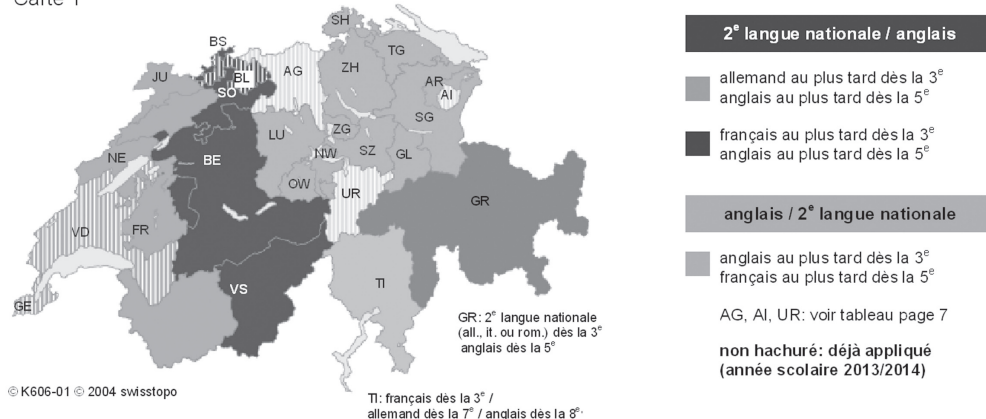
106 *Enseignement des langues à l'école obligatoire : stratégie de la CDIP et programme de travail pour la coordination à l'échelle nationale*, Assemblée plénière de la CDIP, décision du 25 mars 2004, 9 p. [en ligne]. Disponible sur : <[http://edudoc.ch/record/30009/files/sprachen\\_f.pdf](http://edudoc.ch/record/30009/files/sprachen_f.pdf)> (consulté le 12.04.2013).

107 *Accord intercantonal sur l'harmonisation de la scolarité obligatoire (concordat HarmoS) du 14 juin 2007*, 8 p. [en ligne]. Disponible sur : <[http://edudoc.ch/record/24710/files/HarmoS\\_f.pdf](http://edudoc.ch/record/24710/files/HarmoS_f.pdf)> (consulté le 06.04.2013).

tous les cantons parties à ce concordat résident dans l'introduction de standards nationaux de formation (art. 7) et l'utilisation, dans chaque région linguistique, de plans d'études communs respectant ces standards (art. 8). Les objectifs poursuivis sont les suivants : améliorer généralement l'apprentissage des langues (y compris de la langue première) (art. 3a), profiter davantage du potentiel que représente l'apprentissage précoce, respecter le multilinguisme du pays (art. 2.1), et rester compétitif dans le contexte européen. Les standards nationaux de formation, adoptés par l'Assemblée plénière de la CDIP en juin 2011, sont déclinés selon les compétences fondamentales. Ils se fondent sur la représentation actuelle du type de compétences que les élèves doivent développer dans l'apprentissage des langues. Ils privilégient les démarches actives et se centrent avant tout sur la communication orale et écrite, orientation qui s'incarne dans l'actuelle didactique des langues étrangères et constitue la base du Cadre européen commun de référence pour les langues (CECR). *Coordonné*, grâce à l'harmonisation des objectifs d'enseignement, *équilibré*, grâce à la liberté de choix des cantons dans l'ordre d'introduction de la première langue et *moderne*, grâce à la prise en compte des résultats de la recherche récente sur l'acquisition et l'apprentissage des langues ainsi que les développements de la didactique des langues, le concordat HarmoS apporte donc une réponse dynamique à la place à accorder à l'anglais parmi les langues nationales dans l'enseignement. Il offre en plus à terme la promesse d'un renouvellement du mythe de la « paix des langues » avec l'avènement de Suisses effectivement plurilingues.

## Enseignement des langues dans la scolarité obligatoire: les espaces de coordination

Carte 1



in « Enseignement des langues étrangères à l'école obligatoire » CDIP, 26 août 2013<sup>108</sup>

### En guise de conclusion

En mars 1991, dans son message à l'occasion de la révision de l'article constitutionnel sur les langues, le Conseil fédéral dressait, en ces termes, un constat sans fard de l'ampleur des défis à relever en matière de gestion du plurilinguisme en Suisse : « Les observations [...] montrent clairement que la diversité linguistique de notre pays se réduit aujourd'hui à une simple juxtaposition de plusieurs langues et que, dans chaque groupe linguistique, l'intérêt pour les autres langues nationales, la connaissance et la compréhension de ces langues, sont insuffisants. Plusieurs indices révèlent cette évolution : le recul des connaissances d'une seconde ou d'une troisième langue nationale, le fait que, depuis plusieurs décennies, le romanche perde du terrain, la présence insuffisante de l'italien en Suisse romande et en Suisse alémanique, l'ampleur prise par la vague dialectale en Suisse alémanique et les sérieuses difficultés de compréhension qui en résultent pour les

108 « Enseignement des langues étrangères à l'école obligatoire », Feuille d'information, Service de presse du Secrétariat général de la CDIP, 26 août 2013, p. 3 [en ligne]. Disponible sur : <[http://www.edudoc.ch/static/web/arbeiten/sprach\\_untterr/fktbl\\_sprachen\\_f.pdf](http://www.edudoc.ch/static/web/arbeiten/sprach_untterr/fktbl_sprachen_f.pdf)> (consulté le 22.09.2013).

Romands et les Suisses italiens, la présence accrue de l'anglais, qui sert parfois déjà d'instrument de communication entre locuteurs de différentes langues nationales. Tout porte à croire que cette évolution s'accroîtra encore dans les années à venir. Il est indispensable de mettre en place une nouvelle politique linguistique si l'on entend sauvegarder le quadrilinguisme dans notre pays. »<sup>109</sup> Et le Conseil fédéral de poursuivre : « Cette nouvelle politique devra en premier ressort être l'œuvre des citoyennes et citoyens et des organisations privées, relayés d'abord par les communes et les cantons et ensuite par la Confédération. »<sup>110</sup> La formule « une simple juxtaposition de plusieurs langues » retentissait presque comme un signal d'alarme désespéré. Vingt-cinq ans plus tard, même si tous les problèmes n'ont pas été entièrement aplanis, la prise de conscience et le volontarisme, perceptibles tant dans les dispositions constitutionnelles en matière d'encouragement à la compréhension et aux échanges entre communautés linguistiques (art. 70.3), de soutien aux cantons plurilingues (art. 70.4) et de sauvegarde et de promotion du romanche (art. 70.5) que de celles de la loi sur les langues, ont enfin placé les Suisses au cœur du processus d'appropriation de leur mythe national fondateur. Grâce au pragmatisme et à la primauté accordée à la concertation et au compromis, grâce à la définition des standards nationaux de formation couplés à l'harmonisation, désormais obligation constitutionnelle pour les cantons, des objectifs des niveaux d'enseignement, la Suisse semble s'être résolument engagée sur une voie qui devrait non seulement garantir son quadrilinguisme traditionnel, mais bien au-delà inscrire dans la réalité individuelle un véritable plurilinguisme. Affaire à suivre...

---

109 *Message concernant la révision de l'article constitutionnel sur les langues (art. 116 cst.) du 4 mars 1991*, p. 15 [en ligne]. Disponible sur : <<http://www.amtsdruckschriften.bar.admin.ch/viewOrigDoc.do?id=10106555>> (consulté le 12.07.2013).

110 *Ibid.*, p. 15.





## 「欧州 2020」と社会次元のジレンマ

経済学部 大谷津 晴 夫

1. はじめに
  2. 欧州危機と「欧州 2020」
  3. 「欧州 2020」の社会次元
  4. 「欧州 2020」と年金政策のジレンマ
  5. おわりに
- 参考文献

### 1. はじめに

欧州連合（EU）では2010年で終了したリスボン戦略の後を受けて、次の10年間の新しい経済成長戦略である「欧州 2020」がすでにスタートしている。新戦略の策定は2008年から始まり、2009年11月の草案提示と諮問手続きを経て、2010年3月3日に欧州委員会から原案が提示された。この欧州委員会原案は同年3月の欧州理事会でその骨子が承認され、6月の欧州理事会で正式に採択された。「欧州 2020」の草案作成から正式採択にいたるまでの時期はまさしく欧州の金融・経済危機に重なっており、自ずと危機への対応が色濃く反映されたものになっている。本稿ではこの「欧州 2020」戦略の社会次元の目標に焦点をしぼり、その特徴を明らかにする中で、新たに踏み出されたEU年金政策の方向性を探ることにしたい。

### 2. 欧州危機と「欧州 2020」

#### 2.1. 欧州危機

欧州を襲った金融・経済危機は2007年8月のパリバ・ショックで始まり、翌年9月のリーマン・ショックで世界的規模にまで拡大した。欧州の金融・経済危機は金融機関支援や景気対策のために巨額の財政支出を余儀なくさせて政府財政の一層の悪化を招き、政府債務危機（ソブリン・クライシス）へとつながった。特に2009年10月の総選挙で誕生したギリシャ新政権が旧政権の財政赤字粉飾を暴露したことがきっかけとなって国債のデフォルト懸念が一挙に高まり、政府債務危機はギリシャに

とどまらずポルトガル、アイルランド、イタリア、スペインにも波及した。ドイツやフランスの銀行が政府債務危機下にある国債を多く保有していたことから金融危機がいっそう深刻化し、ユーロ危機にまで発展した。さらに政府債務危機・ユーロ危機への対応を巡って露呈した主要国の足並みの乱れがEU 統治機構の脆弱性をあらためて浮き彫りにしてしまい、EU 危機が人口に膾炙する事態にまで発展した。2010年5月になって「欧州金融安定化メカニズム」と「欧州金融安定基金」が発表されると一旦落ち着きを取り戻したとはいえ、「欧州2020」が採択された2010年6月の時点ではまだ政府債務危機、ユーロ危機、EU 危機の真っ直中にあり、事態は予断を許さない状況にあったのである。

図1が示すように、ユーロ圏主要国のGDPに対する財政赤字比率は、金融・経済危機が発生する前はマーストリヒト収斂基準の3%から大きくは乖離していなかったが、2008年以降に急激に上昇している。

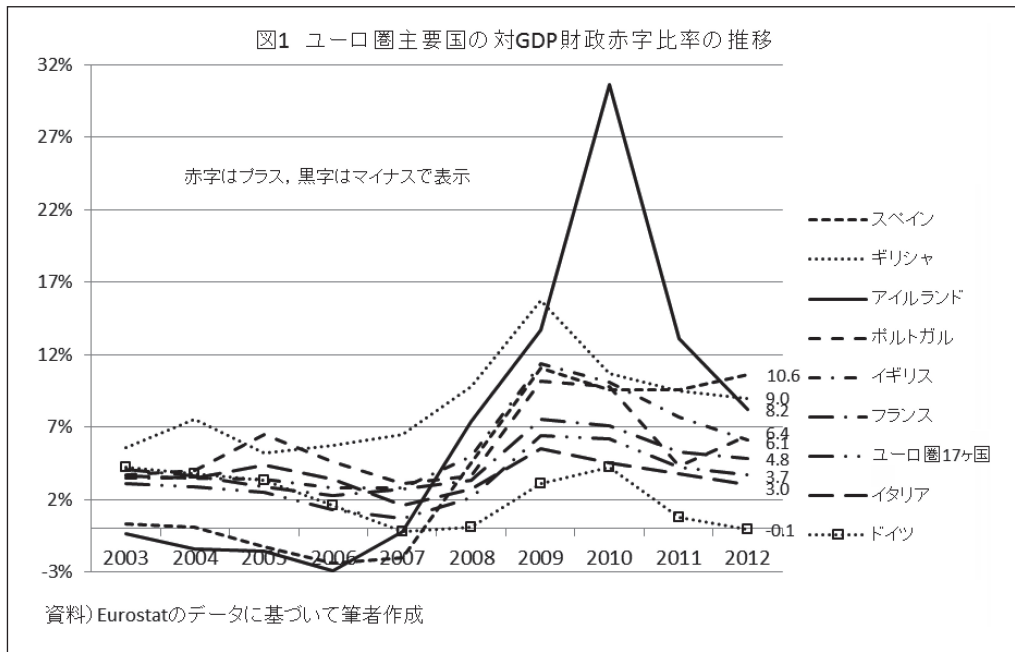


図2はユーロ圏主要国のGDPに対する政府債務比率の推移を示している。金融・経済危機前にマーストリヒト収斂基準の60%をクリアーしていたのは、アイルランド、イギリス、スペインだが、危機後はいずれの国も軒並み急激に上昇し、特にギリシャ、イタリア、ポルトガル、アイルランドの政府債務比率は100%を越えている。

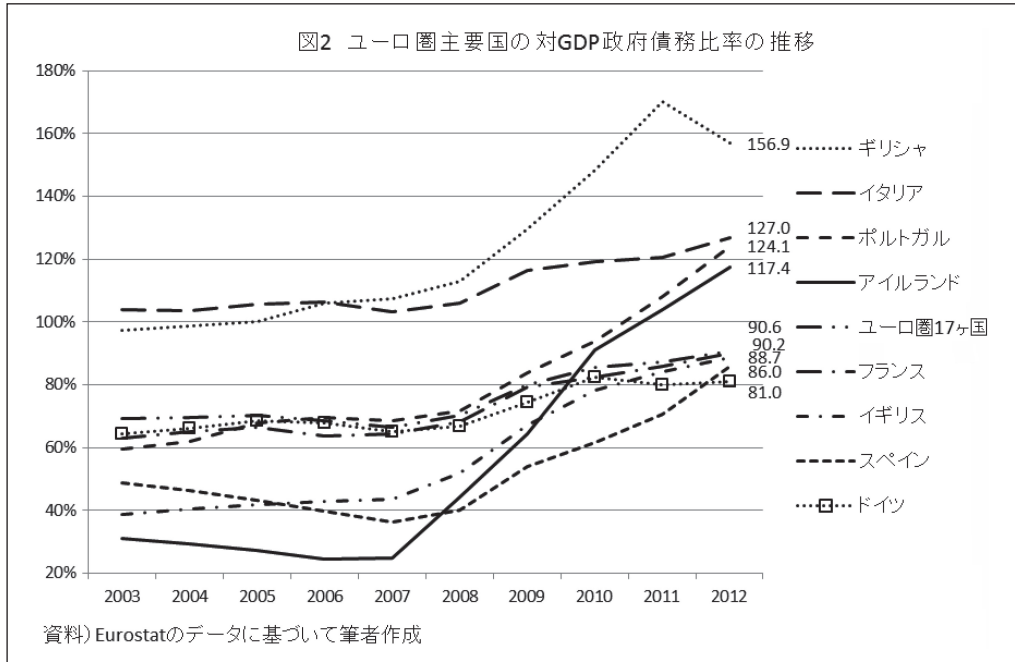


図3と図4は、EU27カ国の財政赤字比率と政府債務比率が危機前（2007年）と危機後（2012年）でどう変化したかを示している<sup>1</sup>。図では、マーストリヒト収斂基準の財政赤字比率3%と政府債務比率60%の2本の線で4つの象限に区切られている。危機前は、赤字比率3%と債務比率60%の両方をクリアした右下の第4象限に大部分の国は収まっていたが、危機後は7カ国を数えるのみになっている。残りの20ヶ国はいずれかの基準は満たしていないということであり、左上の第2象限にある10カ国は両方とも満たしていない。EU27ヶ国平均もこの中に入っている。

1 図中の略号に対応する国名については図9を参照。

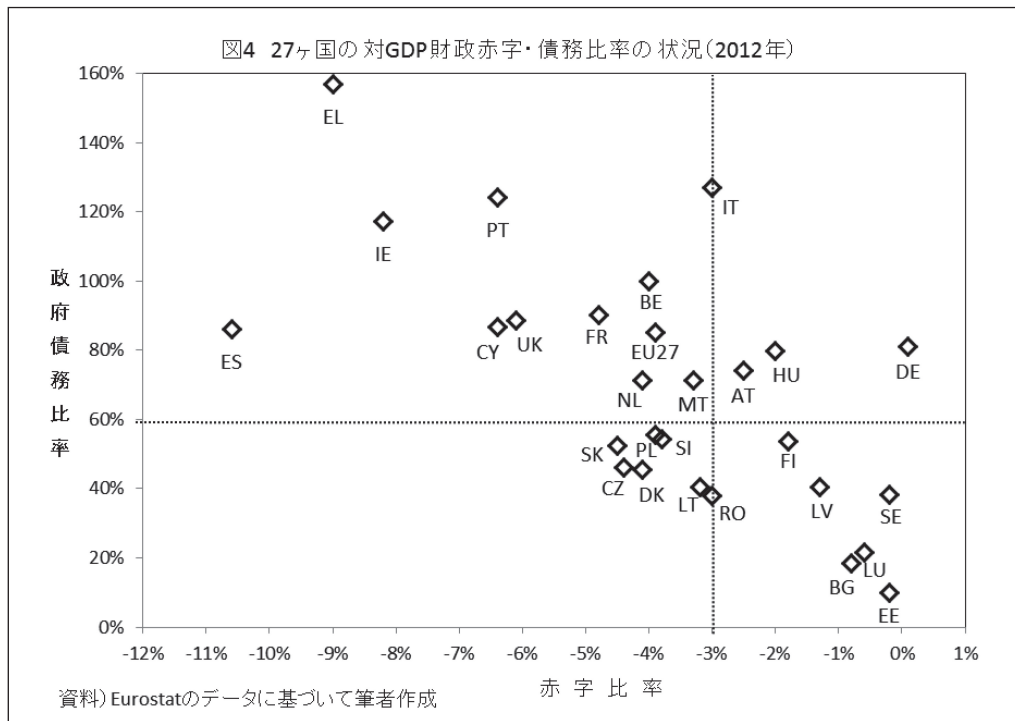
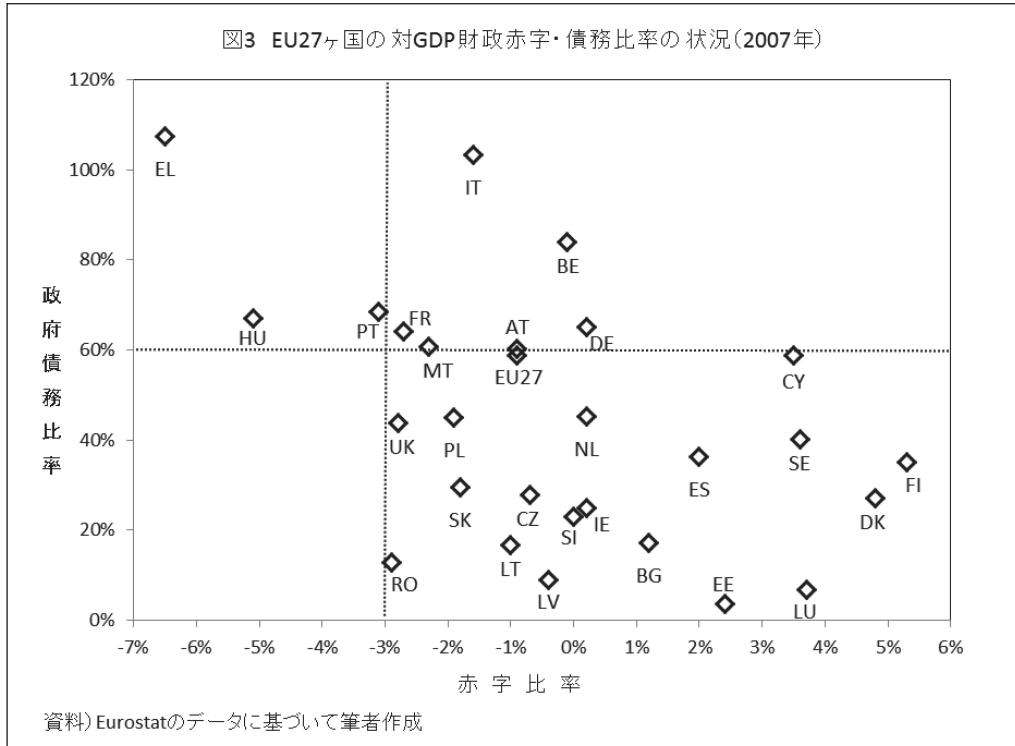
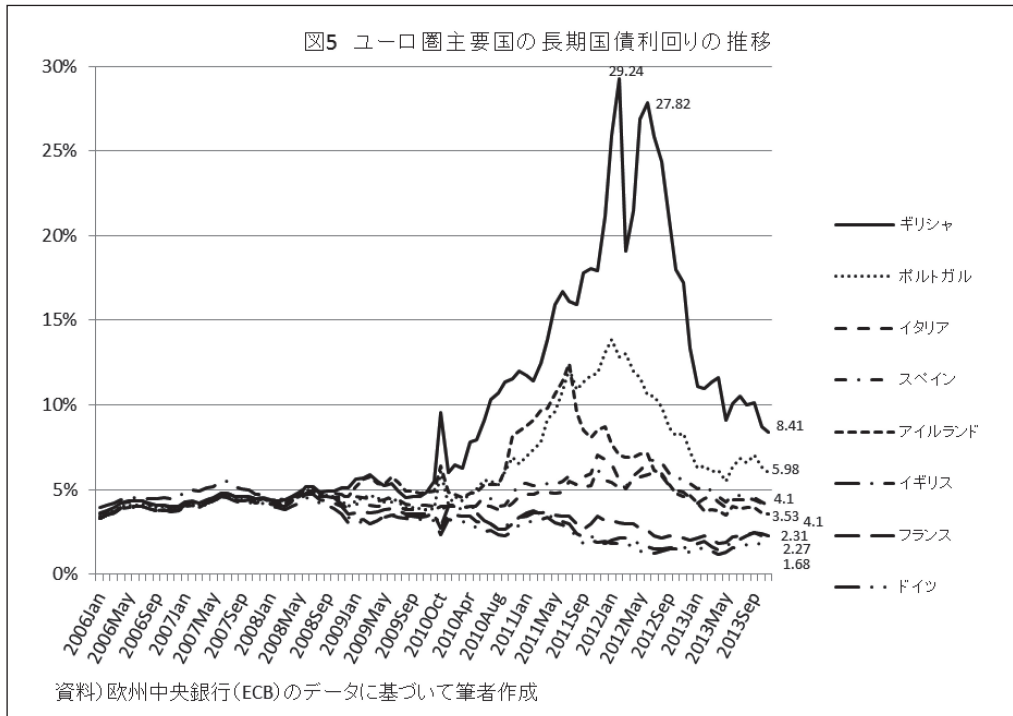
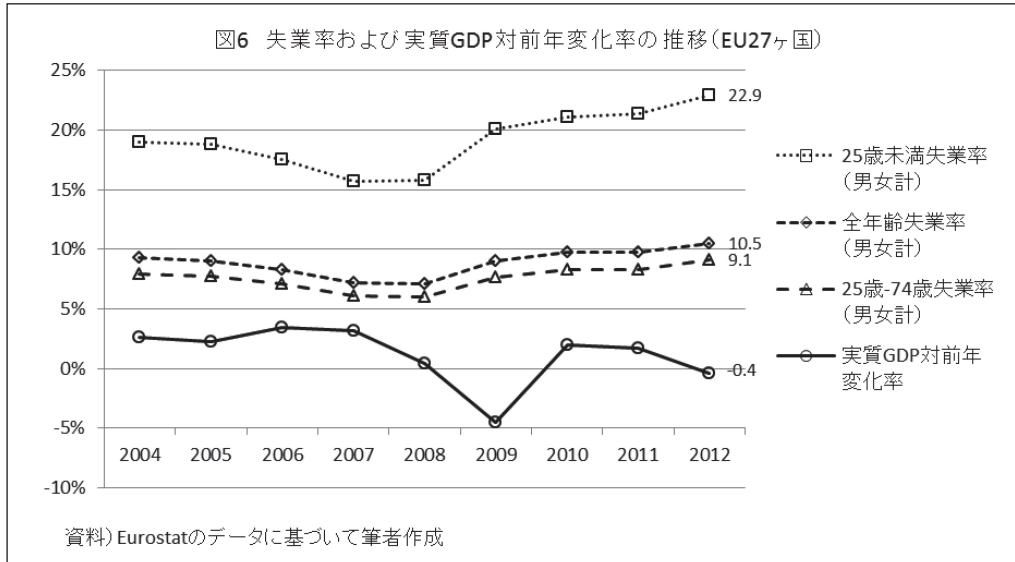


図5は、ユーロ圏主要国の発行済み長期国債の利回りの推移を示している。2009年以降、ドイツと政府債務危機に陥っているPIIGS諸国<sup>2</sup>との金利格差が顕著に拡大しはじめ、2012年はじめにピークに達し、ギリシャとの金利差は27%ポイント程度にまで広がったことを図は示している。それ以降は徐々に縮小しつつあるが、乖離幅はまだ依然として大きいといえる。

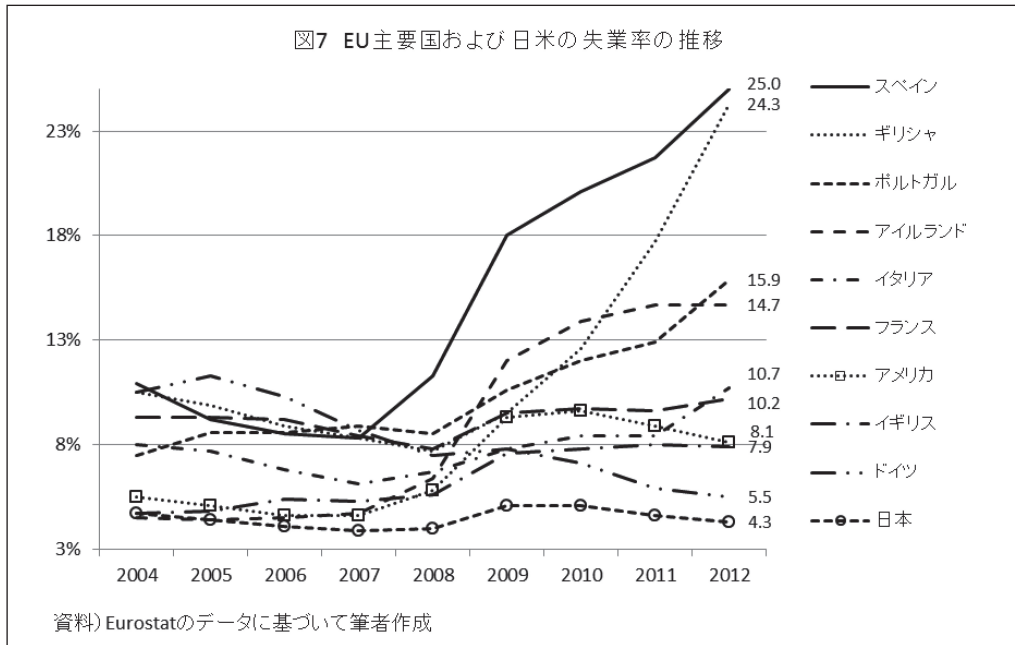


実態経済への影響については図6の失業率と実質GDP変化率の推移から読み取れる。失業率は2009年に、特に25歳未満の若年層で急上昇し、その後も上昇傾向は収まるどころか、再上昇の気配すら見せている。また実質GDPの変化率は2010年に急回復したものの、それ以降は停滞を続けている。

2 PIIGSは、ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン。



最後に図7でEU主要国と日米の失業率の推移を確認しておこう。金融・経済危機を機にPIIGS諸国の失業率が急上昇し、その傾向は今日にいたってもまだ収まっていないことがわかる。欧州はまだ政府債務危機後の経済不況から抜け出すことができていない状況にある。





## 2.2. 「欧州 2020」

深刻な経済・金融危機、EU 危機の渦中に生まれた「欧州 2020」の新しい経済成長戦略が中核に据えたのは、次の 3 つの優先事項 (three priorities) である<sup>3</sup>。

- ・ 知的成長：知識と技術革新を基盤とする経済の発展
- ・ 持続可能な成長：より資源効率的で、より環境に優しく、より競争的な経済の促進
- ・ 包摂的成長：社会的ならびに地域的結束をもたらす高雇用経済の推進

3 つの優先事項の下に各事項の推進の触媒を図るために以下の 7 つの基幹戦略 (seven flagship initiatives) が設定されている。

- ・ 「イノベーション」：革新的アイデアが成長と雇用を創造する商品とサービスに具体化されるように、研究とイノベーションのための枠組み条件と資金調達の手段を改善する。
- ・ 「若者の活性化」：教育システムのパフォーマンスを高め、若者の労働市場参入を促進する。
- ・ 「デジタル化」：高速インターネットの展開をスピードアップし、デジタル単一市場が家計と企業にもたらす恩恵を収穫する。
- ・ 「資源効率化」：経済成長を資源利用から切り離し、低炭素経済への転換を支え、再生可能エネルギー資源の利用を拡大し、輸送部門を近代化し、エネルギー効率を高める。
- ・ 「グローバル化時代の産業政策」：ビジネス環境とくに中小企業の環境を改善し、強力で持続可能な産業基盤の発展を支えて、グローバル競争力を高める。
- ・ 「新しい技能と雇用」：労働市場を近代化し、労働参加の拡大、流動性の拡大による方法を含めた労働の需給マッチ改善のために、生涯にわたる技能開発によって人的資本の強化を図る。
- ・ 「貧困撲滅」：成長と雇用の恩恵が広く共有され、貧困と社会的疎外に苦しむ人が尊厳ある生活を送り、積極的に社会に参加できるように、社会的ならびに地域的結束を確保する。

3 つの優先事項に沿って以下の 5 大目標 (headline targets) が 2020 年までに達成すべき具体的目標として設定されている。

- ・ 現状 69% の 20-64 歳人口の就業率を少なくとも 75% に引き上げる。これには女性と高齢労働者の労働参加率の拡大、移民の労働力統合の改善による方法が

---

3 European Commission (2010a) を参照。

含まれる。

- ・ EU の GDP の 3% を研究開発に投資する。
- ・ 温室効果ガス排出量を 1990 年の水準から 20 % (条件がそろえば 30%) 削減し、再生可能な資源から生産されたエネルギー消費量シェアを 20% に高め、エネルギー効率を 20 % 改善する。
- ・ 18-24 歳人口の中卒者割合を現状の 15% から 10% 未満にし、30-34 歳人口の大卒者割合を現状の 31% から少なくとも 40% に高める<sup>4</sup>。
- ・ 貧困・社会的疎外者を 25%、2000 万人以上削減する<sup>5</sup>。

### 2.3. 欧州セメスター

EU は欧州危機に対応して新しい経済ガバナンスの強化策を打ち出している。その 1 つが、金融不安に陥ったユーロ参加国を支援するための恒久的枠組みとして 2012 年 10 月 8 日に正式に発足した「欧州安定化メカニズム」(European Stability Mechanism : ESM) である<sup>6</sup>。ESM は、政府債務危機に対応するために先に設置されていた暫定的支援メカニズムの「欧州金融安定化メカニズム」(European Financial Stabilisation Mechanism) と「欧州金融安定基金」(European Financial Stability Facility) の業務を 2013 年 7 月に引き継いでいる。

---

4 中卒者とは原文では early leavers from education and training で、具体的には最終学歴が中卒以下 (International Standard Classification of Education によるレベル 0, 1, 2 修了者) で、かつ調査時点前の 4 週間において学校教育も職業訓練も受けたことがないと回答した者である。大卒者とはレベル 5-6 の修了者である。

5 貧困・社会的疎外者 (people at risk of poverty or social exclusion) とは、①所得的貧困、②物的欠乏、③失業の 3 つの条件のいずれかに該当する者をいうが、ただし重複しては数えない。①については、EU は再分配後の等価可処分所得の中央値の 60% を貧困線として、それに達しない者を貧困者としている。②については、以下の 9 項目のうち 4 項目以上満たされていなければ「厳しい物的欠乏者」とされる。i) 家賃あるいは公共料金の支払、ii) 家の暖房、iii) 不意の出費への対応、iv) 1 日おきの肉または魚の摂取、v) 1 年に 1 回の 1 週間のバカンス、vi) 自動車の所有、vii) 洗濯機の所有、viii) カラーテレビの所有、iv) 電話の所有。③については、所属する成人がその総潜在労働時間の 20% 未満しか働いていない世帯で生活する 0-59 歳の人数である。

6 非ユーロ参加国にもアドホックに ESM の金融支援を受ける道が開かれている。ESM の金融支援は、ユーロ圏全体の金融安定を確保するのに必要と判断される場合に限られ、被支援国は厳しい財政再建が求められる。支援の条件としては、マクロ経済調整プログラムと政府債務の持続可能性について厳格な分析を行うだけでなく、欧州中央銀行 (ECB) と IMF も融資に参加する必要がある。

また、経済ガバナンスの監視体制も強化されている。これに含まれるのは、「欧州 2020」戦略の一環として合意された政策優先順位と目標、ユーロ追加協定（Euro Plus Pact）に参加する加盟国が負う追加義務、安定・成長協定（Stability and Growth Pact）の一環としてまたマクロ経済の不均衡に対処する新しい手段を通じた EU による経済および財政政策の監視の強化、加盟国のマクロ経済政策と予算の優先順位を毎年 6 ヶ月間かけて精査・調整するための新しい作業方法である欧州セメスターである。

欧州セメスターは以下の手順で進められる：

- ・ 年末に、欧州委員会は、成長を促進し雇用を創出するために加盟国が取り組むべき次年度の政策指針を示した「年次経済成長概観」（Annual Growth Survey）を発表する。
- ・ 3月に、EU 首脳会議は、年次成長概観に基づいて加盟国政策の指針となる EU ガイダンスを発表する。
- ・ 4月に、加盟国は、健全な政府財政のための計画を盛り込んだ「安定プログラム」（ユーロ参加国）あるいは「収斂プログラム」（非ユーロ参加国）と、知的で持続可能で包括的な成長を目指した改革策と政策手段を盛り込んだ「加盟国別改革プログラム」を提出する。
- ・ 5月ないし6月に、欧州委員会はこれらのプログラムを査定し、適切と思われる「加盟国別勧告」を作成する。閣僚理事会がこの勧告を検討し、欧州理事会が承認する。
- ・ 最後に、6月の終わりあるいは7月の初めに、閣僚理事会が正式に「加盟国別勧告」を採択する。

欧州セメスターは以上のように欧州委員会が発表する「年次経済成長概観」から始まるが、その最初の 2011 年次版と翌年の 2012 年次版では厳格な財政再建と金融の正常化が最優先課題とされ、「欧州 2020」戦略に沿って経済成長と調和的な財政再建に貢献した上で、十分な水準で持続可能な年金を保証する年金改革が重要指針としてあげられ、さっそく次の 5 施策が具体的に勧告されている<sup>7</sup>。

- (a) 引退年齢を平均寿命の伸張にリンクさせる。
- (b) 早期引退制度と他の早期引退経路の利用を制限する。
- (c) 生涯学習の利用機会の改善、より多様な労働力に合わせた職場の適応、高齢労働者の就業機会の開発、そして活動的で健康な高齢化の促進によって労働

---

7 European Commission (2011a) の p.6 と European Commission (2011b) の pp.4-5 で年金改革に言及されている。

生活の延長を支援する。

(d) 男女の年金支給開始年齢を同一にする。

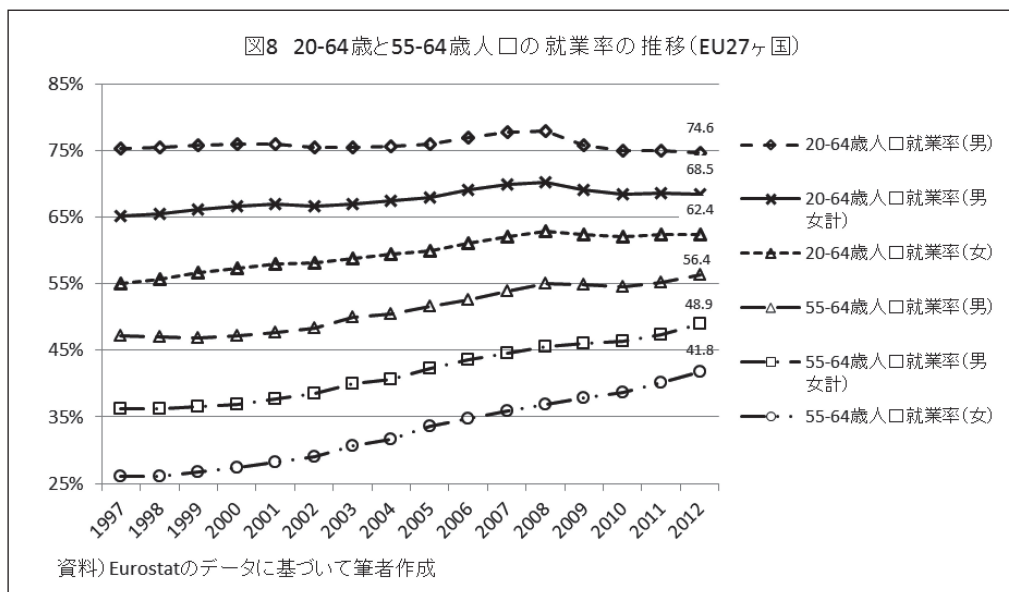
(e) 引退後の所得を高めるために補完的引退貯蓄の発展を支援する。

厳格な財政再建を進めるためには年金給付費の削減はたしかに避けて通れない道だろうが、その論点の詳細に立ち入る前に「欧州2020」戦略の社会的次元について次章で概観しておくことにする。

### 3. 「欧州2020」の社会次元

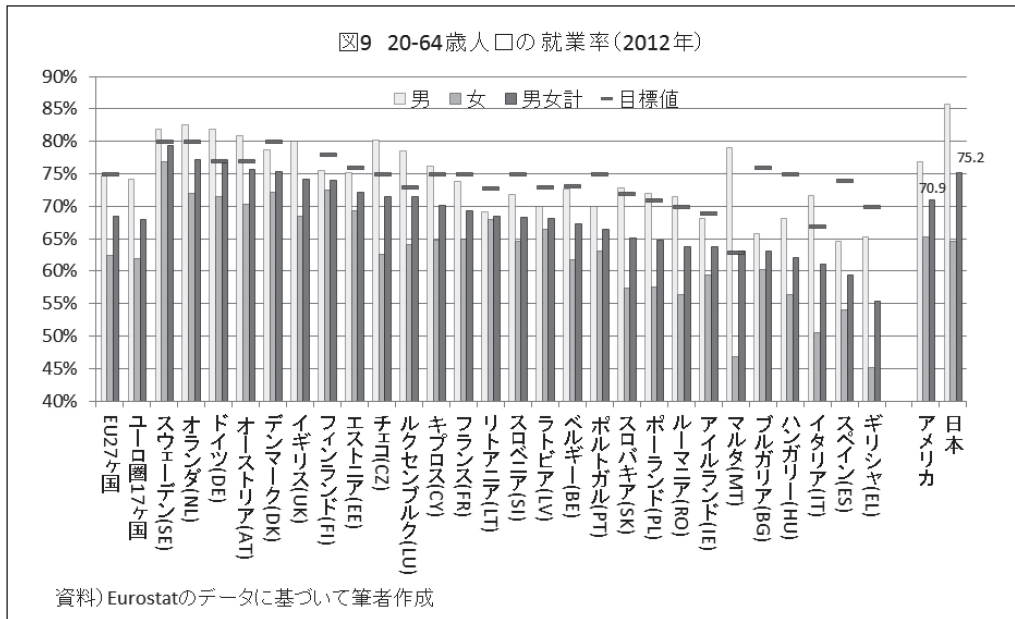
「欧州2020」戦略がかかげる5大目標のうちの3つ、すなわち①20-64歳人口の就業率を75%へ引き上げる、②18-24歳人口の中卒者割合を10%未満に引き下げるとともに30-34歳人口の大卒者割合を40%へ引き上げる、③貧困・社会的疎外者を2000万人削減する、は社会的次元に属する。欧州委員会の統計局（Eurostat）が5大目標の進捗状況をHP上で公表しているの、そのデータを使ってこれら3目標について現時点での達成状況をみてみよう<sup>8</sup>。

まず①の20-64歳人口の就業率の推移は図8の通りである。2012年時点の男女合計の就業率は68.5%で、目標の75%にはとどいていない。2008年以後の（特に男子の）下落が目立ち、金融経済危機の影響からまだ脱していない状況にあることがわかる。



8 欧州委員会統計部局（Eurostat）のウェブサイト中に Europe 2020 headline indicators として公表されている。

次の図9は20-64歳人口就業率を加盟国別にみたものである。国ごとに異なる状況を考慮して目標値は各国ごとに異なっているが、2012年時点でEU目標値の75%に達しているのはスウェーデン、オランダ、ドイツ、オーストリア、デンマークの5ヶ国のみである。ちなみに日本は75.2%である。



②の18-24歳人口の中卒者割合と30-34歳人口の大卒者割合については次の図10から図13が示している。中卒者割合は順調に減少していることが図10からわかる。

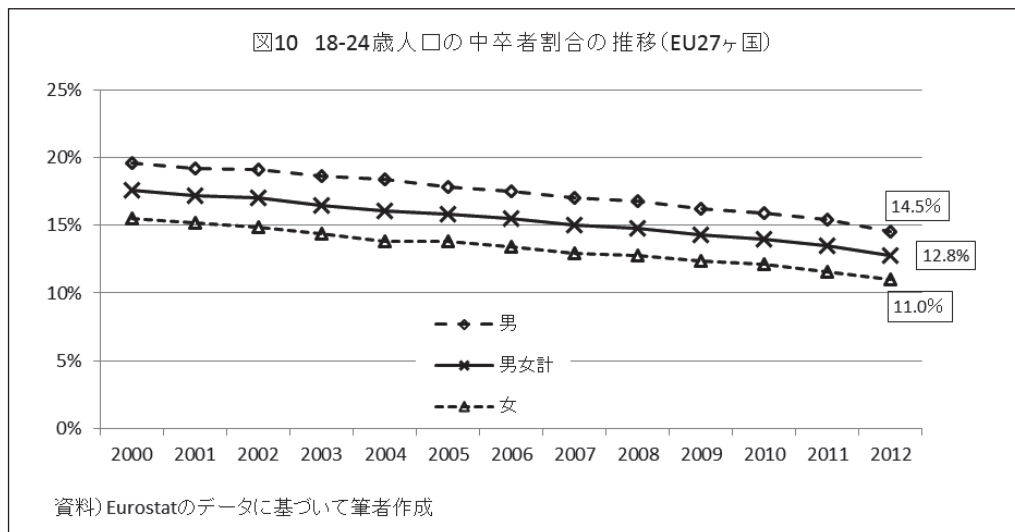
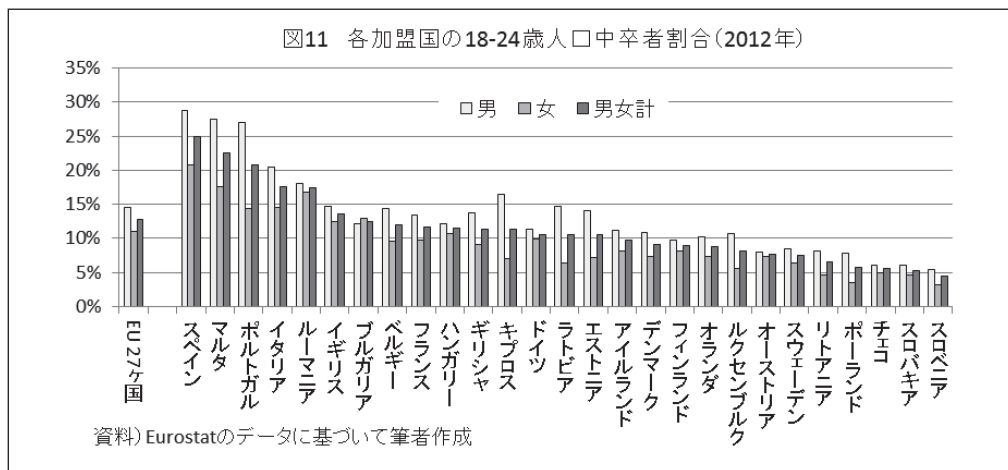
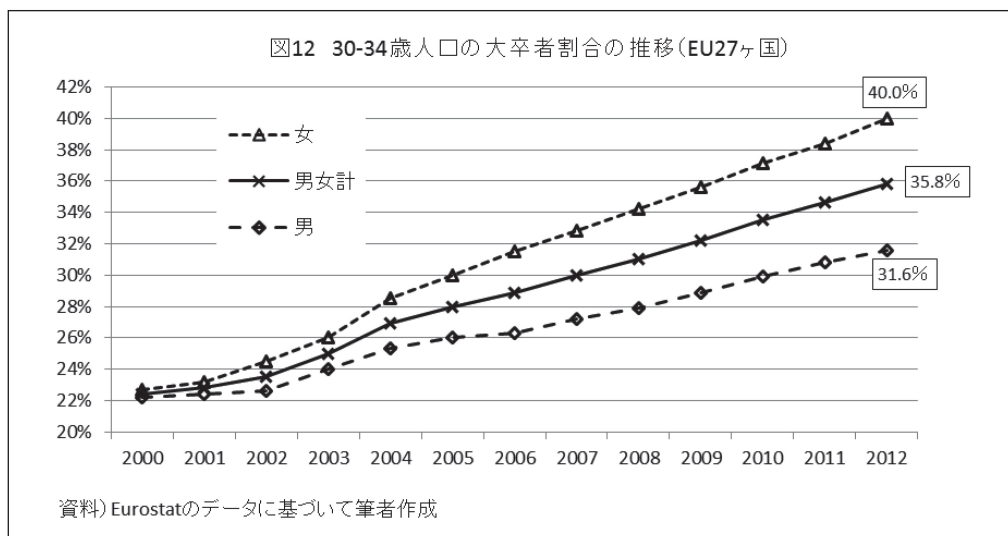


図11の加盟国別の中卒者割合をみると、スペインからエストニアまでの15ヶ国が10%以上となっている。ここにはイギリス、フランス、ドイツ等の主要国が含まれる。

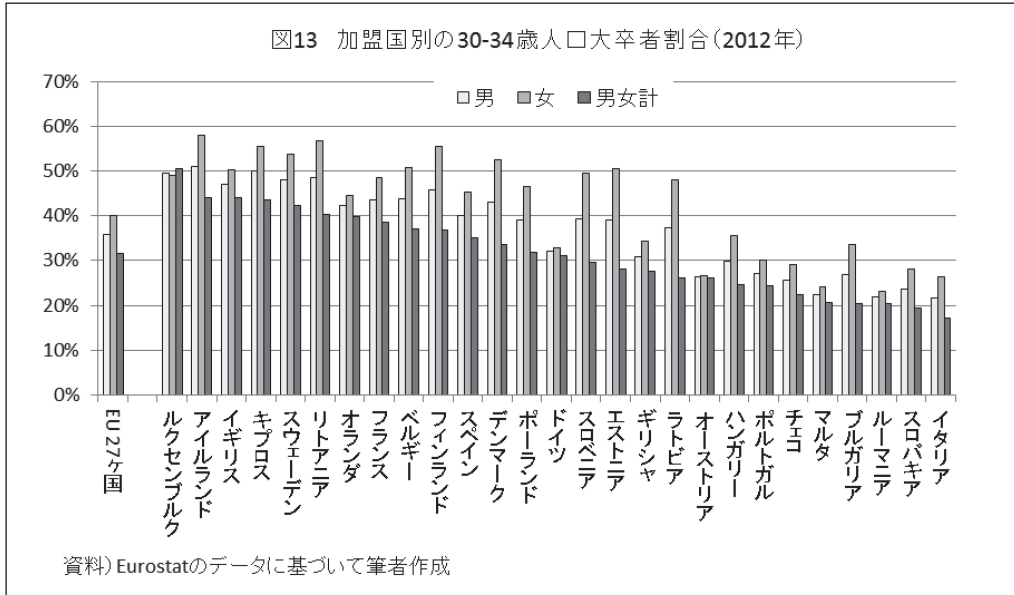


次の図12が示すように、2012年時点の女子の大卒者割合はすでに40%に達しているが、男子はまだ31.6%で、男女格差が目立つ。男女合計はまだ35.8%の水準にあるが、目標達成に向けて順調に推移しているといえよう。

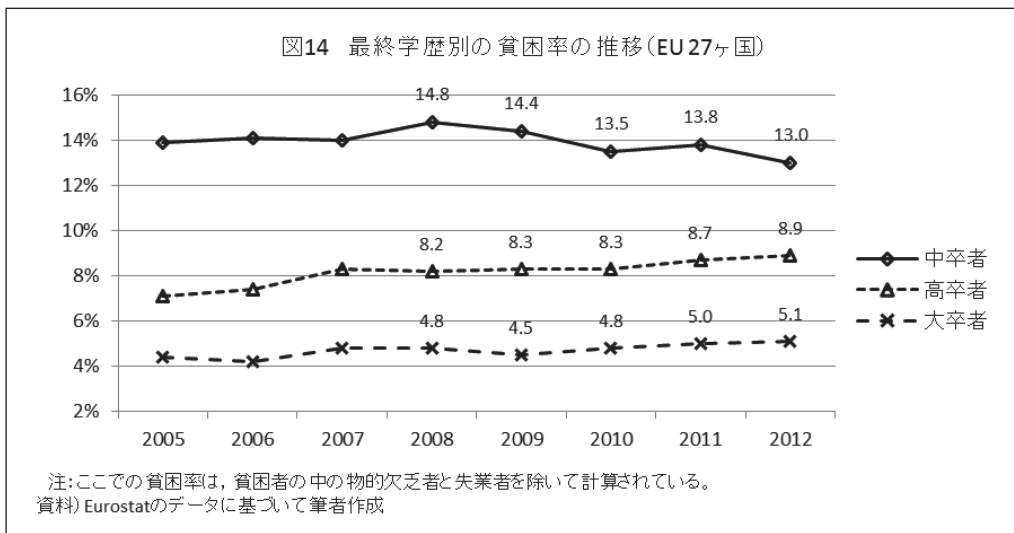


次の図13の加盟国別の大卒者割合が示すように、2012年時点でEU目標値の40%に達しているのはルクセンブルク、アイルランド、イギリス、キプロス、スウェーデン、リトアニア、の6ヶ国だけである。主要国のオランダ(39.8%)、フランス(38.5%)、ドイツ(31.0%)は未達である。

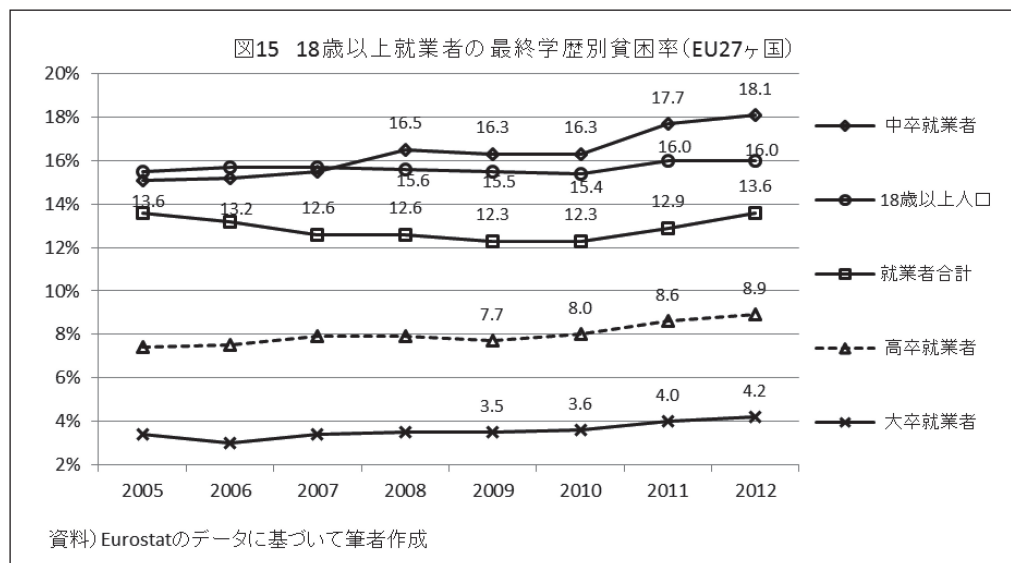




中卒者割合の引き下げと大卒者割合の引き上げは「欧州 2020」戦略の「知的成長」に欠かせないだけでなく、「包摂的成長」にとっても重要である。なぜなら低い水準の学歴・職業訓練歴は高い失業率と高い貧困率に結びつくからである。このことを示すのが図 14 と図 15 である。図 14 は低学歴者ほど貧困率が高いことを示している。しかし、金融経済危機の影響は高卒者や大卒者に集中的に現れ、中卒者の貧困率はむしろ減少していることが図から読み取れる。



就業して所得があれば減多なことで貧困線以下に陥ることはないはずと考えがちだが、今日この常識は通用しない。貧困線以下で生活している就業者——いわゆるワーキング・プア——はかなり多い。図15に示されているように、2012年の18歳以上人口の貧困率が16.0%であるのに対して、その中の就業者の貧困率は13.6%に達している。その就業者の貧困率を学歴別に見ると、中卒者18.1%、高卒者8.9%、大卒者4.2%と学歴格差が歴然とある。金融経済危機後は特に中卒就業者の貧困率の上昇が際だっている。



③の貧困・社会的疎外者は、すでに指摘しておいたように所得、失業、物的欠乏の3要素で定義されている<sup>9</sup>。図16は2012年のEU27カ国の貧困・社会的疎外者数とその構成を示している。図で重なっている部分が4カ所あるが、貧困・社会的疎外者数を計算するときにはこの部分は重複しては数えない。たとえば図16で2012年の所得貧困者は約8400万人、失業者は約3900万人、物的欠乏者は4900万人いるが、これらを単純に合計すると約1億7200万人となり、貧困・社会的疎外者数の約1億2310万人を上回ってしまう。

9 脚注5参照。

図 16 貧困・社会的疎外者数の構成 (2012)

単位：百万人

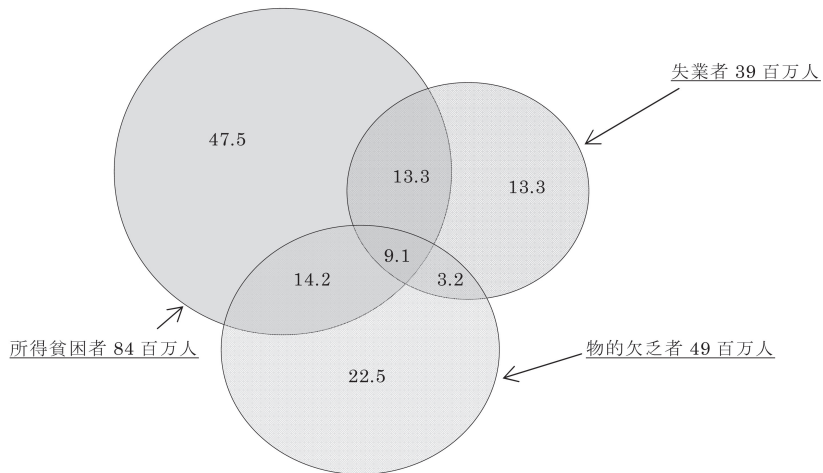


図 17 は貧困・社会的疎外者の人数と人口に占める割合の推移を示している。貧困・社会的疎外者は 2009 年に 1 億 1432 万 8 千人 (23.2%) にまで減少したが、金融経済危機後は一転して増加に転じ、2012 年には 1 億 2310 万 4 千人 (24.8%) に達している。ほぼ 4 人に 1 人が貧困・社会的疎外者ということになる。2009 年に比べると約 900 万人も増えており、2020 年までに 2000 万人削減する目標の達成は危ういのではないかと思われる。

図 17 貧困・社会的疎外者の人数と割合の推移 (EU27ヶ国)

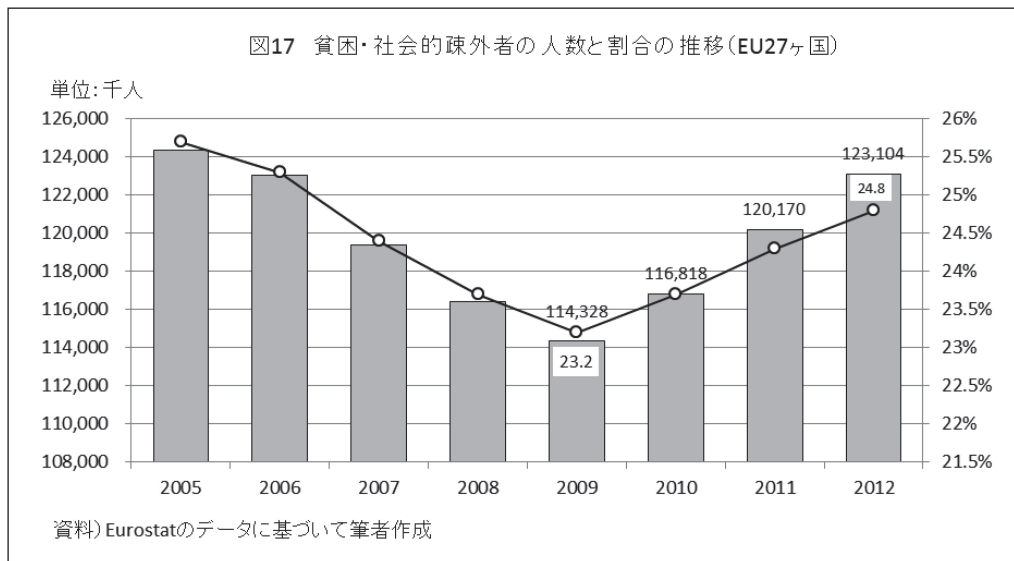
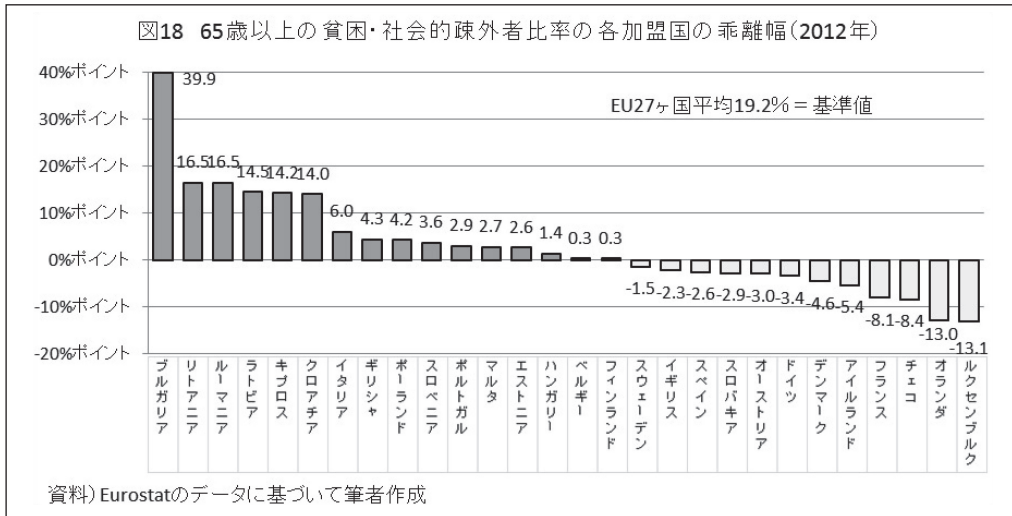
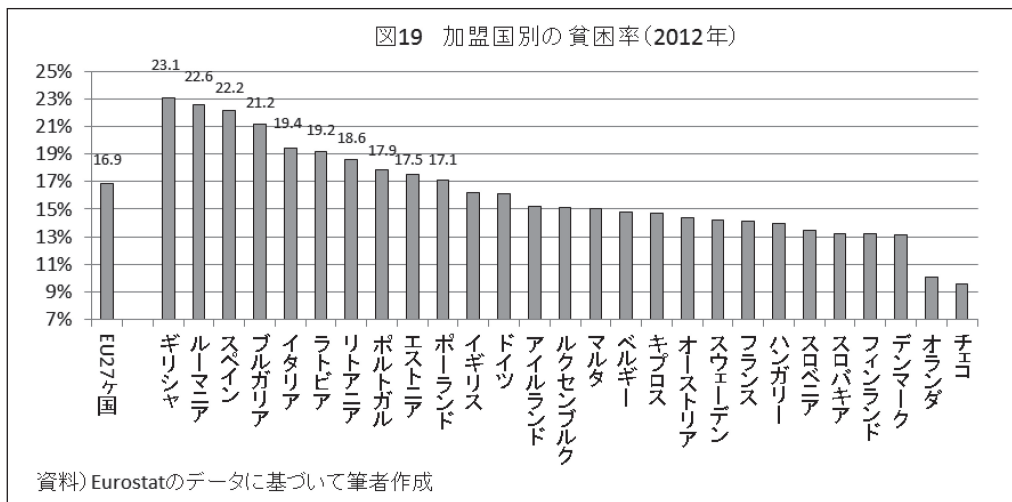


図18は、65歳以上の高齢者について、2012年のEU27ヶ国平均の貧困・社会的疎外者率（19.2%）からの各加盟国の乖離度を%ポイントで示している。ブルガリアの乖離度が際だっていることが目立つ。



最後に、貧困・社会的疎外者数（率）を構成する主要素である所得貧困者数（率）を取り上げてその状況を確認しておこう。すでに指摘しておいたように<sup>10</sup>，EUは再分配後の等価可処分所得の中央値の60%を貧困線と定め、その貧困線未満の所得し

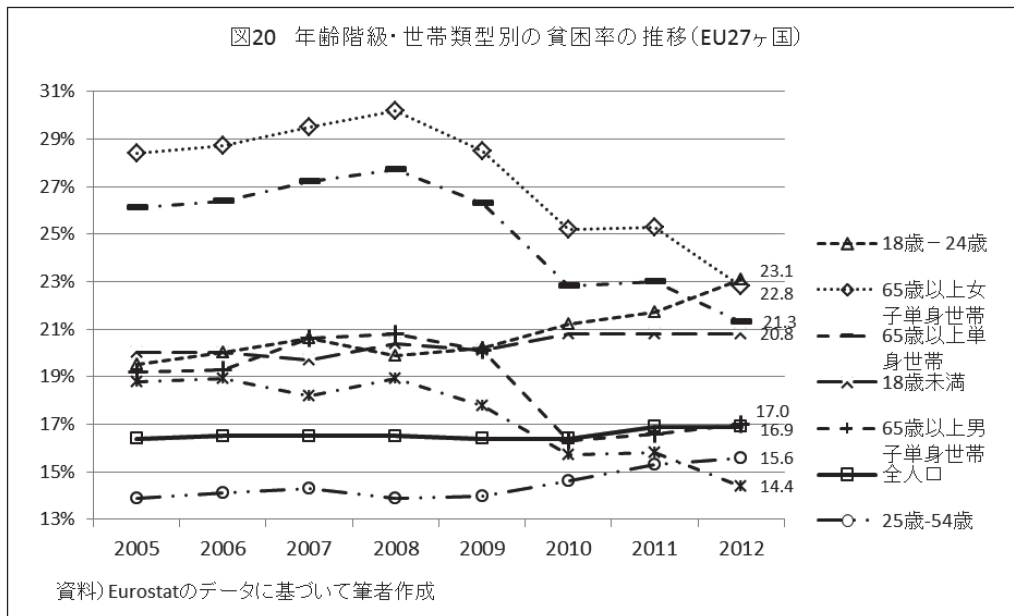


10 脚注5参照。

かない者を貧困者と定義している。貧困者が人口集団に占める割合が貧困率である。2012年のEU27ヶ国の貧困率は16.9%であるが、これに対応する各加盟国の貧困率が図19に示してある。主要国の貧困率が相対的に低いことと、南欧諸国が高いことが図から見て取れる。

図20は年齢階級別および世帯類型別の貧困率の推移を示している。2012年の貧困率を年齢階級別で見ると、全人口の16.9%に対して18-24歳は23.1%とかなり高い。若年層の貧困は相等に深刻な状況にあると言ってよいだろう。18歳未満の子供の貧困率も20.8%に達している。65歳以上の貧困率は14.4%と意外に低いのである。しかし独居老人の状況は、世帯類型別の貧困率で見ないと正確な把握はできない。

そこで図20で世帯類型別の貧困率を見てみると、65歳以上老人の単身世帯(男女計)の貧困率は21.3%に達している。65歳以上単身世帯の貧困率は男女とも高いが、とりわけ女子の単身世帯の22.8%は、男子単身世帯の17.0%に比べてかなり高い。ただし、これらの貧困率は金融経済危機以降むしろ低下していることを図20は示している。年齢階級別で見ても、65歳以上の貧困率は金融経済危機以降低下している。これは、18-24歳と25-54歳の貧困率の顕著な上昇と好対照をなしている。経済危機の中で年金を中心とする社会保障が高齢者の所得保障に一定の役割を果たす一方で、逆に若年層が危機の影響をもろに浴びる形になっていると言ってよいだろう。



## 4. 「欧州 2020」と年金政策のジレンマ

### 4.1. 「年金白書」が見る EU 年金政策の課題

「欧州 2020」が 2010 年 6 月に正式に採択された後の 7 月に欧州委員会はさっそく「年金緑書」を発表し<sup>11</sup>、「欧州 2020」に沿った年金改革に向けて欧州世論の喚起に着手している。「年金緑書」を叩き台にして集められたパブリックコメントを踏まえて欧州委員会は 2012 年 2 月に「年金白書」を発表している<sup>12</sup>。

「年金白書」では、従来からの人口高齢化危機に金融・財政危機が加わったことにより、十分な水準の年金確保 (adequacy) と持続可能性 (sustainability) の両立がいつそう困難になったことが強調されている。リスボン戦略下の EU 年金政策の枠組みを定めていた「三叉戦略」は人口高齢化への対応が中心だったが<sup>13</sup>、「欧州 2020」戦略下の年金政策はその路線を継承すると同時に金融・財政危機への対応がより強化されている。それは 2011 年と 2012 年の年次成長概観に見ることができる。欧州委員会はこれらのガイドライン文書の中で、十分な水準の年金確保と持続可能性の両立を図るために、次の 5 つの施策を打ち出している。

- (a) 引退年齢を平均寿命の伸張にリンクさせる。
- (b) 早期引退制度と他の早期引退経路の利用を制限する。
- (c) 生涯学習の利用機会の改善, より多様な労働力に合わせた職場の適応, 高齢労働者の就業機会の開発, そして活動的で健康な老齢化を支援することによって労働生活の延長を促進する。
- (d) 男女の年金支給開始年齢を同一にする。
- (e) 引退後の所得を高めるために企業年金等の補完的退職貯蓄の拡充を支援する。

既出の図 8 と図 9 を見ればわかるように、たしかに EU 諸国の 20-64 歳人口の就業率は総じて低い。またリスボン戦略がその引き上げを目指した 55-64 歳人口の就業率については着実に上昇してきてはいるが、次の図 21 が示すように、2012 年時点ではまだ OECD 平均をかなり下回っており、引き上げ余地はまだ十分にある。図 22 は、生涯労働年数と 55-64 歳就業率について、各加盟国の EU 平均からの乖離幅を示して

11 European Commission (2010b) の p.8 の脚注 17 で、高齢化関連の政府債務として年金の潜在的債務を計上する必要性に言及している点が注目される。

12 European Commission (2012).

13 「三叉戦略」とは、(i) 政府債務の削減, (ii) 就業率と生産性の向上, (iii) 社会保障制度改革の 3 本柱で構成された人口高齢化対策で、2001 年 3 月のストックホルム欧州理事会で提示された。大谷津 (2012), 114-116 頁を参照。



いる。欧州委員会が人口学的な老年人口指数ではなく<sup>14</sup>、就業者に対する失業者と年金受給者の比率として定義される「経済的従属指数」にこだわる理由がここにある。年金の十分な水準と持続可能性を両立させる鍵は、就業率と生涯労働年数の引き上げにあると見ているのである。

賦課方式で運営される公的年金の財政均衡は以下の(1)式で表される。

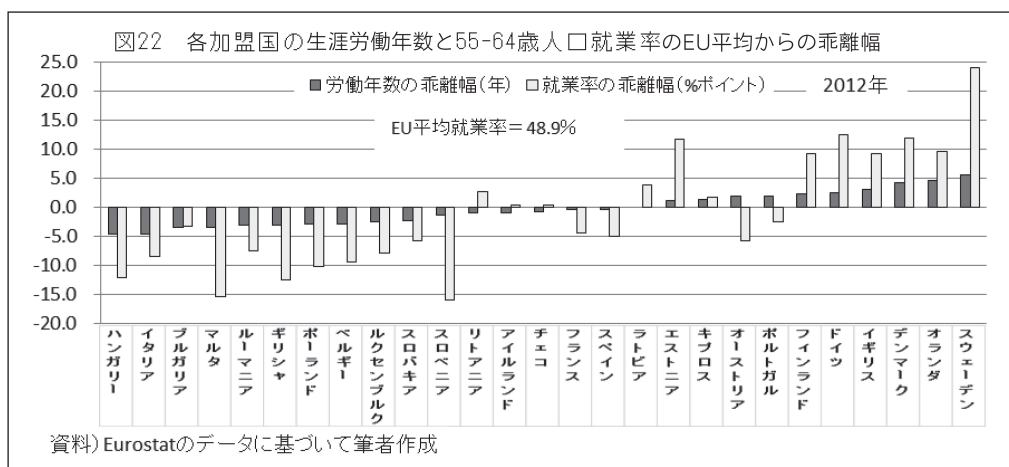
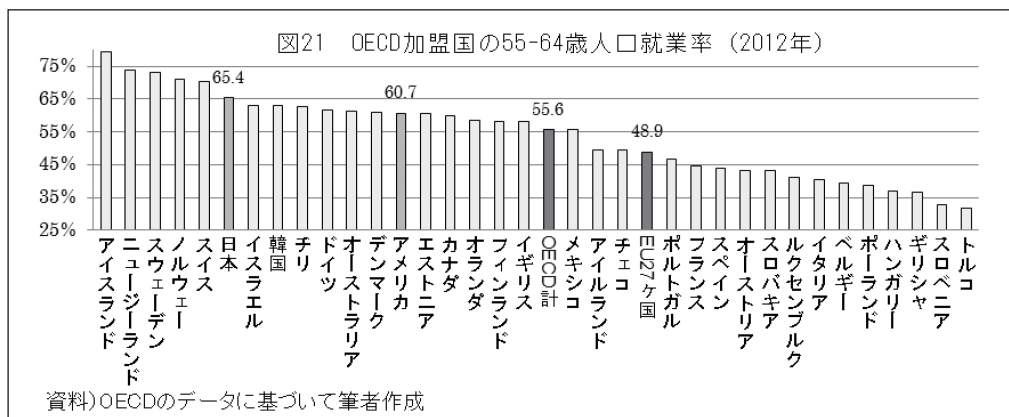
$$\text{賦課方式の均衡保険料率}^* = \text{所得代替率} \times \frac{\text{受給者数}}{\text{被保険者数}} \dots\dots (1)$$

(1)式から、賦課方式年金の財政均衡(持続可能性)は、現役層の負担する年金保険料率、受給者の生活水準を決める所得代替率、老年人口指数を反映する受給者数/被保険者数の比率、この3つのパラメーターに左右されることがわかる。老年人口指数の上昇は上式中の受給者数/被保険者数の比率の上昇に直結するので、保険料率の引き上げができない状況の中では、所得代替率<sup>15</sup>を引き下げざるを得ない。これは給付水準の低下を意味するので、年金受給者の貧困リスクを高めることになる。これが年金の十分水準と持続可能性との間にあるトレードオフ関係である。これを極力避けるには、人口高齢化の中にあっても受給者数/被保険者数の比率の上昇をできる限り抑制する必要がある。若年者・女性・高齢者の就業率の引き上げ、実効引退年齢の引き上げ等の労働市場改革や、年金支給開始年齢を平均寿命の伸長に合わせて引き上げる等の年金改革が考えられる。生涯労働年数の延長は年金の持続可能性を高めるだけでなく、給付水準の引き上げにも寄与するので、一挙両得になる。したがって「年金白書」がこの方向で年金の十分な水準と持続可能性との両立を目指していることには確かに合理性がある。しかし、老年人口指数の上昇に見合う所得代替率の低下幅がこのような労働延長によって十分埋め合わせられるかどうかは、働き方や労働市場の改革の成否にかかっている。

また企業年金や個人年金等の補完的年金の拡充にしても、積立方式の年金が金融危機や経済不況に対して脆弱であることが露呈してしまった後では、将来における十分な水準の年金の確保に額面通り寄与できるのか不安視されても仕方がないだろう。

14 老年人口指数は、65歳以上人口÷15-64歳人口×100として定義されるのが普通だが、20-64歳人口を分母にとる場合もある。

15 所得代替率は、平均的労働者の引退前年の賃金額に対する引退初年の老齢年金額の比率として定義される。一般的に年金の給付水準を示す指標として使われている。



#### 4.2. 年金の十分な水準と持続可能性のジレンマ

年金の十分な水準確保と持続可能性は年金政策を動かす車の両輪である。この年金政策に関わる EU 理事会（閣僚理事会）内の組織として社会保障委員会と経済政策委員会がある。2つの次元が不可分の関係にあるとはいえ、社会保障委員会は十分な水準の年金確保に重きを置くのに対して、経済政策委員会は政府財政の視点から持続可能性の方を重視する傾向にある。経済政策委員会は、人口高齢化が年金・医療・介護の社会保障費用に及ぼす影響を調べて3年ごとに公表する「高齢化レポート」の中で年金の持続可能性の状況と将来見通しをモニターしている<sup>16</sup>。これに対して社会保障委員会の方は、年金の十分な水準の状況と将来見通しをモニターして3年ごとに「年

16 その最新版が European Commission and Economic Policy Committee (2012) である。

金の十分水準に関するレポート」を公表することになっている<sup>17</sup>。

年金の持続可能性については、拠出制原則の強化、事前積立の強化、自動調整メカニズムの導入、年金スライド方法の改善、支給開始年齢の引き上げ等の年金改革によってかなり改善されている<sup>18</sup>。しかしまさにそれに反比例して、年金の十分水準確保については危険信号がともっている状況である。表1に示されるように、近年の年金改革によって将来の給付水準は確実に低下する見込みである。

2050年に見込まれる年金所得の構成についての分析によれば、ますます多くの加盟国で補完的な企業年金と個人年金の拡充が進み、それが賃金・保険料比例の年金に占める割合は増えていくことになる<sup>19</sup>。社会保障委員会は、経済政策委員会とは対照的に、従来から企業年金や個人年金等の補完的年金の拡充にはどちらかというところ消極的であった。運用利回りの不安定性もさることながら、賃金や保険料に比例した拠出建て型の年金割合が高まることは、賃金格差、雇用格差、男女格差が年金額に容易に反映されることを意味するからである。

公的年金が将来においても引き続き老後生活の所得保障の主役をつとめるとはいえ、拠出制原則の強化や企業年金の拡充は、労働市場において不利な境遇にある女性や低賃金労働者、非正規労働者の給付水準を確実に引き下げ、彼らの貧困リスクを間違いなく高めることになる。65歳以上高齢者の約5分の1が貧困線すれすれの年金所得を得ており、年金額の少しの増減だけで高齢者の貧困率は大きく変動する状況にある。これを見るのに便利な指標が「高齢者貧困ギャップ」である。これは、高齢貧困者の等価可処分所得の中央値と貧困線との間の乖離幅を貧困線に対する百分率で示したものである。このギャップの数値が大きければ、多数の高齢貧困者が貧困線からかなり下の層に集まっていることになる。逆にこの数値が小さいと、貧困線の近くに集まっていることを示すので、貧困線が少し上下するか、年金額が少し増減するだけで貧困率は大きく変動することになる。

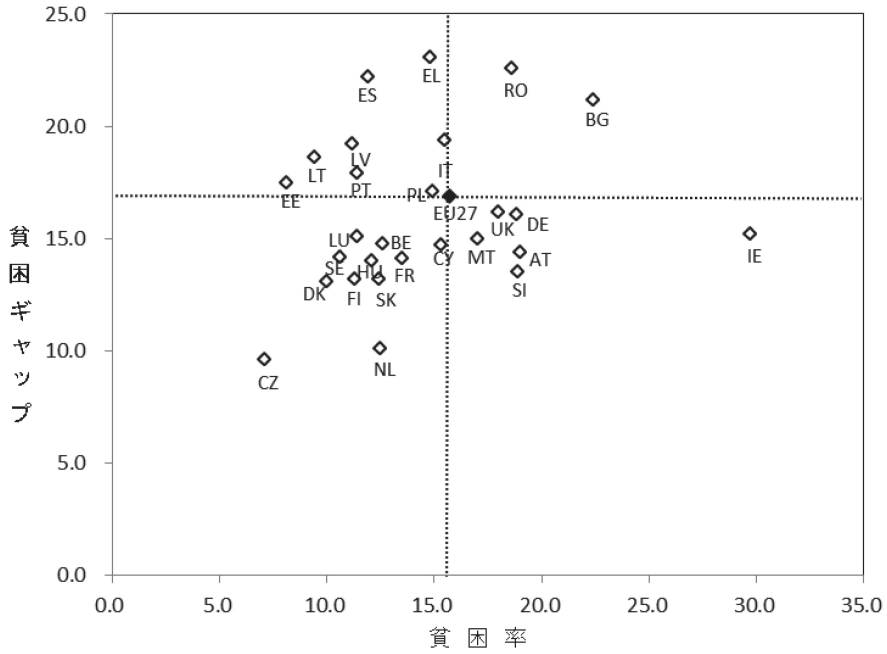
図23は、2012年の貧困率と65歳以上の高齢者貧困ギャップの状況を示している。2020年までに貧困者と社会的疎外者を2000万人削減するEU目標を達成できるかどうかは、年金制度が高齢者の貧困防止機能をどの程度維持するかに大きく左右されるということである。

17 「年金白書」で約束された欧州委員会の20の取り組みの1つが、加盟国と協力して年金の十分水準問題の分析を深化させることで、その最初の成果がEuropean Commission and Social Protection Committee(2012)である。

18 これについては、大谷津(2012)を参照。

19 European Commission and Social Protection Committee(2012), pp.96-97.

図23 EU27ヶ国の貧困率と貧困ギャップの状況(2012年)



資料) Eurostatのデータに基づいて筆者作成

表 1 年金の十分水準に関する将来指標(2010年-2060年)

	ネット理論的代替率			給付率			グロス平均代替率		
	2010	2050	増減	2010	2060	増減	2010	2060	増減
EU 27ヶ国				44.7	36.2	▲ 8.5	48.0	39.4	▲ 8.6
ベルギー	74.0	75.9	1.9	39.2	37.3	▲ 1.9			
ブルガリア	62.3	67.5	5.2	46.1	37.8	▲ 8.3	49.8	46.5	▲ 3.3
チェコ	70.6	43.1	▲ 27.5	26.2	25.4	▲ 0.8	28.5	27.1	▲ 1.4
デンマーク	69.4	67.3	▲ 2.1	35.8	30.8	▲ 5.0			
ドイツ	59.1	63.7	4.6	47.0	38.5	▲ 8.5	40.5	35.1	▲ 5.4
エストニア	46.2	50.1	3.9	38.7	20.0	▲ 18.7	36.0	20.4	▲ 15.6
アイルランド	85.8	69.0	▲ 16.8				37.3	38.0	0.7
ギリシャ	121.3	87.0	▲ 34.3	35.9	27.6	▲ 8.3	59.3	49.6	▲ 9.7
スペイン	94.5	86.5	▲ 8.0	55.3	44.8	▲ 10.5	72.4	56.0	▲ 16.4
フランス	77.6	58.8	▲ 18.8	39.8	31.7	▲ 8.1	58.8	53.2	▲ 5.6
イタリア	89.5	69.1	▲ 20.4	48.5	43.6	▲ 4.9	79.5	68.1	▲ 11.4
キプロス	57.0	70.0	13.0	43.3	44.3	1.0	45.3	53.3	8.0
ラトビア	80.4	55.3	▲ 25.1				48.2	15.2	▲ 33.0
リトアニア	61.5	60.3	▲ 1.2	38.7	35.1	▲ 3.6	38.2	36.0	▲ 2.2
ルクセンブルク	99.9	83.0	▲ 16.9	58.7	50.7	▲ 8.0	78.3	57.7	▲ 20.6
ハンガリー	100.1	75.0	▲ 25.1	31.2	26.5	▲ 4.7	38.4	40.8	2.4
マルタ	79.7	70.5	▲ 9.2	51.2	47.4	▲ 3.8	58.5	51.2	▲ 7.3
オランダ	105.0	101.0	▲ 4.0						
オーストリア	85.0	88.7	3.7	42.3	35.5	▲ 6.8	47.7	37.3	▲ 10.4
ポーランド	75.5	43.3	▲ 32.2	46.7	19.1	▲ 27.6	49.1	18.7	▲ 30.4
ポルトガル	85.8	65.9	▲ 19.9				56.9	49.4	▲ 7.5
ルーマニア	70.7	45.0	▲ 25.7	38.7	26.9	▲ 11.8	41.6	28.6	▲ 13.0
スロベニア	59.2	53.7	▲ 5.5	19.2	17.3	▲ 1.9			
スロバキア	74.6	65.4	▲ 9.2	43.7	28.9	▲ 14.8	50.7	29.5	▲ 21.2
フィンランド	68.9	62.0	▲ 6.9	49.4	44.1	▲ 5.3	51.8	43.7	▲ 8.1
スウェーデン	60.3	53.0	▲ 7.3	35.3	25.6	▲ 9.7	35.4	22.7	▲ 12.7
イギリス	77.2	75.1	▲ 2.1				5.1	6.9	1.8

資料) European Commission and Economic Policy Committee (2012), p.336. ネット理論的代替率は 40 年間平均賃金で働き 65 歳で引退する男子労働者の年金額の引退前賃金に対する比率。給付率は公的年金平均の経済全体の平均賃金に対する比率。グロス代替率は公的年金の引退初年の平均老齢年金の平均賃金に対する比率。

## 5. おわりに

金融経済危機の渦中に生まれた「欧州 2020」は危機シフトを鮮明にし、強化された経済ガバナンスの下で加盟国には最大限の財政再建が求められた。政府支出の大きな部分を占める公的年金に対する削減圧力は今まで以上に増している。人口高齢化の危機に加えて政府債務危機が加わり、政府支出の削減圧力に拍車をかけているからだ。年金の十分な水準の確保と持続可能性が年金政策を動かす車の両輪であるのは確かだが、いっそう深刻なトレード・オフの関係にはまり込んでしまったと言えるだろう。

欧州委員会は 20-64 歳人口の就業率の引き上げや年金支給開始年齢の引き上げ、さらには企業年金や個人年金の拡充による公的年金の補完に活路を見いだそうとしている。そのために早期引退制度の段階的廃止、若年者・女性・高齢労働者の就労促進などの労働市場改革に取り組むとともに、公的年金を補完する私的年金の費用効率性や安全性を引き上げる必要がある。これらの施策によって十分な水準の年金確保と財政的持続可能性は両立させることができるとしているが、給付水準の低下は避けられない見通しだ。給付水準の低下は年金受給者の貧困率の上昇につながるもので、2020 年までに貧困・社会的疎外者を 2000 万人減らす目標の達成は危うくなってしまふ。「欧州 2020」は社会次元のジレンマをかかえたままなのだ。社会保障委員会が十分な水準の年金確保と貧困・社会的疎外者の 2000 万人削減の目標達成にかなりの危機意識をもっていることだけは確かといえる。

最後に、EU と日本における年金問題を捉える視角の違いに触れておきたい。EU 年金政策の焦点は年金の十分な水準確保と持続可能性をいかに両立させるかに焦点が合わせられているのに対して、日本では年金の世代間格差と持続可能性が問題にされている。EU 諸国でも年金の世代間格差は大きいはずだが、少なくとも EU 関連文書の中で大きな争点にはなっていない。むしろ世代内および世代間の連帯がより前面に出されているように思われる。また日本では人口高齢化にともなう財政問題や世代間格差の解決策として積立方式移行論が再隆盛の兆しをみせているが、EU 内でも積立方式移行論がかつて提唱されたことがあったが、今日ではすでに克服された議論となっている<sup>20</sup>。こうした彼我の違いが何に由来するのかについては、EU 内の政策路線の対立軸、そして加盟国レベルの年金改革論議に深く踏み込んで検討してみないと真相はつかめないように思われる。しかしその作業は次の課題としたい。

---

20 これについては大谷津（2009）、106-115 頁を参照。



## 参考文献

※ EU 資料はすべて EU サイト ([http://europa.eu/index\\_en.htm](http://europa.eu/index_en.htm)) から入手可能である。

European Commission (2010a), EUEOPE2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth, COM(2010) 2020. (3.3.2010)

European Commission (2010b), GREEN PAPER: towards adequate, sustainable and safe European pension systems, COM(2010)365 final. (7.7.2010)

European Commission (2010c), Joint Report on Pension: Progress and key challenges in the delivery of adequate and sustainable pensions in Europe, (Occasional Papers 71, November 2010).

European Commission (2011a), Annual Growth Survey 2011, COM(2011)111final/2.

European Commission (2011b), Annual Growth Survey 2012, COM(2011) 815 final.

European Commission (2012a), White Paper : An Agenda for Adequate, Safe and Sustainable Pensions, COM(2012)55 final.

European Commission (2013), Adequacy and Sustainability of Pensions, in: Implementation of the EU White Paper on Pensions: Status as of 28/09/2013.

European Commission and Economic Policy Committee (2012), The 2012 Ageing Report: Economic and budgetary projections for the EU-27 Member States (2010-2060), European Economy, 2. May 2012.

European Commission and Social Protection Committee(2012), Pension Adequacy in the European Union 2010-2050.

Social Protection Committee (2011), The social dimension of the Europe 2020 strategy (March 2011).

大谷津晴夫 (2009), 「リスボン戦略に始まる EU 年金政策の新たな展開」『南山経済研究』第 24 巻第 1 号.

大谷津晴夫 (2012), 「『共同年金報告書』とリスボン戦略期 EU 年金改革の総括」『南山経済研究』第 27 巻第 2 号.

## 付記

本稿は「2013 年度南山大学パツへ研究奨励金 I-A-2」による研究成果である。



## ドイツ第三帝国の崩壊と避難民・被追放民問題

ヨーロッパ研究センター客員研究員

近藤潤三

### はじめに

第二次世界大戦が終結してからの西ドイツないし統一ドイツへの人口流入を代表する集団として、ガストアルバイターと呼ばれる外国人労働者が存在することは、わが国でもよく知られている。しかし、その大きな影に隠されて看過されてきたものの、戦後ドイツへの人口流入はガストアルバイターに尽くされるような単純な出来事では決してなかった。その意味で、まずもって確認しておく必要があるのは、人口流入面で見えたドイツの戦後史は、大きく3つの段階に分けられることである。また流入の中心になった集団についても、避難民・被追放民、ユーバージードラー、外国人労働者、庇護申請者・難民、アオスジードラーなどが区別され、各々が特定の段階に一種の主役の役割を演じる形になっている（近藤 (d) 78ff.）。それらの詳細についてここで立ち入ることはできないが、無論、3つのどの段階にも庇護申請者もいれば、アオスジードラーも見出されるように、そのことは、段階が替わると主役たちが完全に舞台から退場したことを意味するわけではない。膨大な犠牲者を生んだヒトラーの大ゲルマン帝国の野望が敗戦とともに潰え、第三帝国が崩壊すると前後して東部領土をはじめとしてドイツ人の追放が始まったが、ドイツに流入した被追放民に続いて様々な集団があるいは並行し、あるいは前後してドイツに到来した。被追放民の大波が沈静した1950年から1998年までに限っても、上記の集団のどれかに所属してドイツに流入した数は3000万人にも達したのである。

もちろん、これらの人々が全てドイツに定住したわけではないことは、誤解を避けるためにも断っておかねばならない。実際、外国人労働者の帰国や庇護権を認定されずに出国した庇護申請者、あるいは外国に移住するドイツ人などドイツから流出した人口も2000万人に上っている事実には十分な考慮が払われるべきであろう（Münz/Seifert/Ulrich 18）。それにとどまらない。最後に挙げたドイツ人の国外移住は、ドイツの移民問題について語る時、外国人に注意が奪われがちであるだけに慎重な姿勢が求められることを教えている（近藤 (f)）。これについても波動が見出せるが、国際的な人材獲得競争が強まっている近年では、高学歴層を含んだ国外移住は、頭脳流

出に対する懸念と相俟って、重大性を増してきている。18世紀から19世紀にかけてドイツが移民流出国だったことは拙著で説明したが（近藤 (a) 22ff）、近年のドイツは流入と流出の両面で文字通り本格的な移民国になりつつあるといえよう。

いずれにせよ、第二次世界大戦の終結以降、ドイツの地で展開された多彩で大規模な人の移動を振り返り、その重みを考えれば、戦後ドイツが他の先進国に類を見ない国際的な人口移動の大波に洗われている事実は銘記されるべきであろう。この点を踏まえつつ、以下では避難民と被追放民に照準を合わせることにしたい。戦後ドイツの移民問題を追跡するとき、時間軸でみて最初に登場するのがこの集団であり、規模の大きさと問題の重さから見て忽せにできないにもかかわらず、種々の事情でわが国ではあまり知られているとはいえないからである。

## 1. 第二次世界大戦末期の避難民

避難民と被追放民の二つの集団は一括りにして論じられることが多い。法的な面からみればそのように扱うのがたしかに簡便であろう。また両者が連続していることもその理由として挙げられよう。けれども、そうした方法では避難民までも追放の対象になったかのような誤解が生じやすい。その上、実は一括して処遇する政策には故意に両者を一体として扱うことによって受難の側面を大写しにする意図が働いていたのも否定できない（Frantziach/Ratza/Reichert）。そうした事情を勘案し、両者を区別した上で、以下ではまず避難民に焦点を絞ろう。

第二次世界大戦は外国人の強制労働という点だけでも大規模な人の移動を引き起こした。総力戦を貫くために膨大な兵士が必要とされる一方、戦時経済は軍需で膨張した。その結果、労働現場で生じた人手不足を埋めるためにドイツでは1944年8月時点で外国民間人と戦争捕虜を合わせて765万もの人々が就労していたのである（Herbert (b) 146f）。冷戦が終わった1990年代に強制労働に対する補償問題が重大化した背景には、そのスケールが大きかったことがある（近藤 (b) 178f）。しかし、この点に注意を奪われて見落とされがちだが、ヒトラーが支配したドイツでは、別の面でも戦争勃発直後から既にかかなりの規模の移住が生じていた。すなわち、1939年9月28日にドイツとソ連の間で締結された国境友好条約に基づき、ソ連国内やソ連の勢力圏に編入されたバルト諸国あるいはソ連占領下のポーランドなどの諸地域から1941年までに38万9千人のドイツ系住民が民族ドイツ人として「帝国への帰還」の名で占領したポーランドのゲルマン化のために移住させられたのである（Rautenberg (a) 21f）。これと並行してドイツはイタリアをはじめとして1943年までに14の国々

と協定を結び、それに基づいて合計で62万5千人、協定以外の方法も含めると総計で約100万人の民族ドイツ人を住民交換の形で回収した (Beer 40ff.)。その一方で、ドイツとソ連に分割されて国家を失い、再び異国の支配下に置かれたポーランド人が、ダンツィヒ周辺やヴァルテラントから追い出されて新設された総督府に強制移住させられた。民族浄化に当たるこの悲運に見舞われたポーランド人の数は120万人にも上ったが (Esch 195f.; Bade 285f.)、これにはやがて最終解決として絶滅政策の対象にされるユダヤ系市民は含まれていない。またポーランド人が排除されたのと並行して、ドイツ占領地域に居住していたウクライナ人やリトアニア人がソ連への移住を強いられた。もちろん、ソ連が占領したポーランド東部ばかりでなく、バルト諸国やその他の地域でも強制移住が広く行われたことを見落としてはならない。また、ドイツの場合、このような強制力による大規模な住民の入れ替えが、民族に価値序列を持ち込む人種主義的妄想に基づいていたのは指摘するまでもないであろう。

しかしながら、ドイツ人の間でより大規模な移住が見られるようになったのは、第三帝国の敗色が濃くなった第二次世界大戦の末期から敗戦直後にかけての時期である。というのは、この時期に避難民と被追放民が出現したからである。上述のように、時間的に連続する形で両者の集団が現れたことや、法的な面でのひとまとめにした処遇から、これら二つの集団は一括して扱われるケースが多い。また日常的な用法でも区別はなされず、「難民 (Flüchtlinge)」という語で「戦争の結果、故郷を去らなければならなかったすべての人々」が包括されているのが一般的といってよい。さらに1982年の連邦内務省の文書では、これらに加えて戦争障害者、政治難民、戦争捕虜などを包括するカテゴリーとして「被災者 (Geschädigte)」という用語も使われている (Der Bundesminister des Innern)。しかし呼称自体が示唆しているように、両者は発生 の 時期も経緯も異なっているし、出身地域にも重なり合わない部分が見られる (Benz (b) 10f.)。

避難民が出現したのは、スターリングラード攻防戦でのドイツ軍降伏を境に優勢に転じたソ連軍が初めてドイツ本土に到達し、東プロイセンに侵攻した1944年8月以降と考えてよい。これに伴い、同地域の住民たちは戦闘に巻き込まれるのを避けるために自発的もしくは軍の退去命令により、家財の多くを残したままより安全な場所に向けて、追い立てられるようにして避難を開始したのである。しかし頑強な抵抗にもかかわらず戦況は好転せず、ドイツ軍の敗走とともにソ連軍の本土への侵入範囲が広がるにつれて避難する民間人の数が膨れ上がっていったのは当然だった。また当初は一時的だと思われていた避難もやがて故郷の放棄の色彩を強めていくことになった。住民が慌ただしく住み慣れた地を引き払う様子は、その後の苦難の道のりと合わせ

て、東プロイセン出身で戦後西ドイツの論壇で活躍した M.G. デーンホフの回想記『もう誰も呼ばない名前』（邦訳『喪われた栄光』学習研究社、1963年）などに描かれている。なるほどソ連軍はラジオを通じて住民たちにこう呼びかけていた。「赤軍はドイツ市民をナチスから解放するために前進しているのだ。文化高き赤軍の兵士はあなた方に自由をとりもどし、あなた方を保護することをスターリン元帥は約束する。安心して冷静に赤軍を迎えて下さい」（邦 182）。とはいえ、この言葉を真に受けるドイツ市民はどこにもいなかった。A. ビーヴァーが指摘するように、「東方からのスラブ族来寇にたいする父祖伝来の恐怖心」が多くのドイツ市民の心の奥深くに根をおろしていたのに加え、「ドイツ人はすべての男性が奴隷としてソ連に連行されるのではないかとおそれていた」のである（ビーヴァー (a) 38,541）。

こうした混乱の渦中で、1944年10月に東プロイセンの小村ネマースドルフをドイツ軍が奪回した際に明るみに出た事件は民間人の間にパニックを引き起こすことになった。そこでは子供、老人、女性など多数の住民がソ連軍によって虐殺され、死体となって発見されたのである（Grube/Richter 148f.; Mühlfenzl 130f.）。この種の事件はネマースドルフに限られず、赤軍が通過した村のいくつかでは生者より死者のほうが多かったと指摘されるように、同種の惨劇は各地で起こった。T. ジャットによると、アメリカ外交官として当時モスクワに駐在していたジョージ・ケナンはその光景について回想記にこう記している。「ソヴィエト軍の進入によってこの地方を見舞った災厄は、近代ヨーロッパのいかなる経験をも絶している。現存するすべての証拠で判断する限り、ソヴィエト軍が通過した後、地元住民が男も女も子供も一人として生き残っていない地域がかなりあったのだ。・・・ロシア軍がこの地の住民を掃討したやり方は、かつてのアジア遊牧民以来その類例を見ないものだった」（ジャット 27）。この一文からはケナンの驚愕ぶりが伝わってくるが、ネマースドルフが惨事のシンボルになったのは、ソ連軍のドイツ本土侵攻初期に発生したからであり、恐怖心を煽り、抗戦意思を高揚させるために宣伝大臣ゲッベルスによって徹底的に利用された。宣伝省はカメラマンを前線に派遣して残虐の跡を記録させ、ニュース映画に仕立てて映画館で上映したのである（ビーヴァー (a) 72; ムーアハウス 475）。もっとも、ドイツの一般市民は政権からの報道を鵜呑みにしたわけではない。とりわけ、大戦後半になって、軍の報道がますます都合のいいことだけを伝えるようになると、ドイツのメディアに対する信頼が掘り崩され、政府の発表は信用を失うようになったからである（ポイカート 71; デーンホフ 24）。けれども、当初は相変わらずの誇大宣伝とみて半信半疑だったドイツの一般市民も、避難民がもたらす情報や各地の様子についての噂が広がるにつれてドイツ人に向けられたソ連軍の憎しみを悟らざるをえなかった。



「怒りこそ兵士たちの力の源泉だった。ドイツ人がすべての悪の根源だった。親友の死から、焼け落ちた街、故郷の子供を苦しめる飢餓、砲弾の雨がまた降るのかという恐れまで、全てがドイツのせいだった」(メリデール 343)。C.メリデールのこの文章は、スターリンによる反ドイツ宣伝の効果を考慮に入れても、ソ連で暴虐の限りを尽くしたドイツ軍の行為とそれに対するソ連民衆の憎悪と怨恨を考えれば、決して誇張とは思われない。

たしかに「ドイツ人に対する憎悪をかきたてるよう、そして復讐の感情を燃え上がらせるよう」にプロパガンダが行われ、ドイツ軍の残虐行為が大々的に宣伝されたのは事実である。また、「ドイツ人を殺せーこれが君の母親の祈りだ。ドイツ人を殺せーこれが君のロシアの大地の叫びだ。ためらうな。やめるな。殺せ」、「殺せ、消してしまえ。ドイツ人について穢れのないものなどまったくない。いま生きているドイツ人についても、これから生まれてくるドイツ人についても」と叫んだ、わが国でも親しまれた作家エレンブルクやシーモノフたちによる過激なまでの煽動も繰り返された(ビーヴァー (a) 269; ゾンマー 52; メリデール 211, 344)。それらがなにがしかの影響を及ぼしたことは否定できないにせよ、留学生として戦争中のドイツにとどまった邦正美がソ連軍将校の狼藉に苦言を呈した際の返答には宣伝の域を超えた迫真性がある。「それで何が悪い? ドイツ兵はソ連に侵入して何をしたというのだ? 民家を焼き、略奪をし、女を強姦したではないか?」(邦 305)。ここに吐露された復讐心に加え、自分たちより豊かで快適なドイツ人の暮らしぶりを目の当たりにしたときの驚愕の反作用という面も無視できない。「どうしてこんなに多くを有する国民が僅かしか持たない国民の乏しい財を破壊できるのか」(Bessel 155)。実際、ドイツ本土に到達した兵士たちが自国より遙かに高いドイツ人の生活水準に接した驚きは大きく、それだけ怒りも強烈にならざるをえなかった。「ロシアの兵士たちの復讐への願望は、自分たちの名誉と男らしさを取り戻し、ドイツの豊かさと自己満足によって先鋭化した劣等感を打ち消す願望に駆られていた」というネイマークの言葉は(Naimark 115)、怨念を強め、蛮行に兵士たちを駆り立てた動機を正確に言い当てているであろう。ドイツに向けて「国境を越えたとき、ロシア人はドイツの樹木まで忌まわしいものと見たが、ベルリンでも建物まで忌まわしいと感じた」(ビーヴァー (a) 510,78) のは、いわば心理的必然だったのである。

いずれにせよ、ドイツ側では、ネマースドルフの事件は、ヒトラーが宣伝した「下等人間」であるロシア人の野蛮さの証明とされただけでなく、独ソ戦開始以降ドイツ国防軍とSS特殊部隊がソ連国内で繰り返した人種主義的偏見に基づく数知れない蛮行に対する報復と見做された。他方、ソ連側では、ナチと一般のドイツ人とを区別す

るという公式に掲げていた立場に反して、実際にはソ連指導部は住み慣れた土地からドイツ人を追い払う政治的計算もあって報復行為を黙認し、ドイツ軍将兵に対してばかりでなく、民間人を含むドイツ人そのものに対する憎悪を煽っていたのである (Zayas (a) 61ff.)。その結果が、占領したドイツ各地でソ連軍兵士が大規模に繰り広げた野放図な略奪や暴行にほかならない。とりわけ激しい攻防戦の末に陥落した首都ベルリンで吹き荒れた蛮行は凄まじかった。なかでも深刻だったのは、高齢者から少女までを含む女性に対するレイプが無数に起こったことである。繰り返されたレイプ被害のショックによる自殺や無理な墮胎で命を落とした人が少なくなかった上、深い恥辱感、結婚の破綻、肉体関係に対する恐怖などその影響は生涯にわたって長く尾を引いた。凄絶を極めた狼藉の様子は、著者不詳ながら反響が大きく、2008年にM. フェルバーボェック監督によって映画化された『匿名-ベルリンのある女』(邦訳『ベルリン終戦日記』白水社 2008年)をはじめとする数々の記録に克明に描かれているほか (ザンダー/ヨール; アンドレーアス=フリードリヒ; レオンハルト 279f.; 新関 164f.)、様々な回想録を踏まえた研究でも言及されており (Mühlhauser; メリデー 364ff.; 永井 16f.)、ソ連兵の「フラウ、コム」という呼びかけの声とともに今日では周知の事実になっているとあってよい。実際、『ベルリン陥落 1945』(白水社 2004年)などの優れた戦記で知られ、『ベルリン終戦日記』にも序文を寄せているA. ビーヴァーによると、一般的には200万人のドイツ人女性がレイプ被害者になったと推定され、ベルリンでの被害者数は9万5千人から13万人に達したとみられるという。また、R. ムーアハウスはこの数字を引きつつも、「本当の数字はそれより遙かに高いのは疑いない」と述べ、ソ連のある従軍記者がソ連軍を「強姦者の軍隊」だったと回想していることを伝えている (ビーヴァー (b) 15; ムーアハウス 494)。

無論、レイプなどの蛮行はソ連軍に限られていたのではなく、アメリカ軍やイギリス軍でも発生した。なかでもドイツ側の衝撃になったのは、シュヴァルツヴァルトの小都市フロイデンシュタットが1945年4月半ばにフランス軍に占領された際に公称で500人とされる女性が兵士によって暴行された事件だった。というのは、フランス軍には北アフリカ出身の植民地兵士が含まれており、悪夢として語り継がれてきた第一次大戦敗北後のラインラント進駐の際に生じた出来事を想起させたからである。もっとも、ソ連軍の場合とは発生件数でも格段に違うので、これらを同列に並べるのは適切ではない。ベッセルが確認しているように、「アングロ・サクソンの軍隊によって占領された地域で民間人に対する無数の暴力があったとしても、イギリス軍とアメリカ軍の振舞いはソ連軍のドイツ侵入に伴って起こった大量レイプと抑制なき破壊には類似していない」点を看過できないのである (Bessel 161)。また、現

在では広く知られているものの、こうした忌むべき出来事は大部分の被害者の記憶の中に封印され、長く明るみに出されなかったことも付け加えておかねばならない。その意味ではそれは東西を問わず戦後ドイツのタブー・テーマになってきたといつてよい。1950年代後半にベルリンを訪れた独文学者の竹山の慧眼はそれを見逃さなかった。当時の「西ベルリンで、共産主義ないしロシア人に対する憎悪敵意が燃え上がっている」ことを伝える一方で、彼は二つのタブーの存在を確認している。一つはホロコーストを話題にすること、もう一つは、「婦人に向かって終戦の時の消息をきくこと」である（竹山 78）。

ともあれ、以上で述べた事情から、ソ連軍の侵攻がドイツ東部地域の住民たちを恐怖に陥れたのは当然だった。それでも拠点の死守を命じられていた軍は住民に対して立ち退き禁止令を出して直ぐには避難することを許さず、それどころか高齢や年少の男性までもが急遽防衛に駆り出された（デーノンホフ 16f., 50; ドイツェクロン 268）。そのために避難の時機を失って混乱が拡大し、多大の犠牲を招く結果にもなった。しかし一旦軍や官憲から避難の許可や命令が出ると、ソ連軍が接近した地域からは続々と故郷を退去する民間人があらわれた。持ち出せるだけの家財を積んだ荷車や僅かな貴重品を詰めたリュックサックを背負った人々の西に向かう長蛇の列が出現し（クロコウ 60ff.; 川口 115ff.; 永岑 418ff.）、混乱を極めたこの行列に時には敗走する軍隊までもが合流したのである。

もちろん、これらの人々がすべて安全な場所に到達できた訳ではない。安全と思われた場所にも間もなくソ連軍が迫り、再び逃避しなければならなかったし、途中で食糧の欠乏や酷寒のために斃れた人も少なくなかった。その上、進撃スピードの速いソ連軍に追いつかれて拉致されたり、殺害されたりした人々も存在したのである。その一方で、ヒトラーによってベルリン陥落直前に後継者に指名されることになるデーニッツ元帥の指揮下にドイツ海軍は、ソ連軍に追い詰められた避難民をダンツイヒヤゴーテンハーフェンからキール周辺の安全地帯へ海上輸送する作戦をはしけやタグボートなど多数の小型船舶をも動員して展開した（Schön 11f.）。それによって救出された市民は200万人から300万人にも上ったとされ、この「ハンニバル作戦」で海軍が発揮した「並はずれた粘り強さと勇氣」には今日まで高い評価が与えられている（ビーヴァー (a) 202）。けれども、その過程で、救出に当たっていた歓喜力行団所属の客船ヴィルヘルム・グストロフ号がバルト海でソ連潜水艦によって撃沈され、乗船していた9000人近くの避難民や傷病兵たちが外気温マイナス18度という厳寒のなかで凍りつきそうな海に投げ出されて死亡する悲劇をはじめ、同じく6666人といわれる犠牲者を出したゴヤ号の沈没やシュトイベン号のそれのように海難史上最大級

の惨事が続発したのである (Aust/Burgdorff 37ff.; Thorwald 159ff.; ドブスン / ミラー 124ff.)。1912年に処女航海で氷山に衝突して沈没した豪華客船タイタニック号の遭難は遍く知られているが、死亡したのは1500人余りだったから、バルト海での相次ぐ悲劇の規模の大きさが推し量れよう。なかでもグストロフ号の惨劇は、ノーベル賞作家でダンツィヒ生まれのギュンター・グラスが2002年の作品『蟹の横歩き』(集英社2003年)で主題に取り上げ、2007年にはJ. フィルスマイヤー監督により『グストロフ号』という船名そのままのタイトルで映画化されたことによって広く知られるようになっていく。こうした出来事に見られるように、海路もまた安全にはほど遠かったが、それ以上に迫りくるソ連軍の脅威に晒されつつ、わずかな家財を積んだ荷車を引き、子供や老人を伴って行列を作り、一団となって西に向かう逃避行は危険に満ちていた。しかもその危険は、真冬を迎えて凍りつき爆撃で氷が裂けた干潟や広大な雪原を大抵は徒歩で越えなければならなかったために倍加されていた (Grube/Richter 155ff.)。避難の過程で数知れない犠牲者が出たのは不可避だったのである。

さらに東から進撃を続けるソ連軍を牽制する狙いから、1945年2月13日から翌日にかけて米英空軍は古都ドレスデンに徹底した空爆を実施し、エルベの真珠と称えられた壮麗な同市は一夜にして死臭の漂う焦土と化した。3万5千人とも6万人ともいわれる犠牲者の中に多くの避難民が含まれていた (Böddeker 199; Gretzschel 97)。同様に、ヒトラーの自殺を挟んで攻防が繰り返された第三帝国の首都ベルリンでは、安全を求めて流れ込んでいた避難民たちが建物の一つ一つを争う激しい市街戦に巻き込まれた上、攻める側の先陣争いと守る側の徹底した抗戦のために膨大な犠牲者の山が築かれた。東ドイツ建国の中核となるウルブリヒト・グループの一員としてモスクワから陥落直後のベルリンに入ったレオンハルトが、惨状を想起して、「まさに地獄絵巻だった。燃え残り、廃墟、ちぎれたボロを着て飢えにさまよう人の群れ。どうしてよいかわからぬように、途方に暮れたドイツの兵隊。・・・一杯の水をもらうため、ポンプの前に辛抱強く立ち尽くす人間の列。誰もが見るも恐ろしいまでに疲れ、飢え、消沈し、ぼろぼろだった」(レオンハルト 281)と記したのは、決して誇張ではなかったであろう。鋭い観察眼で第三帝国を終末まで見届けたシャイラーも、敗戦直後の変わり果てた様子についてこう伝えている。「支配人種としての自らの使命をあれほどやみくもに信じていた侵略的な国民」が「いまでは廃墟をほじくりまわし、打ちひしがれ、放心し、寒さと飢えに震え、意志も目的も方向も持たない人間となり、ただ明日一日命をつなぐために食べ物をあさり、雨露をしのぐ場所を探す、動物のような姿になり果てている」(シャイラー 134)。第三帝国が瓦解する頃にはその国土と国民はこのように惨憺たる光景を呈するまでになったが、こうした実情に加え、戦争



末期に「生き残ってくださいよ」という言葉が挨拶代わりに交わされた事実が示すように、たとえ安全と思われる地域に逃れても、民間人をも無差別に標的にする戦争そのものの恐怖から何人も免れることはできなかった（ドイッチェクロン 287f.; 邦 183ff.）。その意味で、ナチス・ドイツが無条件降伏するまでの間、避難民たちはどこに逃れたとしても塗炭の苦しみを嘗めねばならなかったのである。

けれども、注意を要するのは、敗戦によってようやく戦火が止んでも、彼らの苦難と悲嘆には終止符が打たれなかった事実である。「戦争の最後の数週間と占領支配の最初の日々は、じきに以前の生活の『正常性』に戻れるという考えを馬鹿げたものに思わせた。・・・戦後の諸条件の下での生き残りのための闘争が始まった」（Rürup 131）からである。交通機関の壊滅や食糧事情の悪化などに加え、故郷が昨日までの敵国によって軍事占領されていたため、帰郷という選択肢は避難民たちに現実にはほとんど残されていなかった。しかも他面では、危険を冒してようやく辿り着いた土地も、戦火のために道路、電力、衛生などの生活インフラが破壊され、その日の生存を維持することさえ容易ではなかった。その上、見知らぬ地には生活基盤がないのに加え、辛うじて持ち出した家財も多くは逃避行の途中で失っていたので、避難民の大半は文字通り無一物で困窮の日々を過ごさなければならなかった。そうした窮状は、北西ドイツを占領統治したイギリス軍政府の元高官が敗戦直後のケルンを回想した次の一文から窺うことができる。「市内の交通機関は存在しなかった。電気やガスの供給もなく、ライン川は破壊された鉄橋やその他のゴミで完全に航行不能となっていた。下水は地表を流れ、何千というドイツ人が飢餓の状態にあった。数十万人の避難民が道を行き交い、ある一団は西へ、他の一団は東へと進んでいった時代である」（ゾンマー 341）。この文章が一例となるように、避難民たちが茫然自失の状態に陥っていた様子は、敗戦前後の光景を活写した数々の記録に克明に書き残されている。けれども、彼らにはいつまでも悲嘆にくれていることは許されなかった。土着の人々にも増して深刻な食糧難や住宅難を切り抜けなくてはなかったからである。この難題に向き合ったのは主に女性だった。フレーフェルトがいうように、敗戦によって「男たちの戦争は終わったが、主婦と母親のパンと石炭を求める小さな戦争に終わりはなく、食料の余裕がなくなればなくなるほど、この闘いはより苛酷で絶望的なものになった」のである（フレーフェルト 240）。こうして土着の人々の傍らで避難民たちも新たな土地で苦闘を始めることになったが、それと同じ頃、もう一つの悲劇が生起しつつあったことにも視線を向けなければならない。追放がそれである。

## 2. 第三帝国崩壊後の被追放民

追放について考える時、その対象となった被追放民が嘗めた筆舌に尽くしがたい苦難に目を奪われて忘れられがちなのが二つある。その一つは、「移住を望まない住民の暴力的な追放はナチスが始めたものだったが、いまやそれがドイツ人に戻ってきた」(ヴィンクラー 115) という基本的事実である。既述のように、例えばナチスは戦争初期に占領したポーランドで大量の住民の強制移住を実行したが、それがブーメランのように我が身に降りかかることになったのである。

もう一つは、追放が主として東から西に向けての移動だったのに対し、戦争末期から戦後初期にかけて西から東に向かう移動が存在したことである。ソ連軍の占領地域が拡大するにつれ、労働による賠償という名目でドイツ軍捕虜のほかに民間人がソ連に連行され、強制労働に従事したが、多大の犠牲を伴ったこの出来事には従来ほとんど注意が払われてこなかったのである (Hendel 76; 近藤 (e) 105f.)

それはさておき、戦後処理の一環としてドイツ人追放の構想を最初に提起したのは、ナチス・ドイツによって解体されたチェコスロヴァキアを脱出してロンドンに亡命政権を樹立した大統領のベネシュであった。彼は早くも1941年9月にイギリスの雑誌で追放を主張している。そして彼の粘り強い説得工作の結果、その基本線は連合国指導者によって受け入れられるところとなった。これに基づき、ドイツ降伏直前から既に一般市民の自然発生的な報復の対象になっていたズデーテン・ドイツ人の上には大量追放の嵐が吹き荒れた。故郷から放逐された者の数は、モラヴィア地方からも含めて総計で約300万人、追放の過程での死者は30万人にも上ったといわれる (Habel 93ff.)。けれどもチェコスロヴァキアをも上回る規模で追放が遂行されたのは、再建されたポーランドにおいてであった。

1945年2月にクリミア半島の保養地ヤルタで開催された米英ソの首脳会談における合意に基づき、従来のドイツ東部地域は軍事的に制圧したソ連の占領下におかれたが、ドイツが降伏する直前の1945年4月にソ連は活動を始めていたポーランド臨時政府に施政権を委譲した。無論、その臨時政府はポーランド消滅に伴ってロンドンに逃れた亡命政府ではなかった。亡命政府は、ナチス・ドイツとの密約に基づき第二次世界大戦勃発に合わせてポーランドを分割支配したばかりか、カチンの森事件を引き起こし、1944年8月のポーランド国内軍によるワルシャワ蜂起を見殺しにしたソ連と対立を深めていた。他方、ソ連軍の侵攻に伴い、モスクワの後押しを受けた共産主義者の組織がルブリンで活動を開始していたが、そうした背景のもとに施政権を行使するようになったのは、このいわゆるルブリン委員会を母体とする、ソ連に忠実な政

府だった（伊東 183f.）。その一方で、独ソ両国に侵略されて消滅したポーランドの再建に絡み、ヤルタ会談での合意を踏まえてソ連はかつてのいわゆるカーゾン・ラインを事実上復活させ、独ソ戦開始後にソ連も同意した大西洋憲章が謳う領土不変更の原則に反して、ソ連の領土を西に拡張した。この国境線の変更によりポーランド領土は縮小せざるをえなかったが、その代償としてソ連がポーランドに提供したのが、オーダー川とラウジッツ＝ナイセ川より東に広がるドイツの領土であった。

かつてのカーゾン・ラインまでのソ連の領土拡張がヤルタ会談の場で合意されていたのとは異なり、ポーランドの西側国境問題が絡むこの地域はヤルタでは帰属が決定されず、ラウジッツ＝ナイセ川を境界線とすることを曖昧にしたまま、平和条約で最終確定するまでという条件で暫定的にポーランド臨時政府に管理が委ねられた。そのため、この問題は1945年7月のポツダム会談でも再度協議されたが、ラウジッツ＝ナイセ川を暫定的な境界線としたうえで、最終決着は先送りされ、明確な結論には至らなかった。しかし、協議が難航していても、当然ながらその土地にはなお故郷の立ち退きを拒否した多数のドイツ人住民が残留していた。戦火が止むと、彼らの一部は強制収容所に入れられたほか、ソ連に送られて強制労働させられたり、中央労働収容所を通してポーランド各地で労働を強いられた者もあり、死亡率は高かったといわれる。またそれ以外にもドイツ人には白い腕輪などの目印をつけることが義務づけられ、ポーランド市民による野放図な暴行の対象にされた（Grube/Richter 176ff.）。その背景には戦時期に第三帝国の名において繰り返された残虐行為に対する復讐心があったのは指摘するまでもない。

こうした措置と並行して、再生ポーランドの領土としての既成事実を作ることによって上記の地域を組み込む狙いから、ドイツ人を一掃し、代わりにポーランド市民を定住させる動きが現れた。同様にドイツ人が長らく暮らし、歴史的にドイツの都市であるダンツィヒや、結果的にソ連とポーランドに分割・併合された東プロイセンなどでも残っているドイツ人住民の強制的排除が推進された。ヤルタでの協議の際、強制排除に対するチャーチルの疑義に対してスターリンは、すでに逃亡したのでこの地域にはドイツ人はもういなくなったと嘯いたが、無論、それは強権行使を糊塗する詭弁でしかなかった。もっとも、チャーチルの懸念も強制排除によって自国の占領地区の負担が大きくなることに重点があり、基本的にはアメリカ大統領ローズベルトとともにこれに同意を与えたのであった。

民族浄化と表現してよいこの排除のプロセスでは、初期には統制が欠けていたためにポーランド人民兵によるドイツ民間人に対する虐待が頻発した。その結果、暴行はもとより、病気や疲労、飢餓などのためにオーダー川以西への強制移送の途上で命を



落としたドイツ市民が少なくなかった。こうした事態を黙視しえなくなったためにポツダム会談ではこの問題が話し合われ、領土の帰属が明確化されないまま、ドイツ民間人の移送を秩序正しく人道的に実施すべきことが決定されたほどである。これを受けて虐待には一部に改善が見られたものの、同時にドイツ人追放が認知されたことからその規模が拡大し、再生ポーランドにはほとんどドイツ人が見当たらないといわれるところまで追放が続けられた。こうして残留していたドイツ人の多くが1949年までに財産の大部分を残したまま故郷から放逐され、ソ連に編入されたポーランド東部のポーランド人218万人が住民交換の形でドイツ人が立ち退いたあとに入植したのである（伊東 179）。

この過程でドイツの一般市民が体験した苦難については多くの証言があるが（Mühlfenzl 140ff）、同じような追放の悲劇は、上述したチェコスロヴァキアばかりでなく、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィアなどでも見られた。そのなかでも追放の規模が大きく、陰惨な事件が付随したのはチェコスロヴァキアの場合だった。ズデーテン地方の割譲が国家の消滅に直結する形になったこの国では、ナチスの先兵となり、暴虐な支配に協力したズデーテン・ドイツ人は文字通り国家の裏切り者であり、反逆者と見做された。彼らに激しい憎悪が向けられ、追放の過程が凄惨にならざるをえなかったのはそのためである。なかでもウスティ・ナド・ラヴェム（ドイツ名アウシヒ）で移送途上の数千人のズデーテン・ドイツ人が惨殺された事件は、多くの犠牲者を出した「ブルノ（ドイツ名ブリュン）の死の行進」と並んでドイツ側では長く語り継がれ、ドイツ・チェコスロヴァキア関係の修復を阻む刺の一つになってきた（Böddeker 298f）。事件の原因や被害の規模など真相はいまだに明らかになっていないものの、その種の事件の多発は一般市民が抱く怨念にも似た心情と切り離すことができないのは確かであろう。無論、農地を含めてズデーテン・ドイツ人が残した財産が政府によって無償で接収されたことも看過できない。というのも、その価値は国富の4分の1に達するほど巨額だったからである。ズデーテン・ドイツ人追放の詳細は省略せざるをえないが、共産党独裁を瓦解させたビロード革命で大統領に就任した作家のハベルが追放に関しチェコスロヴァキア側にも非があったのを認めたのは、市場経済化に対する統一ドイツの援助の期待からばかりでなく、歴史的和解のためには追放に財産没収のような明らかに不当な面があった事実を率直に認めなければならないという判断によると思われる（Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 26.1995）。因みに、ハベルは「プラハの春」が弾圧された後の反体制派知識人グループ「憲章77」のメンバーであり、1989年に西ドイツの書籍出版業組合から平和賞を授与された際にヴァイツゼッカー宛に認めた手紙にこう書いた。「私自身は－友人の

多くも同様ですが一戦後のドイツ人の追放は間違っていたと判断します。この追放は極めて不道徳な行為だったと私は考え続けてきました。これはドイツ人だけではなく、恐らくはそれ以上にチェコ人自身を大きく損なってきました。」この手紙をヴァイツェッカーは、「われわれドイツ人に対する和解のシグナル」と評している（ヴァイツェッカー 274）。

それでは避難と追放によってどれだけのドイツ人が移住を余儀なくされ、またその過程でどれほどの犠牲が生じたのであろうか。

これを見る場合、2つの点に注意する必要がある。一つは用語である。西ドイツでは1950年代にこれらの人々を援助する法令が整備されたが、既に冷戦の時代を迎えていたため、ソ連・東欧圏の体制の邪悪さを強調する反共主義的な意図を込めて、避難民と被追放民を一括して被追放民と呼ぶようになったことである。上述のように、この用法を踏襲して両者を区別しない文献が少なくないが、前者が戦争末期に前線が接近してくるなかで避難のために自己の判断に基づいて、もしくは軍や官憲の命令によってやむなく故郷を去ったのに対し、後者が戦争終結後に避難の必要が消滅した段階で故郷からの退去を強制されたという相違は軽視すべきではない。なぜなら、例えば約950万人を数えた東部領土のドイツ人住民のうち半数は敗戦までに避難したと見られるが、これらの人々をも被追放民と呼ぶと追放の規模が大寫しされる結果になるからである。無論、避難民たちも故郷に帰ることは事実上不可能になり、残してきた財産なども失った点では被追放民と同じ境遇に置かれたことが軽視されてはならないのはいうまでもない。

もう一つの点は、避難民にせよ被追放民にせよ、敗戦前後の混乱の中の出来事であるため、正確な数の把握が困難なことである。戦争開始の時点については、それまでの国勢調査から住民の数を知ることができる。けれども、戦争が始まってからは、戦時下で軍務に就いたり、他の地域に移動した人々の数をはじめ、西部地域の空襲を避けて疎開してきていた人々などが多数存在するため、戦時期の人口の変動はもはや明らかにならない。その意味で、各種の文献に挙げられているのはいずれも推定値であることを銘記しておく必要がある。とはいえ、それらがおおよそその変化を掴むうえで十分に役立つのは間違いないであろう。

これら2点に留意しつつ、A.-M. ド・ゼーアスが整理している表1から表4までの数字を眺めよう（Zayas (b) 216）。

それによれば、1939年にドイツ東部領土にはシュレージエン地方458万人、東プロイセン地方247万人など合わせて957万5千人のドイツ人住民が生活していた。そしてドイツ以外の国々ではズデーテン・ドイツ人を抱えるチェコスロヴァキアに348

表1 避難と追放以前の人口

(単位：1,000人)	
1939年のドイツ東部領土	9,575
東プロイセン	2,473
東ポンマーン	1,884
東ブランデンブルク	642
シュレージェン	4,577
チェコスロヴァキア	3,477
バルト諸国・メーメル	250
ダンツィヒ	380
ポーランド	1,371
ハンガリー	623
ユーゴスラヴィア	537
ルーマニア	786
小計	16,999
+1939年-1945年の出生超過	659
総計	17,658
-戦争による喪失	1,100
敗戦時のドイツ人口	16,558

表2 避難民と被追放民 (1945 — 1950年)

(単位：1,000人)	
ドイツ東部領土から	6,944
チェコスロヴァキアから	2,921
その他の国から	1,865
総計	11,730

表3 故郷に留まった者

(単位：1,000人)	
ドイツ東部領土	1,101
チェコスロヴァキア	250
その他の国	1,294
小計	2,645
+生きて捕えられた者の推定数	72
総計	2,717

表4 避難と追放での死者・行方不明者

(単位：1,000人)	
ドイツ東部領土から	1,225
チェコスロヴァキアから	267
その他の国から	619
総計	2,111

出所：Zayas, Alfred-Maurice de, Anmerkungen zur Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, 3. Aufl., Stuttgart 1993, S.216より作成。

万人、ポーランド137万人、ルーマニア79万人、ハンガリー62万人など総計742万4千人のドイツ系住民が暮らしていた。これらを合計したうえで、1939年から45年までの出生数の超過分を加えると、敗戦の頃には1765万8千人になる。そのうちドイツ東部領土の110万人をはじめとして故郷に残留したのは264万5千人であった。また軍人や軍属として戦闘で死亡したり行方不明になったりした者は110万人程度と推定される。そして残りの大部分を占める1173万人が避難民もしくは被追放民として1950年までに故郷を追われ、東西ドイツに分断される地域に流入したのである。その結果、1950年9月に実施された国勢調査によれば、西ドイツに居住する彼らの数は797万7千人に達し、総人口の16.1%を占めることになった。また出身地域の内訳では、東部領土56.9%、チェコスロヴァキア24.0%、ポーランド8.2%、南東欧8.0%などとなっている(Reichling 30f.)。戦争でのドイツの犠牲者数については諸説があり、ゲアテマカーは兵士400万人、民間人380万人の合計780万人とする一方、木村は軍人約500万人、民間人は50万人と推定されるとしているが(Görtemaker 12; 木村 334)、軍事史家として定評のあるR-D. ミュラーたちの精緻な研究によれば、戦闘

のほか空爆などによって戦争全体を通じドイツでは518万の兵士と117万の民間人を合わせて635万人もの人命が喪われた(Müller)。どの数字を信頼すべきかについては、犠牲者の定義と範囲の問題とも絡むので即断は難しいが、いずれにせよ、このように膨大な犠牲を払ったにもかかわらず、ヴァイマル共和国期の4分の3に縮小した領域で人口密度は急上昇し、1平方キロメートル当たりの人口は1939年の167.5人から1946年の184.6人に増大した。また西ドイツ地域に限ると、その人口は戦争直前の1939年5月の3934万人から1950年9月に4670万人へと21%も膨張したのである。こうした大きな変動の主因が避難民と被追放民の流入にあるのは、もはや多言を要しないであろう。

因みに、以上の被追放民たちを出身国ないし地域で区別すると次のようになる。最大グループはオーダー＝ナイセ線以東のドイツの旧東部領土の出身者であり、700万人近くに達する。これに次ぐのは300万人弱のチェコスロヴァキア出身者である。これには140万人を数えた戦前のポーランドの領域の出身者が続き、さらに戦間期に国際連盟の管理下にあった自由都市ダンツィヒの住民だった30万人、ユーゴスラヴィアからの30万人弱のグループ、ハンガリーからの20万人、ルーマニア出身の13万人などがその下に並ぶのである(Bade/Oltmer 53)。

これらの数字を一瞥すれば、東部領土を喪失して狭小になったドイツの地に流れ込んだ人口がいかに膨大であり、かつまた多様だったかは改めて説明を要しないであろう。そして戦火で国土が荒廃していたことを考えるなら、この人々が最低限度の衣食住の確保という面だけでも重大な負担になるなど戦後復興の中心問題の一つとなったのはすぐに了解できよう。その一端は、1949年に連邦政府が正式に発足した際、負担調整を主軸にして被追放民を中心とする戦争被災者を支援する目的で、他国に例のない連邦被追放民省が設置されたことや、同年に切迫した困窮に応急措置をする緊急援助法が制定された事実から看取することができる。同様に、ソ連の占領統治下にあった東ドイツ地域では20%を上回って西ドイツ以上に人口比率が大きかった被追放民たちの受け入れは深刻な問題を惹起した。追放の意味合いを抹消するために移住民を意味するウムジードラーと総称された彼らは、主に農村部に定着して「新農民」になったが、割り当てられた未知の地で大土地所有を解体する土地改革の渦中に直ちに投げ込まれた。統合手段としての側面に着眼した場合にも、土地改革は西ドイツには見られない「社会革命的政策」として捉えることができるが(Ther 90)、実際にはそれを通じて彼らに提供されたのが条件の悪い土地だったのに加え、旧住民たちの農民組織から閉め出され、家畜、農機具の分配でも不利に扱われたために、軋轢を引き起こすことになったのである(足立 123ff)。もっとも、ベルリンの壁が作ら

れる以前の1950年から1960年の間に東ドイツから西ドイツに逃亡した360万人のユバージードラーのうち、4分の1をウムジードラーが占めたとされるので(Krauß 104)、逃亡によって統合問題の重圧が軽減されたことも見逃せない。

東西ドイツでは国土が戦場になったことに加え、日本と違って直接占領が行われたため、行政機構は機能不全に陥ったが、そうした状態で戦前を大きく上回る人口を抱えねばならなかったことに着目するなら、敗戦後にドイツが直面した困難の深刻さが容易に押し量れよう。なぜなら、戦争末期になると征服地からの資源や食糧の略奪が不可能になり、国内の食糧生産も急減したのに加え、都市部では空爆のために多数の住宅が失われたからである。生き残った人々の生活が敗戦のころから急速に悪化したのはそのためだった(Plato/Leh 35ff)。そればかりではない。戦争が終わると、「ほとんどあらゆるものが移動途上にあった」(Scherpe 12)と評されたように、ドイツの地は巨大な人口移動の波に包まれた。爆撃を避けて農村部に疎開していた人々や学童疎開の枠組みで家族と離別していた子供たちの帰還、捕虜として収容所に囚われていた兵士の復員、多国籍の膨大な外国人労働者と戦争捕虜の帰国、強制収容所から解放された囚人の彷徨などがそれである(Uhl 63ff)。これらの錯綜した動きによって敗戦後の困難が加重されていたことを考慮すれば、「ドイツの戦後史にとってこの人口動態上の変化はいくら重視してもしすぎることはない」(クレスマン 49)というCh. クレスマンの言葉が決して誇張ではないことは自明であろう。プラトーたちが敗戦に伴う多面的な人の移動を描きつつ、総括的に当時のドイツ人を「途上の民族」と呼び、同じくJ. ヴェーバーが「民族移動」と表現しているのは、そうした状態を指してのことである(Plato/Leh 11ff; Weber 197)。

これらのなかでも、避難と追放に関しては、その過程で211万人もの人命が失われたと推定されることに加え、無一物に近い状態で故郷を退去せざるをえなかった辛さ、虐待、疲労、飢餓による恐怖と絶望などが想像を絶していたことは、退去のプロセスそのものがいかに凄惨だったかを物語っている。別言すれば、避難と追放の苛酷さが第三帝国の犯した罪悪に対する反動だったとしても、その苦難を直接に体験した人々の心のうちに深く刻み込まれ、怨恨に近い心情を作り出したのは無理からぬところであったといえよう。たしかにクロコウが記しているとおおり、「不幸な目にあったのはドイツ人ばかりではなかったし、またドイツ人が最初でもなかった。むしろドイツ人がみずからの手で不幸を招いたのだ。彼らが『下等人間』と呼んだ人々を不幸に陥れたことが、あらゆる不幸の始まりだった」(クロコウ 312)というのが歴史の真実だった。このことは、ゾンマーによって次の自戒として表現されている。「1945年、ドイツ人は恐ろしい光景を見た。しかしドイツ人によって犠牲を強いられた人た



ちは、1945年以前に計り知れない悲惨さを経験していた。私たちが起こした残虐は、私たち自身が苦悩を経験する前に行われていたことをドイツ人は忘れてはならない（ゾンマー 10）。この点は他の識者も力説するところであり、例えばアオツェは「東ヨーロッパにおけるドイツ人の犯罪と避難民・被追放民の運命との罪悪の連関」、「ドイツ人占領者の悪行と避難・追放との否認不可能な因果関係」と定式化している（Autze 15）。

けれども、悲惨な体験が身体化して被害者感覚が凝固した人々の間では、加害者と目される人々自身の不幸にまで視野を広げた冷静な反省が根付くのは困難だった。しかも、この困難はドイツ人全般に当てはまる次の事情によって加重されていた。それは、「自分たちが抱えた戦後の困難－食糧不足や住宅不足など－のほうに心を奪われていて、ヨーロッパ中の占領地域で自分たちの犠牲となった人々の苦しみには思い至らなかった」（ジャット 75）ことである。例えば追放を目撃した『ニューヨーク・タイムズ』紙の記者はこう書いた。追放という「この再移民の規模とそれが実施される状況は、歴史に前例がない。その恐怖を目の当たりにする者なら、これこそ人道に対する罪であり、恐ろしい歴史の報いが必ず来ると確信するだろう」（ジャット 36）。西側の観察者がこのように不気味な予言を書きつけるほど追放が凄絶を極め、深い禍根を残した事実は直視しなければならないが、同時に、来るべき報いの原動力とみられたのが、自分たちこそが犠牲者だという意識だった点を見落とすことはできない。実際、「つい最近、自分たちの兄弟、息子、父親たちがポーランド、ロシア、ウクライナの農民を同じような目にあわせたことに思い至る者は、ほとんどいなかった」（ビーヴァー (a) 97) し、反ソ感情をたぎらせる心理で「『忘れられた』のは、かつて、ドイツの兵士たちが、ソ連国内でいかに凄まじい破壊を行ったか、ということであり、『忘れられた』のは、いかに徹底的に、『燃え尽くされる大地』というスローガンが実行に移されたか、ということであった」（クチンスキー 46）。ともあれ、1950年に定められたドイツ故郷被追放民憲章では第1条で「復讐と報復を断念する」ことが謳われたが、そのことはかえって怨恨感情がいかに広範に存在していたかを裏書きしているとも解されるのである（Czaja 15）。

### 3. 戦後復興と避難民・被追放民

ところで、なるほど戦後初期には重荷になったものの、その同じ被追放民たちがやがて戦後復興に大きく貢献する存在になったことも指摘しておかなくてはならない。今日から振り返れば、彼らがよく訓練され労働意欲をもつマン・パワーとして戦後ド



イツの経済的繁栄の基礎を築くのに不可欠であったことに関しては広範な一致がある (Frantziach-Immenkeppel 8; Böddeker 462ff; Djekovic/Groß 128ff.; ペッツィーナ 88; 佐藤 59)。

世界恐慌から抜け出た 1930 年代中期から第二次世界大戦の敗北までの間、軍需景気と戦時経済のためにドイツ産業の生産能力は著しく拡大した。工業生産の増大は、しかし召集により軍務に就くドイツ人労働者の大量離脱が生じたことや、潜在的労働力としての女性の場合、ナチ・イデオロギーによる制約などで戦時下に就労した人数は比較的一定していたため、外国民間人の強制労働と戦争捕虜の労働力の大規模な投入によってのみ可能だった。ナチスの唱える人種的価値に基づき、彼らのうちの「ある者はほぼ『正常な』ガストアルバイターとして雇用され、他の者は『労働を通じての絶滅』にさらされるという対極的な状況におかれた」が、いずれにせよその総数は増大しつづけ、1944 年夏には約 770 万人にまで達したのである (ポイカート 192; Herbert (b) 146f.)。

戦争が終結し、占領とともに奴隷労働から解放されて自由になった外国人強制労働者と戦争捕虜の大半は、当然ながら、故国に帰った。もっとも、そのなかには捕虜として生き延びたソ連軍将校のように、対独協力の嫌疑をかけられて死刑に処される懸念や、一般のソ連軍兵士のように収容所送りになる不安から帰国を拒否した者も少なくなくなかった。なぜなら、「捕虜になった軍人であれ、強制連行された奴隷労働者であれ、自決もせず、『パルチザンに合流』もしないで、おめおめとドイツに連れていかれたのは、本人が暗黙のうちに同意したからだ」と見做されたからである。そうした見方の根底には、「なにびとであれ、いったんソ連国外で時を過ごした者はどんな環境の下であろうと、反ソ思想の影響に晒されたに違いないというスターリン主義者の恐怖心」が存在した (ビーヴェー (a) 187,267,620f.)。事実、ソ連国民として 1953 年までに帰国させられた 550 万人のうちの 5 人に 1 人が銃殺かグラグの略称で恐れられた強制収容所送りに処されたほか、さらに多くの人々がシベリア追放となるか、あるいは強制労働部隊に組み入れられたといわれる (ジャット 42; メリデール 402f.)。その一方で、戦禍で故郷が荒廃したり、家族をすべて失ったためにもはや故郷と呼べる土地を喪失したことや、あるいはバルト 3 国出身者やウクライナ人、ルーマニア人のように祖国を支配下においたソ連もしくは共産主義勢力に対する反感から帰国を断念した者も存在した。彼らは流民すなわち DP と略称されたが、西側占領地区に残った人数は 1946 年で 76 万人に上った。またそのうちの半数近くは祖国の復活を待望していたはずのポーランド人であった (Wetzel 34ff.; Jacobmeyer 370f.)。いずれにせよ、多数の強制労働者たちの帰国で生じた労働力の空隙は、さしあたり復員

してくるドイツ兵によって埋め合わされたが、しかし不十分だった。これには道路・鉄道網の寸断による物資輸送の杜絶や電気・石油などのエネルギー供給の欠乏が加わった。そのため、精神面だけでなく物質面でも全てが失われて戦後はゼロから出発したといういわゆる「ゼロ時」の通念に反し、実際には戦時中に投資が拡大したのに加えて比較的多くの生産設備が爆撃や戦闘による破壊を免れたにもかかわらず、戦後初期にはそのかなりの部分は稼働させることができなかった（アーベルスハウザー 21f.; ペッツィーナ 87）。

1948年に通貨改革が断行され、三つの西側占領地区で経済の上昇が始まったが、それは二つの要因によって支えられていた。第1はアメリカの対外援助としてマーシャル・プランの形で資本が流入したことである。第2は十分な数の労働力が存在していたことである。この関連で重要になるのが次の事実である。すなわち、1950年までに膨大な数の被追放民と避難民がかつての東部領土をはじめ、ソ連の勢力圏に組み込まれた東欧諸国から西ドイツに流れ込んでいたことである。しかも1950年から1960年の間で見ても、西ドイツでの人口増加の90%以上が避難民と被追放民に負っていたことも指摘しておくべきであろう。この結果、被追放民と避難民のグループは1960年には当時の西ドイツ人口の約4分の1を占めたのである。また東ドイツからも少なくとも270万人の「共和国逃亡者」が西ドイツに流入していたことも忘れてはならない（近藤 (a) 427ff.）。ともあれ、これらの数字から差し当たり次のことが明瞭になる。経済再建過程で生じた労働力の不足を埋めたのが避難民と被追放民にほかならなかったことがそれである。彼らが存在しなければ、既に1950年代にかなりの労働力不足が生じ、そのために再建は進捗しなかったであろうということは、単に被追放民団体の一方的な主張であるだけでなく、今日では広く認められた定説になっている。例えばU.ヘーベルトはこう記している。「経済の奇跡がなければ避難民と被追放民の統合は不可能だっただろうし、また彼らの追加的な労働力ポテンシャルがなかったなら、経済の奇跡は可能ではなかったであろう」（Herbert (a) 182）。

ところで、一般に人の移動に関しては、移住者の統合の過程は摩擦なしに直線的に進展することはないといえるが、このことはドイツについても当てはまる。以前のドイツの東部領土からの被追放民や避難民にソ連占領地区あるいはその後の東ドイツからの逃亡者を加えた人口は膨大な数に達するが、敗戦後の荒廃した社会にこれらの人々を受け入れ、統合することは大きな軋轢を生み、様々な懸念を広げることになったからである。占領国はこれらの人々の移送に関する技術的行政的指示を与えることと彼らの間の騒擾の防止に自己の役割を限定し、それ以外は再建途上のドイツ側の行政機関に委ねたので、被追放民たちを多く抱えた農村部の自治体の負担は大きかつ

表5 避難民・被追放民の地域分布

州	人 口		増減 (%)	難 民	難民の 比率(%)
	1939年5月17日	1950年9月13日			
シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン	1,589,000	2,594,600	63.3	856,943	33.0
ハンブルク	1,711,900	1,605,600	-6.2	115,981	7.2
ニーダーザクセン	4,539,700	6,797,400	49.7	1,851,472	27.2
ノルトライン＝ヴェストファーレン	11,934,400	13,196,200	10.6	1,331,959	10.1
ブレーメン	562,900	558,600	-0.8	48,183	8.6
ヘッセン	3,479,100	4,323,800	24.3	720,583	16.7
バーデン＝ヴュルテンベルク	5,476,400	6,430,100	17.4	861,526	13.4
バイエルン	7,084,100	9,184,500	29.6	1,937,297	21.1
ラインラント＝ファルツ	2,960,000	3,004,800	1.5	152,267	5.1
西ドイツ全体	39,337,500	47,695,700	21.2	7,876,211	16.5

出所：Bade, Klaus J. /Jochen Oltmer, Normalfall Migration, Bonn 2004, S.60.

た (Klemt 66f.)。特に 1950 年に総数の 23.2%を引き受けていたニーダーザクセン州をはじめとして、「難民州」と呼ばれたシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、バイエルンの 3 州に被追放民たちは集中する形になり、分布に顕著な偏りが生じたことが表 5 に示されているが、それによる著しい人口変動に照らしただけでも、これらの州で深刻な紛争が憂慮されたのは当然だった (Wiesemann 218f.)。例えば敗戦直後にアメリカから故郷であるバイエルン州の州都ミュンヘンを訪れたトーマス・マンの息子クラウスはあまりの荒廃ぶりに驚愕し、「ミュンヘンは巨大な墓地に変身していた。中心街に残っている建物は一つとしてなかった。誇張ではない。瓦礫の山以外には何も無い」と記したほどだったが (ゾンマー 200)、そのミュンヘンでは創立 800 年に当たる 1958 年に 100 万を超えた住民のうちでズデーテン・ドイツ人を中心とする被追放民は 19 万 2 千人を数え、ミュンヘン市民の 18%を占めたのである (小松 248)。

これらの数字が示すように、戦災で住宅が激減した社会に戦前を大幅に上回る人口が居住する事態になった結果、被追放民たちは窮屈で粗末な緊急収容施設に長期間詰め込まれることが多く、そのことは住宅の確保を巡る軋轢を生じさせた。また 1951 年の統計では西ドイツの失業者数は 166 万人だったが、そのうち 55 万 7 千人が被追放民・避難民であり、彼らの失業率は従来からの西ドイツ住民の 2 倍にも達していたので、生活再建の足場となる職場の獲得を巡って摩擦が現出した。しかもこれには他所者に等しい新参者と土着の住民との間の感情的な対立が重なった。初期には間もなく立ち去る「強制的休暇の東部ドイツ人」として容認されていたのに、定住が避けられなくなるにつれ、被追放民たちは排斥の対象とされたのである (Theisen 31)。そ

のことは、「戦争の漂着物」という蔑称をはじめ、ナチの人種主義を連想させる「異種 (artfremd)」、「異民族 (fremdvölkisch)」、「劣等者 (Minderwertige)」のような差別語が使われた事実が証明している (Uhl 63; Krauß 33)。わが国の例を引けば、この点には、敗戦後の日本で外地からの「引揚者が日本の内なる他者として普通の日本人の引き立て役」にされ、「劣った日本人として日本社会の周縁的な位置を与えられた」と共通する心理的機制が働いていたと考えられる (五十嵐 22)。また、このことは、歴史的背景やスケールの面での相違に十分に留意しなければならないにせよ、わが国でようやく本格化の兆しが見えはじめた戦後の引揚の研究に関して (増田)、被追放民の歴史から貴重な示唆が得られることを含意している。ともあれ、故郷と財産ときには家族も失った苦痛に加え、見知らぬ地で差別に晒されて不満を募らせた被追放民や難民たちは、多数が行事に参集する「ズデーテン・ドイツの日」に代表されるように、相次いで出身地ごとに同郷人会を結成して結束を強めるとともに、故郷権などを唱えて失地回復を叫ぶ国粹主義と東のブロックに対する強烈な反共主義に駆られて右傾化する可能性が高まった。けれども、今日確認されるところでは、社会的緊張や政治的危険は当時懸念されたほどには実際は深刻ではなかったといわれる (Beer 115ff)。

人の移動に伴う摩擦という面から見れば、戦後の被追放民・避難民とその後の外国人労働者とその家族が置かれた状況には多くの点で構造的な類似点が存在する。しかし他面で、基本的な相違があるのは指摘するまでもない。被追放民・避難民の場合には主としてドイツ国籍をもち、ドイツの生活習慣とドイツ語を話す人々が中心になるからである。したがって彼らについては外国人法を巡る種々の問題や言語の困難などは現れず、外国人について見られるような排外主義的な言動はもとより、ドイツの異邦化の不安やそれによる反感なども現出する余地は殆ど存在しない。また被追放民・避難民自身の側でも住み着いた土地は未知の異国ではない上に、かつての故郷に帰還する可能性は乏しいという現実を長期的には受け入れる以外になく、新たな土地に定住するほかなかったからである。言い換えれば、外国人労働者とは違い、彼らには帰ることのできる国や故郷は存在しなかったのである。

こうした事情が統合への彼らの積極姿勢の背後に存在していたが、それに加えて、この姿勢を強めた要因として、占領した連合国とドイツの官庁が彼らを定着させる方針を立て、1952年に制定された負担調整法を頂点に政治的・経済的な同権と社会的統合を促進する施策を推進したことにも注意を払う必要がある (Kleinert 55f.; Plato/Leh 27f.)。1948年の通貨改革で生じた個人的損失を補償する狙いがあるように、元来、負担調整法は戦争で財産を喪失した被追放民たちの救済だけを意図したものではな



かった。また被追放民を含む戦争被災者の困窮に対する援護策としては、不十分なながらも1949年に緊急援助法が定められており、負担調整法が被追放民支援の最初の法規でもなかった。しかし、「ドイツ史上最大の資産課税」と評されるとおり、それは資産の大規模かつ広範囲の再分配を目指すものであり、それによって「零落住民の大部分の社会的充足に貢献し、最終的に、かなりの住民統合を達成した」(クレスマン278)のであった。そして、同法の主たる対象として被追放民たちが位置づけられていたのである。こうした面で、負担調整法の実施は、「厳しい運命に晒された難民との連帯の象徴として、西ドイツの人々が行ったもっとも価値ある行為となった」(ヴァイツェッカー283)といわれ、さらには「被追放民統合の成功の象徴」(川喜田(a)4)ともされるのである。

これらのほかにも、外国人が大半は労働者であるのとは異なり、避難民・被追放民は社会成層の面では均質な集団ではなく、定住した西ドイツでも社会の上層や中間層に属した人々が少なからずいたことや、また外国人が政治的・社会的に弱体な集団であるのとは対照的に、故郷被追放民・権利被剥奪者同盟(BHE)や被追放民同盟のように、彼らが共通の利益を主張し、政治的に貫徹できる圧力団体を形成できたことなども見落としてはならない。特に後者の点については、単に彼らの数が極めて多かっただけでなく、ドイツ国籍を有する市民として当然ながら選挙権を行使しえたことが重要である。なぜなら、選挙で勝利を収めようとする主要な政党はいずれも少なくとも彼らの票を逃さないためだけでも、彼らの要求を顧慮せざるをえなかったからである。そればかりか、1950年に占領国による制限が撤廃されたとき、共通の利害をバネにして彼らはBHEを結成した。そして、1953年の連邦議会選挙では23の議席を獲得しただけでなく、アデナウアー政権に二人の閣僚を送り込みさえした。このようにして彼らは独自の政治勢力として無視しがたい地位を占めたのである。このことは被追放民・避難民の社会的統合が十分には進まず、それだけ彼らが共通の主張で結束しやすい状況にあったことを示している。

そうだとするならば、BHEが1957年の連邦議会選挙で5%の壁に阻まれて議席を失ったのを皮切りに、1960年代に入って凋落していったことや、その過程で事実上キリスト教民主・社会同盟に吸収されていき、それに応じて被追放民団体の政治的影響力が低下していったのは、彼らの社会への統合が進展したことを物語っていると解することができよう。実際、H.-W. ラウテンベルクが確認しているように、「遅くとも1960年代末までには連邦共和国の戦後社会への数百万人の避難民と被追放民の統合は完了したと見做される」のであり(Rautenberg(b)36)、この点については広く共通認識が存在する。実際、被追放民団体とのパーソナルなつながりを除けば、社会

生活の面では彼らの特殊性は殆ど消失するに至ったのである。「追われたり、逃げたりしてきた 1200 万人の人たちを西ドイツは受け入れ、新しい故郷とした - 1950 年代の経済の奇跡以上に大きい奇跡だった」(ヴァイツゼッカー 7)。膨大な数の被追放民たちの統合に関してヴァイツゼッカーはこう記してその成功を高く評価しているが、戦争で「あれほど徹底的に叩きのめされたのでは恐らく再起不能」(新関 186)と思われたドイツを経済大国に飛翔させた「経済の奇跡」と並び、当初に予想された困難の巨大さを考えるなら、こうした表現も心情的には十分に理解できよう。この点を確かめるには、例えば被追放民たちが起居した収容施設が「ニヒリズムの孵化場」とすら呼ばれたことを想起すれば足りる (Krauß 36)。

ただ経済の奇跡とその後の繁栄に被追放民統合の奇跡を付け加える時、戦後西ドイツのサクセス・ストーリーの自賛が透けて見え、さらには東ドイツに対する西ドイツの優位を誇示する冷戦的思考様式が垣間見えるのも否定しがたい。その意味で、サクセス・ストーリーの一環をなす早期の統合の成功というテーゼに対しては種々の批判が提起されていることを付言しておく必要がある (Beer; Franzen)。例えば A. コザートは様々なレベルの摩擦を取り上げ、成功テーゼで語られるほど統合が順調には進展しなかったことを強調する意図から、著書に『冷たい故郷』というタイトルを付けているが、この書が代表例となるように、「速やかな統合」については「神話」にすぎないとする傾聴すべき見解も存在している (Kossert; Hoffmann 75f.)。また他面では、膨大な数の被追放民たちが新たな土地に定着したことにより、一連の戦後改革とも相俟って、伝統的な社会関係が掘り崩されたことも看過できない。敗戦後のドイツの「社会は他国のように社会的諸階級の間で生じた断層ばかりでなく、異なる出身の人間たちの間で生じた深い断層を刻み込まれた」が (Ther 89)、長期的に見た場合、それによって、「農村部でのかなりの抵抗にもかかわらず、戦後のドイツで人口の混合は伝統的な社会的関係と宗派的な結合の緩慢な意義喪失を招来することになった」(Bauerkämper 14) ののである。様々なレベルでナチ支配が及ぼしたドイツ社会の近代化効果に関してはこれまでに刺激的な議論が行われたのは周知の通りだが、新参者としての被追放民たちの大量流入は、敗戦後のドイツで在来のミリューの融解と社会的近代化の促進要因として作用したといえるのである。

#### 4. 避難民・被追放民問題の現在

ドイツ降伏 60 周年の日を目前にして『シュテルン』誌 2005 年 9 号でダニエルスとシュミッツはこう書いている。「追放、空爆戦争、国防軍兵士の悲惨 - これらすべて



の問題はようやくここ数年に次のようなテーマになった。それは、「ナチス・ドイツの犯罪を相対化しようとしているという嫌疑に即座に晒されることなく議論することのできるテーマである」(Daniels/Schmitz)。ここで指摘されているのは、過去の克服と呼ばれてきた議論に生じている変調といってもよい。反ファシズムを建国神話とした東ドイツ(DDR)と違い、西ドイツと統一後のドイツでは長くホロコーストを中心に加害者としての過去を正面に据えて論議が続けられてきたが、世紀が替わったところからドイツ人の受難ないし被害ともいべき側面にも光を当てるのが可能になり、少なくともタブー視するこれまでの空気が和らいだというのがダニエルスたちの見方である。戦後ドイツ史を考えればこの問題が重要なのは多言を要しないので、本稿の主題である追放に関わらせてしばらく考えてみよう。

『総統国家』などの優れた著作で知られる N. フライは、第三帝国の崩壊から60年以上隔てて『1945年と私たち』と題した一書を公刊した。その中で、「実際に一つの時期が終わろうとしている」として、彼は次のように記している。「第三帝国の時代が同時代人から消え失せつつある。私たちの社会に現存した、自分自身の歴史的経験の蓄えから国民社会主義が消えようとしている。」これに伴い、「60年代初期に形成され、連邦共和国の社会を何十年も刻印してきた、過去との自己批判的取り組みの文化」も自明ではなくなってきたというのである(Frei 22)。もちろん、ナチ犯罪の記念碑などの数が1990年代に増加したことに見られるように、「ナチズムに向けられた記憶の文化にとって、ドイツ統一はむしろ新しい、強力な推進力を意味していた」(リュールプ 149)のは無視できない重要な事実であり、その意味では文化の拡大と空洞化の同時進行に注意を払うべきかもしれない。サッカーの世界・カップが2006年にドイツで開催された際にドイツ国旗のシンボル・カラーが氾濫して「陽気な愛国心」の突出が注目を浴び、2011年にはアレンスバッハ研究所が世論調査を通じて国民的自負と大国意識の高まりを確認しているが(Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 20.7.2011)、そうした現象はフライの指摘する変化とパラレルな関係にあると考えてよい。なぜなら、そこには自国と距離を置く「自己批判的な」姿勢は見出せず、逆に素直さや屈託のなさが特徴になったように無反省な同一化や自己肯定的な傾向が濃厚だからである(近藤(c) 181ff)。同時に、こうした傾向が浸透した土壌として、次のような事情があるのも見逃せない。それは、ドイツ分断を侵略戦争に対する懲罰と受け止め、経済大国としての実力にもかかわらず過去の重みで政治力にかけられていた自制が、ドイツ統一の実現を境にして弛んできたことである。敗戦から学んだとされる「自制の文化」(シュタンツェル)は、その意味で変質しつつあるといわなくてはならないのである。

それはともあれ、ナチズムの色濃い影を長く引きずり、過去の克服に努力してきた現代ドイツでこのような変化が生じているとすれば、戦争の帰結ともいえる避難民や被追放民に関しても同種の変化が見出されるのは当然であろう。ドイツ分断を一つの頂点にして東西冷戦が激化した1950年代には反共主義の立場から共産主義の暴虐を宣伝する道具として追放問題には脚光が当てられた。多数の研究者を動員して西ドイツ政府の主導で追放に関する膨大なドキュメントが編纂されたのはその一環でもあった。けれども、1960年代に入って緊張緩和の時期が訪れると露骨な反共主義の衰退に伴って関心が希薄化する一方、とりわけアイヒマンをはじめとする一連のナチス裁判などでホロコーストの実態が広く知られるに及んでドイツ人の「受難」を前面に押し出すことは自国の過去に対する反省の欠如と同一視されるようになった。こうして、友好の美名で共産圏の暗黒面を意味する追放がタブー化された東ドイツ(DDR)と同様に、事情は異なるにせよ、西ドイツでも追放問題には重い蓋がされることになったのである。世紀転換期までの被追放民に関する文献で、追放という歴史的事実と被追放民の存在が忘却の中に沈みつつあり、無関心が広がっていることがしばしば憂慮を込めて指摘されてきたのには(Theisen 20)、そうした背景が存在したのである。

もっとも、このような状況が現出したのは、彼らの社会的統合に伴って被追放民としての輪郭が目につかなくなると同時に、被追放民の内部でも追放の記憶をもたない第二・第三世代が増大し、悲痛な経験が薄れてきていることが主要な原因になっている点には十分に留意する必要がある。いずれにせよ、被追放民同盟の会長 E. シュタインバッハが中心になって2000年に「追放に反対するセンター」が創設されたのには、そうした無関心への危機感がある。そこに集まった人々は東欧圏からの追放とドイツ社会への被追放民の統合について常設展示を行う記念館の設置を要求し、さらに一部のグループはプロイセン信託公社を設立してかつての故郷に残置した財産の返還請求運動に乗り出した。無論、これらにはナチスに蹂躪された過去をもつポーランド側から官民あげての激しい反発が生じたのは指摘するまでもなく、対抗手段として、請求を放棄していた戦争被害の補償をドイツ政府に求める動きすら高まった(佐藤 317; 川喜田 (b) 82f; 2004年11月6日付『朝日新聞』)。同様にチェコでも追放を定めたベネシュの大統領令の廃止やズデーテン・ドイツ人に対する補償を認めないとする宣言を議会が全会一致で決議し、ドイツ側の要求を怒りを込めて撥ねつけた。

こうして拡大した感情的な摩擦に油を注ぐ形になったのは、2002年2月に出版されたギュンター・グラスの『蟹の横歩き』であり、フィクションの形でドイツ人避難民の苦難を描いたこの作品は発売から一月ほどで30万部以上の売れ行きを記録したのである。同年4月に「犠牲者としてのドイツ人」という問題含みのタイトルで『シュ

ピーゲル』が特集を組み、同じ年に『ドイツ人の逃亡』と題した特別号を世に送り出したのは、そうした背景からである。また、その導入で、「第二次世界大戦終結から半世紀以上たって、とくに忘れられたように見えた一つのテーマが正常性に満たされたベルリン共和国で突発した」と記されていることや (Der Spiegel, Nr.13, 2002, 36)、しばらくして一書を編んだS.ブルクドルフが編者の序言で、「東部からのドイツ人の逃亡と追放に関するシュピーゲルのシリーズへの驚嘆すべき大きな反響は、これまで世論とメディアで無視されがちだったテーマを取り上げるのを勇気づけた」と洩らしているのは (Burgdorff 7)、問題の急浮上に対する驚きや当惑を証明している。無論、そうした急浮上が可能になった土壌として、先述した国民的自負と大国意識の高まりという変化があることは、改めて指摘するまでもないであろう。ともあれ、敗戦60周年の2005年に実施された世論調査で第二次世界大戦終結で何を連想するが問われた際、「追放」を挙げるのは43%で、最高の「再建の開始」74%、「ナチズムからの解放」60%よりかなり下回ったものの、「ドイツ占領」39%、「敗北」34%よりは上位を占めた (Allensbacher Berichte, Nr.9, 2005)。ドイツ戦後史上、戦争終結を「敗北」や「破局」とみて「零時」とする長く支配的だった見方が徐々に後退し、1970年代を境にして「ナチズムからの解放」の面を重視する見方が次第に有力になったことを考えれば、この結果にはそうした変容を含むナチズムと戦争の記憶に関わる微妙な問題が映し出されていて興味深い、それと同時に、少なくとも追放が近年ではタブー状態や無関心から脱して、記憶の一角を占めるに至ったことが反映されているのも確かであろう。

他面、論議と応酬が続けられる過程で、追放がその一種である強制移住の被害を受けたのはドイツ人だけでなく、周辺諸国でも同様の悲痛な経験があることに視界が広がるようになったのも、見落とせない変化といえよう。記念館設置を巡る議論は連邦議会でも展開されたが、政治的配慮も加わってとくに強調されたのは、ドイツ以外にもヨーロッパ各地で強制移住が行われたことだった。また例えば社会史の泰斗H.U.ヴェーラーが前記の『シュピーゲル』特別号などに登場したが、追放の悲劇でホロコーストを相対化しないこと、悲劇の原因はドイツの侵略にあることと並んで彼が力説したのもこの点だった (Wehler (a) 19ff.; Wehler (b) 9ff.)。2010年に連邦政治教育センターは『強制移住、逃亡、追放 1939-1959年』という歴史地図を中心にした著作を刊行したが (Bundeszentrale für politische Bildung)、ドイツだけではなく、ポーランド、ウクライナ、ユダヤ人にもほぼ同等のスペースが割かれ、ベラルーシ、リトアニア、チェコなどにも触れられているのは、このような変化を裏書きしている。それが可能になった背景には、戦争に関して「空襲の夜や逃避行の際の、捕虜として

の、あるいは戦争直後の『飢餓の時代』に受けた自分たちの苦難にのみ関心を向けていた1970年代までの記憶の文化が薄らぎ、「他の犠牲者のグループや、ドイツ人によって他国で行われた破壊についてはほぼ完全といっていいほど無視」する姿勢が克服されたという、緩慢ながら着実に進行した注目に値する変化がある（リュールプ143f.）。ともあれ、以上のような議論を踏まえ、焦点となった記念館に関しては、メルケル大連立政権下の2008年12月に連邦議会で設置が決定され、運営主体として「逃亡・追放・和解連邦財団」が設立されて建設に向けて動き出した。しかし、ドイツに限定せずヨーロッパを広く見渡した展示と並び、研究者を擁する資料・情報センターを併設することや、議論を呼んだ設置場所をベルリン都心とすることなどは決まったものの（Stiftung Flucht, Vertreibung, Versöhnung）、2013年現在でも開館には至っていない。

## 結び

最後に移民史の観点から見た避難民・被追放民の位置について簡単に触れ、本稿を結ぶことにしよう。

西ドイツでは1950年代半ば以降に外国人労働者の導入が開始され、ベルリンの壁の建設後に外国人労働者の募集が本格化した。しかし、復興から経済の奇跡の初期までは、以上で見てきたように、不足する労働力は主として被追放民たちによって補われたのである。換言すれば、この時期には外国人は労働力としてはそれほど大量には必要とされず、故郷を失い多くがプロレタリア化した被追放民たちによって復興と急速な経済成長は支えられたといえるのである。実際、豊富なマン・パワーとして彼らは多様な職種の労働現場で直接的に貢献したのはもとより、失業率を高める要因になったがゆえに、一方では平均以下の労働条件の部門に甘んじて就業するとともに、他方では、追加的労働力として賃金上昇を抑制する働きをし、間接的に企業利潤の増大と投資の拡大に寄与したのであった。こうして経済復興を担いつつ、その過程で避難民・被追放民たちは労働市場に編入され、生活基盤を徐々に固めることができたが、そのために当初は困難さが憂慮されていた彼らの社会的統合は次第に進展し、重大性と先鋭さを減じていくことにもなった。つまり、戦後の復興と経済成長は、被追放民たちの存在のゆえに初期の局面では外国人の労働力に依拠せず実現されたが、同時に、負担調整などの措置と並んで、その成長によって彼らの社会的統合は進展していったのである。

もっとも、被追放民が一環をなす移民問題の文脈で眺めた場合、このプロセスの裏



側では、一つの重要な事態が生じていたのも看過できない。すなわち、避難民・被追放民が出現する直前の戦時下のドイツでは外国人の強制労働が大規模に推し進められたが、ドイツ移民史の一頁をなすこの出来事が戦争に起因する例外的な現象であって、過去の一つのエピソードとして片付けられる傾向が強まり、意識の片隅に押しやられるようになったのである。トルコ人を中心にして外国人労働者の本格的な導入が始まり、ガストアルバイターの時代が開幕したのはこの段階だった。「戦争終結から15年が経過する頃には、戦時期の『異邦人労働者』に対する姿勢が1950年代に批判的な検証に晒されないまま、無前提性というフィクションの下に外国人の大量雇用が再び社会的に受け入れられえた」のである (Herbert (a) 190f.)。換言すれば、瓦解した第三帝国と高度成長に突き進む戦後ドイツとの間の混迷と復興の時期に被追放民たちが労働力の貯水池となることによって外国人労働者問題の連続面が切断され、強制労働の歴史的汚点に目を塞いだまま、ガストアルバイターを初めて導入する外国人であるかのような見方が広がる結果になったのである。

他方、この関連で見過ごせない論点がもう一つある。それは、西ドイツへの人口流入の面で見ると、ほぼ1950年を境にして主役の座が避難民・被追放民からユーバージードラーに移ったことである。1950年代に東ドイツから西ドイツに逃亡の形で移住するユーバージードラーと呼ばれる人々の流れが大きく膨らんだのは、東ドイツ史の重要な一面だった。東ドイツで刑法に「共和国逃亡罪」が重罪として定められたことや、遂には1961年にベルリンの壁が構築されたのは、これを阻止するためだった。ともあれ、このような移動を背景にして、経済成長につれて拡大した西ドイツの労働力需要は、避難民・被追放民だけではなく、それに続く形でユーバージードラーの流入によって充足されるようになったのである (近藤 (a) 429ff.)。避難民・被追放民とユーバージードラーを移民というパースペクティブで捉える認識枠組みは長く存在しなかったが、今日から振り返れば、西ドイツの経済の奇跡を底辺で支えた労働力として両者が等価の集団だったことが明白になる。その意味で、西ドイツと統一ドイツの経済発展と繁栄の軌跡を振り返る時、ガストアルバイターの貢献だけではなく、これら二つの集団の役割に関しても考えることが必要とされよう。

これらの点と合わせてあらためて注目を引くのは、被追放民たちが首座から退くのと並行する形で、避難民・被追放民問題の重みが次第に軽くなっていったことである。そこに反映されているのは、彼らの社会的統合が緩慢ながら進んだ事実にはほかならない。たしかにそのテンポやレベルに関しては議論が分かれるものの、遅くとも1960年代末までにはそのプロセスは完了したと見做されている。既述のように、ナチズムや戦争全般については時間が経過して世代が代わるにつれて関心が薄れ、記憶の風化

が進行するのは避けられなかったが、避難民・被追放民問題が忘却されてきたことには今一つの重要な事情がある。すなわち、拡大した無関心の底流には単なる風化やタブーとしての黙殺ばかりではなく、社会的統合の完了という基調の変化があり、存在自体がもはや目につかなくなったのである。その意味では近年の急浮上が驚きを呼んだとしても、もはや遺恨や怨念までが再燃することは考えにくくなっているといつてよいであろう。昨今のドイツでは愛国心や大国意識の高まりが見られるとはいえ、ドイツ以外の地でも行われた強制移住の悲劇にまで視界が拡大しつつあることが示すように、タブー扱いすることなく冷静に史実に向き合う姿勢が広がりつつあることを見逃してはならないのである。

\* 本稿は拙著『ドイツ移民問題の現代史』（木鐸社 2013年）に圧縮して収めた第4章の原型をもとにして大幅に加筆・修正を施したものである。本稿では避難民・被追放民問題に的を絞ったが、多彩な集団が織りなすドイツ移民史との関連については、移民の主要なカテゴリーを通史的に扱ったこの著作を参照されたい。

## 欧文文献

- Aust, Stefan/Stephan Burgdorff, hrsg., Die Flucht, Stuttgart 2003.  
Autze, Rajan, Treibgut des Krieges, München 2001.  
Bade, Klaus J., Europa in Bewegung, München 2002.  
Bade, Klaus J./Jochen Oltmer, Normallfall Migration, Bonn 2004.  
Bauerkämper, Arnd, Der 8. Mai 1945 als historische Zäsur, in: Arnd Bauerkämper/Christoph Kleßmann/ Hans Misselwitz, hrsg., Der 8. Mai 1945 als historische Zäsur, Potsdam 1995.  
Beer, Mathias, Flucht und Vertreibung der Deutschen, München 2011.  
Benz, Wolfgang (b) , Fünfzig Jahre nach der Vertreibung, in: Wolfgang Benz, hrsg., Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, Frankfurt a.M.1995.  
Bessel, Richard, Germany 1945. From War to Peace, New York 2009.  
Böddeker, Günter, Die Flüchtlinge, Frankfurt a.M. 1985.  
Der Bundesminister des Innern, Eingliederung der Vertriebenen, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigten in der Bundesrepublik Deutschland, Bonn 1982.  
Bundeszentrale für politische Bildung, Zwangsumsiedlung, Flucht und Vertreibung 1939-1959, Bonn 2010.  
Burgdorff, Stephan, Vorwort, in: Stefan Aust/Stephan Burgdorff, hrsg., Die Flucht, Stuttgart 2003.



- Czaja, Herbert, Die Charta der deutschen Heimatvertriebenen vom 5.August 1950, 2.Aufl., Bonn 1995.
- Daniels, Arne/Stefan Schmitz, Das schwierige Erbe des „Tausendjährigen Reiches“, in: Stern, Nr.9, 2005.
- Djekovic, Liliana/Hermann Groß, Der Beitrag der Vertriebenen und Flüchtlinge zum Wiederaufbau der deutschen Wirtschaft, in: Marion Frantziuch/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.
- Esch, Michael G., Bevölkerungsverschiebungen und Bevölkerungspolitik 1939-1950, in: Wlodzimierz Borodziej/Klaus Ziemer, hrsg., Deutsch-polnische Beziehungen, Osnabrück 2000.
- Frantziuch, Marion/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.
- Frantziuch-Immenkeppel, Marion, Die Vertriebenen in der Bundesrepublik Deutschland, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B28/1996.
- Franzen, K.Erik, Die Vertriebenen, München 2002.
- Frei, Norbert, 1945 und Wir, München 2009.
- Görtemaker, Manfred, Kleine Geschichte der Bundesrepublik Deutschland, München 2002.
- Gretschel, Matthias, Hamburg und Dresden im Dritten Reich, Hamburg 2000.
- Grube, Frank/Gerhard Richter, Flucht und Vertreibung, Hamburg 1980.
- Habel, Franz Peter, Die Sudetendeutschen, München 1992.
- Habenicht, Gottfried, hrsg., Flucht und Vertreibung: 50 Jahre danach, Freiburg 1995.
- Hendel, Daniela, Die Deportationen deutscher Frauen und Mädchen in die Sowjetunion, Berlin 2008.
- Herbert, Ulrich (a), Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980, Berlin 1986.
- Herbert, Ulrich (b), Geschichte der Ausländerpolitik in Deutschland, Bonn 2003.
- Hoffmann, Dierk, Nachkriegszeit, Darmstadt 2011.
- Jacobmeyer, Wolfgang, Ortlos am Ende des Grauens, in: Klaus J. Bade, hrsg., Deutsche im Ausland – Fremde in Deutschland, München 1992.
- Kleinert, Uwe, Die Flüchtlinge als Arbeitskräfte, in: Klaus J.Bade, hrsg., Neue Heimat im Westen, Münster 1990.
- Klemt, Georg, Organisatorische Aspekte der Aufnahme und Unterbringung der Vertriebenen, in: Marion Frantziuch/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.

- Kossert, Andreas, Kalte Heimat, München 2008.
- Krauß, Marita, Fremde Heimat: Ankunft und erste Jahre, in: Henning Burk u.a., Fremde Heimat, Berlin 2011.
- Mühlfenzl, Rudolf, Geflohen und vertrieben, Königstein 1981.
- Mühlhauser, Regina, Vergewaltigungen in Deutschland 1945, in: Klaus Naumann, hrsg., Nachkrieg in Deutschland, Hamburg 2001.
- Müller, Rolf-Dieter, hrsg., Der Zusammenbruch des Deutschen Reichs 1945, München 2008.
- Münz, Rainer/Wolfgang Seifert/Ralf Ulrich, Zuwanderung nach Deutschland, Frankfurt a.M. 1999.
- Naimark, Norman M., The Russians in Germany, Cambridge 1997.
- Nawratil, Heinz, Schwarzbuch der Vertreibung 1945-1948, 11.Aufl., München 2003.
- Plato, Alexander von/Almut Leh, „Ein unglaublicher Frühling“: Erfahrene Geschichte im Nachkriegsdeutschland 1945-1948, Bonn 2011.
- Rautenberg, Hans-Werner (a), Ursachen und Hintergründe der Vertreibung, in: Marion Frantziach/Odo Ratzka/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.
- Rautenberg, Hans-Werner (b), Die Wahrnehmung von Flucht und Vertreibung in der deutschen Nachkriegsgeschichte bis heute, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B53/1997.
- Reichling, Gerhard, Die deutschen Vertriebenen in Zahlen, Teil 2, Bonn 1989.
- Rürup, Reinhard, hrsg., Berlin 1945, Berlin 1995.
- Scherpe, Klaus R., hrsg., In Deutschland unterwegs, Stuttgart 1982.
- Schön, Heinz, Flucht über die Ostsee, 5.Aufl., Stuttgart 1995.
- Stiftung Flucht,Vertreibung, Versöhnung, Jahresbericht 2009-2012, Berlin 2012.
- Theisen, Alfred, Die Vertreibung der Deutschen – ein unbewältigtes Kapitel europäischer Zeitgeschichte, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B7 · 8/1995.
- Ther, Philipp, Vertriebenenpolitik in der Sowjetischen Besatzungszone und der DDR 1945 bis 1953, in: Christoph Kleßmann/Burghard Ciesla/Hans-Hermann Hertle, hrsg., Vertreibung, Neuanfang, Integration, Potsdam 2001.
- Thorwald, Jürgen, Die große Flucht, München 1998.
- Uhl, Matthias, Die Teilung Deutschlands, Berlin 2009.
- Urban, Thomas, Deutsche in Polen, 3.Aufl., München 1993.
- Weber, Jürgen, Auf dem Wege zur Republik 1945-47, 4.Aufl., München 1994.
- Wehler, Hans-Ulrich (a), Die Debatte wirkt befreiend, in: Spiegel Spezial, Nr.2, 2002.
- Wehler, Hans-Ulrich (b), Einleitung, in: Stefan Aust/Stephan Burgdorff, hrsg., Die

Flucht, Stuttgart 2003.

Wetzel, Juliane, „Displaced Persons“, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B7 · 8/1995.

Wiesemann, Falk, Flüchtlingspolitik in Nordrhein-Westfalen, in: Wolfgang Benz, hrsg., Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, Frankfurt a.M.1995.

Zayas, Alfred-Maurice de (a), Nemesis at Potsdam, Lincoln 1989.

Zayas, Alfred-Maurice de (b), Anmerkungen zur Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, 3.Aufl., Stuttgart 1993.

## 邦語文献

足立芳宏『東ドイツ農村の社会史』京都大学学術出版会、2011年。

ヴェルナー・アーベルスハウザー、酒井昌美訳『現代ドイツ経済論』朝日出版社、1994年。

ルート・アンドレーアス＝フリードリヒ、飯吉光夫訳『舞台・ベルリン』朝日新聞社、1988年。

五十嵐恵邦『敗戦と戦後のあいだで』筑摩書房、2012年。

池内紀『消えた国・追われた人々』みすず書房、2013年。

伊東孝之『ポーランド現代史』山川出版社、1988年。

リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー、永井清彦訳『ヴァイツゼッカー回想録』岩波書店、1998年。

ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラー、後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道 II』昭和堂、2008年。

川喜田敦子 (a) 「東西ドイツにおける被追放民の統合」『現代史研究』47号、2001年。

川喜田敦子 (b) 「ドイツ人『追放』問題の現在」『ドイツ研究』39号、2005年。

川口マーン恵美『あるドイツ女性の二十世紀』草思社、1995年。

ユルゲン・クチンスキー、照井日出喜訳『クチンスキー回想録』大月書店、1998年。

木村靖二編『ドイツ史』山川出版社、2001年。

邦正美『ベルリン戦争』朝日新聞社、1993年。

クリストフ・クレスマン、石田勇治・木戸衛一訳『戦後ドイツ史』未来社、1995年。

クリスティアン・フォン・クロコウ、大貫敦子訳『女たちの時』平凡社、1991年。

小松伸六『ミュンヘン物語』文芸春秋、1984年。

近藤潤三 (a) 『統一ドイツの外国人問題－外来民問題の文脈で』木鐸社、2002年。

近藤潤三 (b) 『統一ドイツの政治的展開』木鐸社、2004年。

近藤潤三 (c) 『ドイツ・デモクラシーの焦点』木鐸社、2011年。

近藤潤三 (d) 『ドイツ移民問題の現代史』木鐸社、2013年。

近藤潤三 (e) 「ソ連占領期東ドイツの特別収容所に関する一考察」『愛知大学経済論集』

186号、2011年。

近藤潤三 (f) 「ドイツの国外移住に関する最新データ」『社会科学論集』51号、2013年。

佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土』新曜社、2008年。

ヘルケ・ザンダー／バーバラ・ヨール、寺崎あき子・伊藤明子訳『1945年・ベルリン解放の真実－戦争・強姦・子供』パンドラ、1996年。

ウィリアム・シャイラー、大島かおり訳『第三帝国の終わり』筑摩書房、1987年。

トニー・ジャット、森本醇訳『ヨーロッパ戦後史（上）』みすず書房、2008年。

フォルカー・シュタンツェル「これからのドイツは」2013年10月3日付『朝日新聞』。

テオ・ゾンマー、山木一之訳『1945年のドイツ 瓦礫の中の希望』中央公論新社、2009年。

竹山道雄「ベルリンにて」『竹山道雄著作集5』所収、福武書店、1983年。

マリオン・デーネホフ、片岡啓治訳『喪われた栄光』学習研究社、1963年。

インゲ・ドイッチェクロン、馬場謙一訳『黄色い星を背負って』岩波書店、1991年。

クリストファー・ドブスン／ジョン・ミラー、間庭恭人訳『死のバルト海』早川書房、1981年。

永井清彦『現代史ベルリン』朝日新聞社、1990年。

永岑三千輝『独小戦とホロコースト』日本経済評論社、2001年。

新聞欽哉『第二次世界大戦下ベルリン最期の日』日本放送出版協会、1988年。

アントニー・ビーヴァー (a)、川上洸訳『ベルリン陥落1945』白水社、2004年。

アントニー・ビーヴァー (b) 「序文」著者不詳、山本浩司訳『ベルリン終戦日記』所収、白水社、2008年。

ウーテ・フレーフェルト、若尾祐司ほか訳『ドイツ女性の社会史』晃洋書房、1990年。

デイトマー・ペッツィーナ、後藤俊明訳「1945年以後の経済再建」山口定・R.ルブレヒト編『歴史とアイデンティティ』所収、思文閣出版、1993年。

デートレフ・ポイカート、木村靖二・山本秀行訳『ナチス・ドイツ ある近代の社会史』三元社、1997年。

増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶応義塾大学出版会、2012年。

ロジャー・ムーアハウス、高儀進訳『戦時下のベルリン』白水社、2012年。

キャサリン・メリデール、松島芳彦訳『イワンの戦争』白水社、2012年。

ラインハルト・リュールプ、西山暁義訳「ナチズムの長い影」『ヨーロッパ研究』8号、2009年。

ヴォルフガング・レオンハルト、高橋正雄・渡辺文太郎訳『戦慄の共産主義』月刊ペン、1975年。

